

宮城県災害廃棄物処理計画  
＜資料編＞



## 【目次】

|      |                                                         |     |
|------|---------------------------------------------------------|-----|
| 資-1  | 関係法令・通知等                                                | 2   |
| 資-2  | 東日本大震災に係る災害廃棄物処理業務総括検討報告書(概要版)                          | 5   |
| 資-3  | 循環型社会形成推進交付金制度の概要                                       | 6   |
| 資-4  | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部を改正<br>する法律(平成27年法律第58号)の概要 | 10  |
| 資-5  | 災害時における廃棄物処理施設の設置等に係る特例について                             | 14  |
| 資-6  | 災害時応援協定等締結状況一覧(令和6年4月1日現在)                              | 29  |
| 資-7  | 廃棄物対策課所管分協定書                                            | 41  |
| 資-8  | 災害時に使用可能な国有財産について                                       | 57  |
| 資-9  | 建物の所有者又は発注者が行う主な許可申請及び届出                                | 63  |
| 資-10 | 一般廃棄物処理施設一覧                                             | 64  |
| 資-11 | 環境モニタリング基準値一覧                                           | 69  |
| 資-12 | 災害等廃棄物処理事業費国庫補助金関係<br>災害等廃棄物処理事業費補助金交付要綱                | 72  |
|      | 廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金交付要綱                                   | 80  |
|      | 災害等廃棄物処理事業費補助金及び廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金実施要<br>領               | 88  |
|      | 災害等廃棄物処理事業の取扱いについて                                      | 94  |
|      | 災害等廃棄物処理事業及び廃棄物処理施設災害復旧事業の事業計画の変更に伴う<br>事前協議の取扱いについて    | 105 |
|      | 災害関係業務事務処理マニュアル(自治体事務担当者用)〈一部割愛〉                        | 109 |
| 資-13 | 宮城県で実施した災害廃棄物処理業務年表                                     | 166 |
| 資-14 | 宮城県災害廃棄物処理対策協議会設置要綱                                     | 177 |
| 資-15 | 一般廃棄物処理事務担当部署・関係団体一覧                                    | 179 |
| 資-16 | 再生資材関係通知<br>東日本大震災で発生した災害廃棄物の再生利用の推進について                | 182 |
|      | 東日本大震災からの復旧復興のための公共工事における災害廃棄物由来の再生資<br>材の活用について        | 183 |
|      | 東日本大震災で発生した倒木等の自然木・木くず等の造成地等における活用につ<br>いて              | 195 |
|      | 災害廃棄物の再生利用事例集(令和5年3月)                                   | 203 |
| 資-17 | 避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン                                  | 246 |
| 資-18 | 宮城県災害廃棄物処理計画ガイドライン                                      | 283 |
| 資-19 | 堆積土砂排除事業について                                            | 287 |
| 資-20 | 令和元年東日本台風(台風19号)の堆積土砂排除事業の活用について                        | 288 |
| 資-21 | 市町村ハザードマップ(復興・危機管理部防災推進課ホームページ)                         | 289 |

## <関係法令>

- 災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）
- 災害対策基本法施行令（昭和37年7月9日政令第288号）
- 災害対策基本法施行規則（昭和37年9月21日総理府令第52号）
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日法律第137号）
- 大気汚染防止法（昭和43年6月10日法律第97号）
- 水質汚濁防止法（昭和45年12月25日法律第138号）
- 土壌汚染対策法（平成14年5月29日法律第53号）
- 騒音規制法（昭和43年6月10日法律第98号）
- 振動規制法（昭和51年6月10日法律第64号）
- 悪臭防止法（昭和46年6月1日法律第91号）
- 労働基準法（昭和22年4月7日法律第49号）
- 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年6月14日法律第85号）
- 毒物及び劇物取締法（昭和25年12月28日法律第303号）
- 消防法（昭和23年7月24日法律第186号）

## <防災計画>

- ① 防災基本計画（内閣府）  
<http://www.bousai.go.jp/taisaku/keikaku/kihon.html>
- ② 環境省防災業務計画（環境省）  
<https://www.env.go.jp/other/bousai/>
- ③ 宮城県地域防災計画  
<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/bousai/kb-huusui-tiiki.html>
- ④ 宮城県第五次地震被害想定調査に関する報告書  
<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/bousai/ks-gozihigai-top.html>

## <災害廃棄物処理>

- ① 災害廃棄物対策指針  
<http://kouikishori.env.go.jp/guidance/guideline/>
- ② 大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針について  
[http://kouikishori.env.go.jp/action/guidance/guideline\\_action/](http://kouikishori.env.go.jp/action/guidance/guideline_action/)
- ③ 災害廃棄物の処理に係る留意事項について  
[http://www.env.go.jp/jishin/attach/memo20110425\\_haiki-ryui.pdf](http://www.env.go.jp/jishin/attach/memo20110425_haiki-ryui.pdf)
- ④ 地震・津波により被害を受けた建築物等の解体工事における留意事項  
～建築物等の解体工事を実施する事業者の皆様へ～  
<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/111107-1.html>
- ⑤ 災害廃棄物から再生された復興資材の有効活用ガイドライン  
[https://www.iiban.or.jp/file/organi/bu/chousabu/fukkoshizai/fukkoshizaiguide/141002\\_contents.pdf](https://www.iiban.or.jp/file/organi/bu/chousabu/fukkoshizai/fukkoshizaiguide/141002_contents.pdf)
- ⑥ 市町村向け災害廃棄物処理 行政事務の手引き  
[https://dwasteinfo.nies.go.jp/plan/project\\_doc/201803saigaigyoseitebiki.pdf](https://dwasteinfo.nies.go.jp/plan/project_doc/201803saigaigyoseitebiki.pdf)
- ⑦ 東日本大震災に係る災害廃棄物処理業務総括検討報告書  
<http://www.pref.miyagi.jp/site/ej-earthquake/houkokusho.html>
- ⑧ 災害廃棄物処理の記録<宮城県>  
<http://www.pref.miyagi.jp/site/ej-earthquake/gyoumukiroku.html>
- ⑨ 産業廃棄物処理業者名簿  
<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/haitai/meibo.html>
- ⑩ 災害廃棄物処理計画策定・点検ガイドライン  
[http://kouikishori.env.go.jp/guidance/planning\\_and\\_inspection\\_guidelines/pdf/planning\\_and\\_inspection\\_guidelines.pdf](http://kouikishori.env.go.jp/guidance/planning_and_inspection_guidelines/pdf/planning_and_inspection_guidelines.pdf)

- ① 災害時に発生する堆積土砂への対応について

<https://tohoku.env.go.jp/content/000164690.pdf>

- ② 災害時の一般廃棄物処理に関する初動対応の手引き

[http://kouikishori.env.go.jp/guidance/initial\\_response\\_guide/](http://kouikishori.env.go.jp/guidance/initial_response_guide/)

#### <リサイクル>

- ① 被災した家電リサイクル法対象品目の処理について

[http://kouikishori.env.go.jp/archive/h28\\_shinsai/pdf/h28\\_shinsai\\_info\\_160422\\_04.pdf](http://kouikishori.env.go.jp/archive/h28_shinsai/pdf/h28_shinsai_info_160422_04.pdf)

- ② 被災したパソコンの処理について

[http://kouikishori.env.go.jp/archive/h28\\_shinsai/pdf/h28\\_shinsai\\_info\\_160422\\_03.pdf](http://kouikishori.env.go.jp/archive/h28_shinsai/pdf/h28_shinsai_info_160422_03.pdf)

- ③ 被災した家電リサイクル法対象品目の処理について

[https://www.env.go.jp/jishin/hisai\\_kaden\\_recycle.pdf](https://www.env.go.jp/jishin/hisai_kaden_recycle.pdf)

- ④ 太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン（第三版）

<https://www.env.go.jp/content/000245687.pdf>

#### <自動車>（参考）

- ① 東北地方太平洋沖地震により被災した自動車の処理について

[http://www.env.go.jp/jishin/attach/jidosha\\_shori.pdf](http://www.env.go.jp/jishin/attach/jidosha_shori.pdf)

- ② 東北地方太平洋沖地震に伴う電気自動車・ハイブリッド自動車等の取り扱いについて

<https://www.env.go.jp/recycle/car/pdfs/110318document.pdf>

#### <船舶>（参考）

- ① 東日本大震災により被災した船舶の処理に関するガイドライン（暫定版）

[http://www.env.go.jp/jishin/attach/guideline\\_senpaku-shori.pdf](http://www.env.go.jp/jishin/attach/guideline_senpaku-shori.pdf)

- ② 東日本大震災により被災した船舶の処理に関するガイドライン（暫定版）について（補遺）

[http://www.env.go.jp/jishin/attach/memo20110706\\_senpaku-shori.pdf](http://www.env.go.jp/jishin/attach/memo20110706_senpaku-shori.pdf)

#### <仮置場>

- ① 仮置場における留意事項について

[https://www.env.go.jp/jishin/attach/memo20110519\\_karioki.pdf](https://www.env.go.jp/jishin/attach/memo20110519_karioki.pdf)

- ② 仮置場における火災発生の防止について

[https://www.env.go.jp/jishin/attach/memo20110921\\_kasai.pdf](https://www.env.go.jp/jishin/attach/memo20110921_kasai.pdf)

- ③ 災害時における国有財産関係の対応

<https://lfb.mof.go.jp/tohoku/kanzai/saigai200401.html>

#### <再生資材>

- ① 東日本大震災で発生した災害廃棄物の再生利用の推進について

[https://www.env.go.jp/jishin/attach/memo20110713\\_saisei.pdf](https://www.env.go.jp/jishin/attach/memo20110713_saisei.pdf)

- ② 東日本大震災からの復旧復興のための公共工事における災害廃棄物由来の再生資材の活用について

<https://www.env.go.jp/jishin/attach/no120525001.pdf>

- ③ 東日本大震災で発生した倒木等の自然木・木くず等の造成地等における活用について

[https://www.env.go.jp/jishin/attach/memo20120608\\_wood.pdf](https://www.env.go.jp/jishin/attach/memo20120608_wood.pdf)

#### <広域処理>

- ① 災害廃棄物処理に係る広域体制整備の手引き  
<http://www.env.go.jp/recycle/report/h22-02/main.pdf>
- ② 大規模災害時等の北海道・東北8道県相互応援に関する協定  
<https://www.pref.yamagata.jp/documents/42021/1-2.pdf>
- ③ 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定  
<https://www.nga.gr.jp/item/material/files/group/3/24518kyouteisyo.pdf>

#### <有害物質>

- ① 災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（第3版）  
<https://www.env.go.jp/content/000128426.pdf>
- ② 廃石綿やPCB廃棄物が混入した災害廃棄物について  
[http://kouikishori.env.go.jp/archive/h28\\_shinsai/pdf/h28\\_shinsai\\_info\\_160422\\_02.pdf](http://kouikishori.env.go.jp/archive/h28_shinsai/pdf/h28_shinsai_info_160422_02.pdf)
- ③ 廃石綿等、感染性廃棄物やPCB廃棄物が混入した災害廃棄物について  
[http://kouikishori.env.go.jp/archive/r06\\_shinsai/efforts/pdf/r06\\_shinsai\\_info\\_240103\\_03.pdf](http://kouikishori.env.go.jp/archive/r06_shinsai/efforts/pdf/r06_shinsai_info_240103_03.pdf)
- ④ 被災した業務用冷凍空調機器のフロン類対策について  
[http://kouikishori.env.go.jp/archive/h28\\_shinsai/pdf/h28\\_shinsai\\_info\\_160607.pdf](http://kouikishori.env.go.jp/archive/h28_shinsai/pdf/h28_shinsai_info_160607.pdf)
- ⑤ 石綿等が吹き付けられた建築物等からの石綿等の飛散及びばく露防止対策の徹底について  
<https://www.mhlw.go.jp/content/001196070.pdf>
- ⑥ 津波被災地域における災害廃棄物中のトランス等の電気機器について（実務担当者用）  
[https://www.env.go.jp/jishin/attach/saigai\\_pcb\\_jitsumu\\_ver2r.pdf](https://www.env.go.jp/jishin/attach/saigai_pcb_jitsumu_ver2r.pdf)
- ⑦ 津波被災地域における災害廃棄物中のトランス等の電気機器について（一般周知用）  
[https://www.env.go.jp/jishin/attach/saigai\\_pcb\\_ippan.pdf](https://www.env.go.jp/jishin/attach/saigai_pcb_ippan.pdf)
- ⑧ 災害廃棄物に混入している感染性廃棄物の取扱いについて  
[https://www.env.go.jp/jishin/attach/kansen\\_haiibutsu.pdf](https://www.env.go.jp/jishin/attach/kansen_haiibutsu.pdf)
- ⑨ 宮城県化学物質適正管理指針  
<http://www.pref.miyagi.jp/uploaded/attachment/3809.pdf>
- ⑩ リチウムイオン電池の適正処理について  
[https://www.env.go.jp/recycle/waste/lithium\\_1/0801lithium.pdf](https://www.env.go.jp/recycle/waste/lithium_1/0801lithium.pdf)

#### <その他>

- ① 避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン  
[http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/1604hinanjo\\_toilet\\_guideline.pdf](http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/1604hinanjo_toilet_guideline.pdf)
- ② 災害時の浄化槽被害等対策マニュアル（第3版）  
[https://www.env.go.jp/recycle/jokaso/policy/disaster/pdf/m\\_r03\\_0.pdf](https://www.env.go.jp/recycle/jokaso/policy/disaster/pdf/m_r03_0.pdf)
- ③ 災害廃棄物等処理・活用事例集（国土交通省のリサイクルホームページ）  
[https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/pdf/recyclehou/recycle\\_rule/H26saigaihaikibutsujirei.pdf](https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/pdf/recyclehou/recycle_rule/H26saigaihaikibutsujirei.pdf)
- ④ 宮城県循環型社会形成推進計画（第3期）  
<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/junkan/sakutei.html>
- ⑤ 県内各市町村のハザードマップ等について  
<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/bousai/hazardmap.html>

<参考URL>

- ① 内閣府：防災情報のページ  
<http://www.bousai.go.jp/>
- ② 環境省：災害廃棄物対策情報サイト  
<http://kouikishori.env.go.jp/>
- ③ 環境省：災害廃棄物対策指針情報ウェブサイト  
<http://kouikishori.env.go.jp/guidance/guideline/>
- ④ 国立環境研究所：災害廃棄物情報プラットフォーム  
<https://dwasteinfo.nies.go.jp/>
- ⑤ 環境省：東日本大震災への対応  
<http://www.env.go.jp/jishin/>
- ⑥ 環境省：循環型社会形成推進交付金サイト  
[http://www.env.go.jp/recycle/waste/3r\\_network/](http://www.env.go.jp/recycle/waste/3r_network/)
- ⑦ 環境省：解体等工事を始める前に  
[https://www.env.go.jp/air/asbestos/litter\\_ctrl/pamph\\_demolish.pdf](https://www.env.go.jp/air/asbestos/litter_ctrl/pamph_demolish.pdf)

<参考図書>

災害廃棄物分別・処理 実務マニュアル -東日本大震災を踏まえて  
編著：一般社団法人 廃棄物資源循環学会 発行：株式会社 ぎょうせい

# 東日本大震災に係る災害廃棄物処理業務総括検討報告書

## 《概要》

### I 趣旨（はじめに）

東日本大震災に係る災害廃棄物処理

- 膨大な災害廃棄物
- 全国から多くの支援
- 巨額の公費の投入

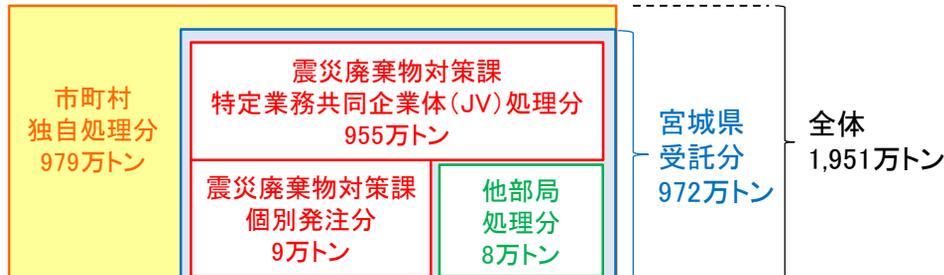
- 前例のない災害廃棄物処理を客観的に検証すること
- 得られた知見や課題を明確にすること

被災県の責務

- ◆ 市町から事務の委託を受けて宮城県が行った災害廃棄物処理業務を検証
- ◆ 検証を踏まえた今後の大規模災害発生時における災害廃棄物処理の在り方を提言

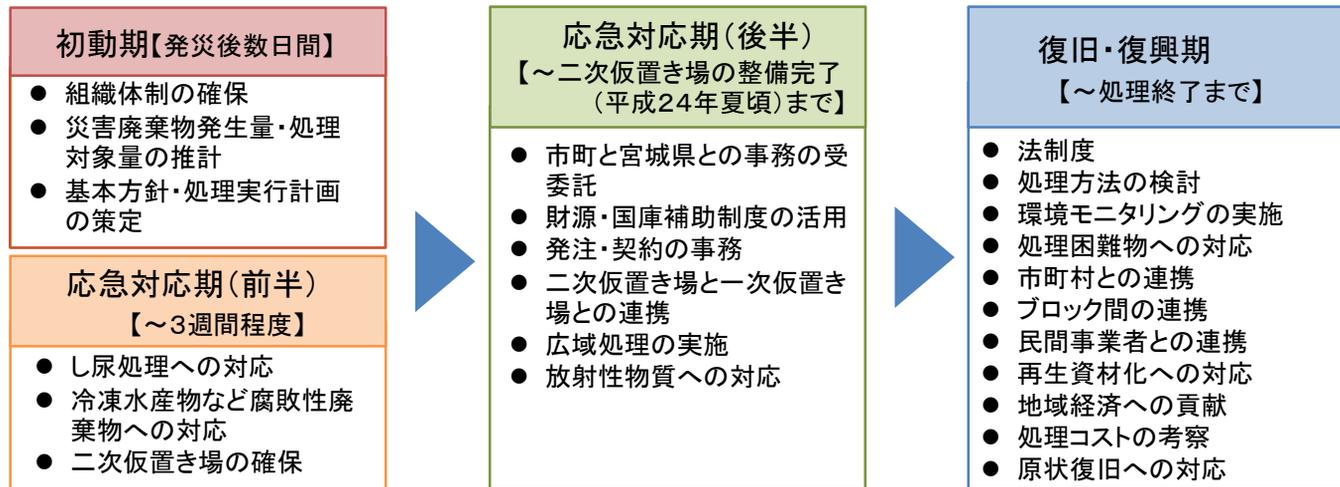
### II 宮城県で実施した災害廃棄物処理の概要

- 宮城県全体の災害廃棄物処理量1,951万トンのうち、宮城県が受託し処理した量は、972万トン。約88%をリサイクル
- 宮城県が広域処理した量は、24.6万トン（市町村が広域処理した量は8.4万トン）



### III 宮城県で実施した災害廃棄物処理業務の検証

- 宮城県が行った災害廃棄物処理に関する23項目について、環境省「巨大災害発生時における災害廃棄物対策のグランドデザインについて（中間取りまとめ）」を参考にして時系列に整理し、検証



### IV 大規模災害発生時における災害廃棄物処理の在り方についての提言

- 検証を踏まえ、大規模災害発生時における災害廃棄物処理の在り方について次の内容を提言

#### 大規模災害に対する備え

- 仮置き場用地の確保又は想定
- 廃棄物処理業者が優れた能力を発揮するための支援と民間事業者及び関係団体との連携強化
- 隣県等との相互協力体制の確立と県内市町村等との連携強化
- 廃棄物処理全般に関する人材育成

#### 災害廃棄物処理を行うに当たっての優先順位等

- 災害廃棄物処理を行うに当たっての優先順位（①発生量推計、②最終処分場の確保、③減量化・資源化の推進）
- 処理対象量推計の精度向上と処理実行計画の不断の見直し
- 処理技術の多様性の確保

#### 法制度の見直し

- 廃棄物処理法の各種手続の緩和と特例措置
- 私有財産の取扱いの整理

#### 財源や各種事業体制の弾力化・一元化

- 補助制度に代わる交付金制度の創設
- 補助制度を維持する場合の被害程度に応じた段階的な財政措置の事前設定
- 復興事業を見据えた財政措置の弾力的運用
- 国家存亡の危機の際、全ての復旧・復興事業を一元化する専門機関の設置

# 循環型社会形成推進交付金制度の概要

## 1. 交付金制度の創設

平成16年度の「三位一体改革」により、従来の補助金制度を廃止し、平成17年度より新たに「循環型社会形成推進交付金」を創設。

## 2. 交付金の交付

市町村が、廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を総合的に推進するため、広域的かつ総合的に廃棄物処理・リサイクル施設整備を計画（循環型社会形成推進地域計画）。

計画に位置付けられた施設整備に対し交付金を交付。

## 3. 循環型社会形成推進地域計画

計画策定の対象地域は人口5万人以上又は面積400km<sup>2</sup>以上の地域を構成する市町村（沖縄、離島等の特別の地域は除く）。

計画において3R推進のための目標を設定（事後に目標達成状況を評価）。

## 4. 交付対象施設

- マテリアルリサイクル推進施設  
（不燃物、プラスチック等の資源化施設、ストックヤード等）
- エネルギー回収推進施設  
（ごみ発電施設、熱回収施設、バイオガス化施設等）
- 有機性廃棄物リサイクル推進施設  
（し尿・生ごみ等の資源化施設）
- 浄化槽
- 最終処分場
- 既設の廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業

## 5. 交付率

交付対象経費の1/3。ただし、高効率ごみ発電施設等の一部の先進的な施設については1/2。

# 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部を改正する法律(平成27年法律第58号)の概要

## 趣旨

災害により生じた廃棄物について、適正な処理と再生利用を確保した上で、円滑かつ迅速にこれを処理すべく、平時の備えから大規模災害発生時の対応まで、切れ目なく災害対策を実施・強化するための法整備を行う。

## 法整備の必要性

東日本大震災等近年の災害における教訓・知見により、災害の発生に備えて対応を強化すべき課題とその対策方針が、以下のとおり明らかとなった。

### 〔課題1〕円滑かつ迅速な処理を実現するための事前の備え(方針・体制)が不十分

#### 〔対策方針〕

- 国の司令塔機能を強化。
- 国、地方自治体及び民間事業者がそれぞれ主体的に取り組み、かつ、広域にわたって有機的に連携するよう、役割分担を明確化し、平時から計画的に対策。



### 〔課題2〕適正処理の確保に向けた指針・仕組みが不十分

#### 〔対策方針〕

- 大規模災害の発生後も、廃棄物の適正処理と再生利用を確保するとの基本的方針を明確化。
- 廃棄物処理法(通常時の対応)及び災害対策基本法(大規模災害時の対応)を有機的に連動させ、切れ目のない災害対応を実施するための仕組みを整備。

**これらの対策方針を発災前・発災後で維持・活用するための制度整備が必要**

## 法律の内容

(施行日:公布の日(H27年7月17日)から起算して20日を経過した日)

災害により生じた廃棄物処理について、

- 適正な処理と再生利用を確保するとともに、
- 円滑かつ迅速に処理すること、また、
- これらについて、発災前から周到に備えること

との基本的考え方に基づき、平時の備えから通常時の対応には廃棄物処理法の枠組みを、大規模災害時の対応にはさらに災害対策基本法の枠組みを活用し、以下の措置等を規定。

- (1) **国、都道府県、市町村及び民間事業者**は、災害により生じた廃棄物について、**相互に連携・協力しつつ、適切に役割を分担して取り組む責務**を有すること。〔廃棄物処理法〕  
さらに国及び都道府県は、**平時から、廃棄物処理の基本方針又は処理計画に基づき、災害時の備えを実施**すること。〔廃棄物処理法〕
  - (2) 災害時においても円滑かつ迅速に廃棄物を処理すべく、災害時には**廃棄物処理施設の迅速な新設又は柔軟な活用**のための手続きの簡素化を行うこと。〔廃棄物処理法〕
  - (3) 特定の大規模災害の発生後、**環境大臣**は、廃棄物処理法の基本方針にのっとり、**災害廃棄物処理に関する指針を策定**すること。〔災害対策基本法〕
  - (4) 特定の大規模災害の被災地域のうち、廃棄物処理の特例措置(既存の措置)が適用された地域から要請があり、かつ、一定の要件を勘案して必要と認められる場合、環境大臣は**災害廃棄物の処理を代行**することができること。〔災害対策基本法〕
- 【要件】● 処理の実施体制、 ● 専門知識・技術の必要性、 ● 広域処理の重要性

# 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の 一部を改正する法律の概要

平成27年法律  
第58号

## 1 趣旨

東日本大震災等近年の災害における教訓・知見を踏まえ、災害により生じた廃棄物について、適正な処理と再生利用を確保した上で、円滑かつ迅速にこれを処理すべく、平時の備えから大規模災害発生時の対応まで、切れ目のない災害対策を実施・強化すべく、法を整備。

## 2 概要

### 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正

#### 平時の備えを強化するための関連規定の整備

(廃掃法第2条の3、第4条の2、第5条の2、第5条の5関係)

- 平時の備えを強化すべく、
- 災害により生じた廃棄物の処理に係る**基本理念の明確化**
  - 国、地方自治体及び事業者等関係者間の**連携・協力の責務の明確化**
  - 国が定める**基本方針**及び都道府県が定める**基本計画**の規定事項の拡充等を実施。

#### 災害時における廃棄物処理施設の新設又は活用に係る特例措置の整備

(廃掃法第9条の3の2、第9条の3の3、第15条の2の5関係)

- 災害時において、仮設処理施設の迅速な設置及び既存の処理施設の柔軟な活用を図るため、
- **市町村**又は市町村から災害により生じた廃棄物の処分の**委託を受けた者が設置する一般廃棄物処理施設の設置の手続きを簡素化**
  - **産業廃棄物処理施設**において同様の性状の一般廃棄物を処理するときの**届出は事後でよい**こととする。

### 災害対策基本法の一部改正

#### 大規模な災害から生じる廃棄物の処理に関する指針の策定

(災対法第86条の5第2項関係)

大規模な災害への対策を強化するため、環境大臣が、政令指定された災害により生じた廃棄物の処理に関する**基本的な方向等**についての**指針**を定めることとする。

#### 大規模な災害に備えた環境大臣による処理の代行措置の整備

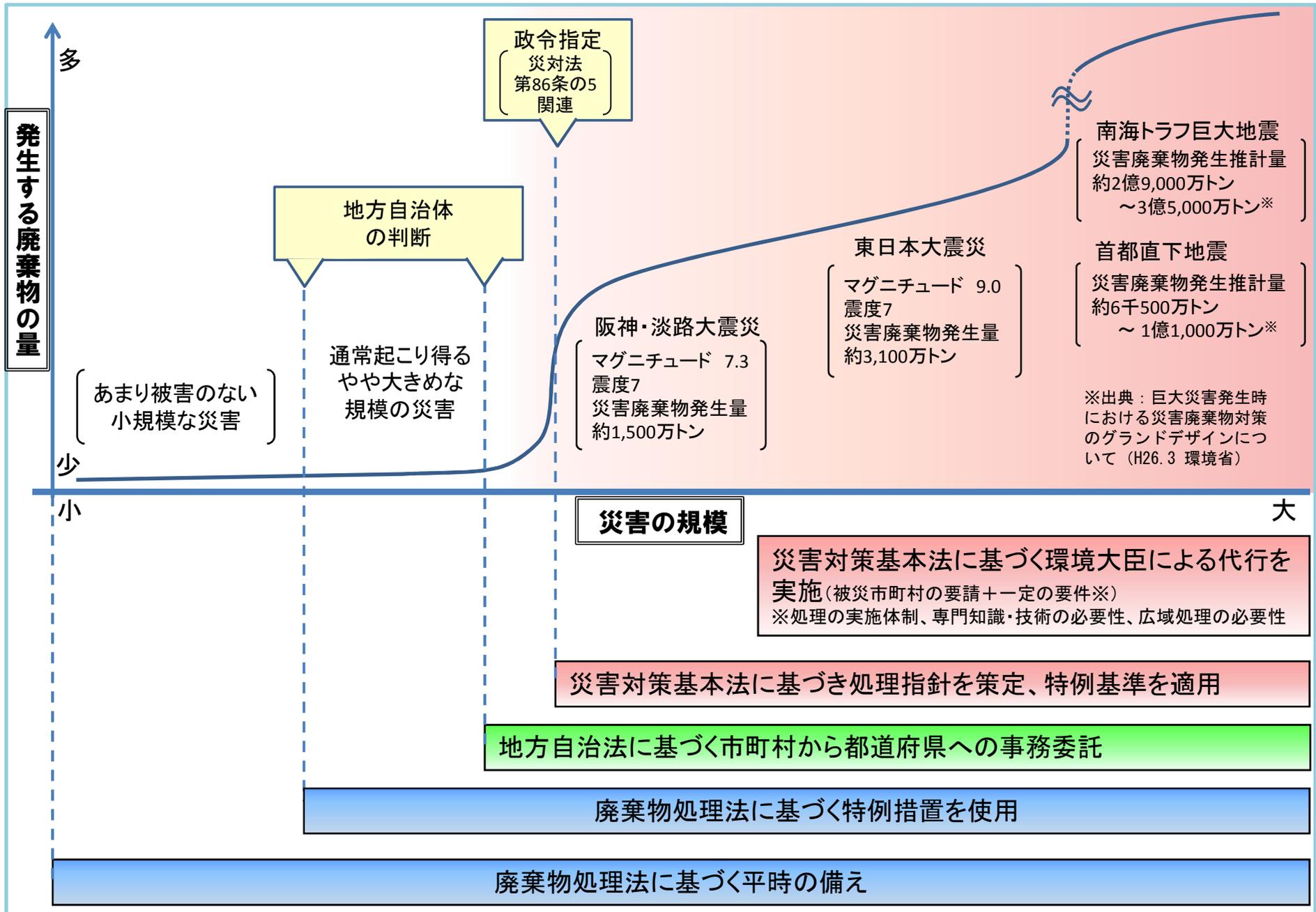
(災対法第86条の5第9項から第13項まで関係)

特定の大規模災害の発生後、一定の地域及び期間において処理基準等を緩和できる既存の特例措置に加え、緩和された基準によってもなお、円滑・迅速な処理が行いたい市町村に代わって、**環境大臣がその要請に基づき処理を行うことができる**こととする。

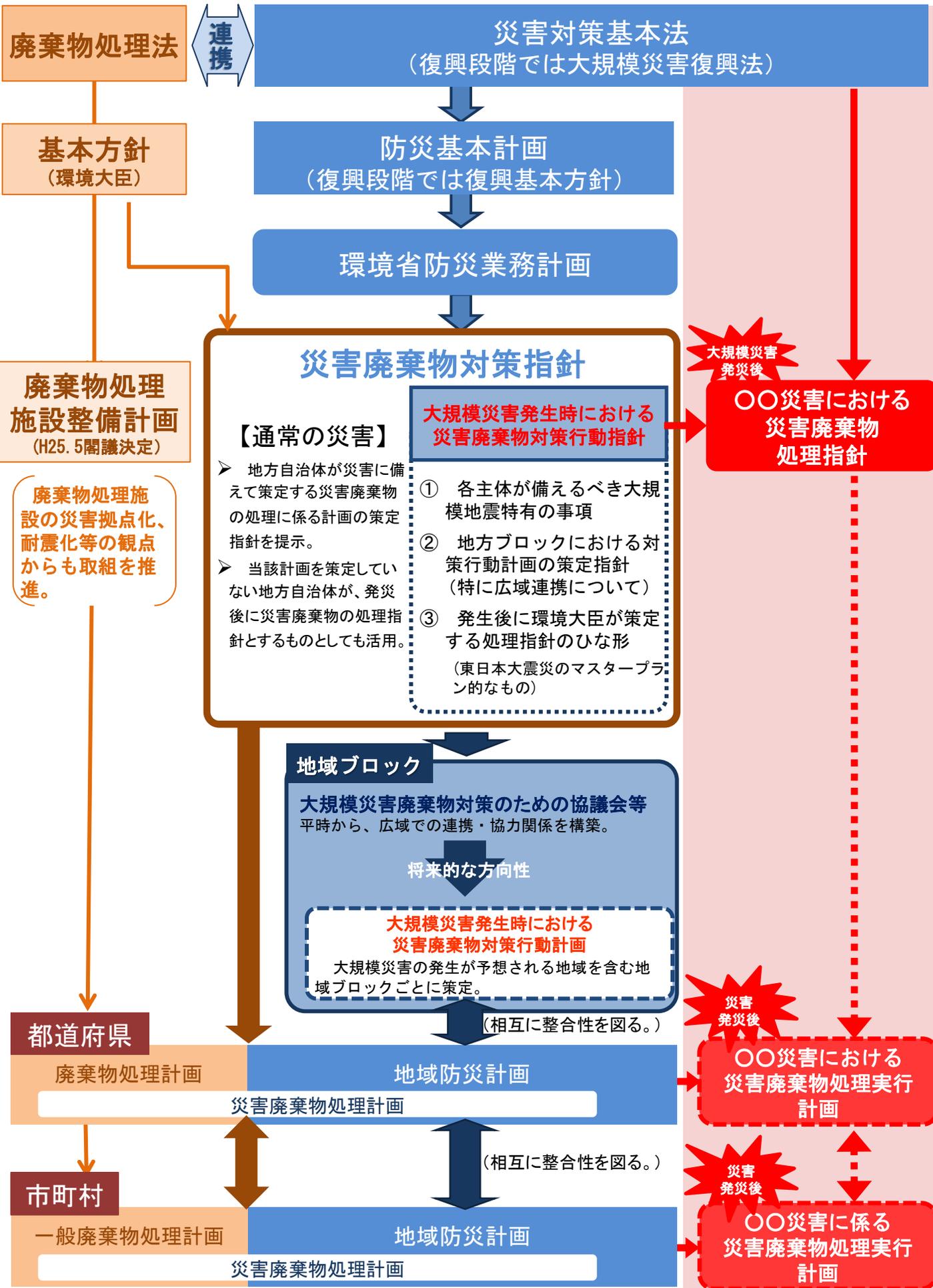
## 3 施行日

- 平成27年8月6日(公布の日から起算して20日を経過した日)

# 災害廃棄物対策における災害の規模と適用する措置の考え方



# 災害時の廃棄物対策に係る計画・指針等関係図



## 災害時における廃棄物処理施設の設置等に係る特例について

### 1 災害時に市町村が一般廃棄物処理施設を設置する場合の特例（廃棄物処理法第9条の3の2）

- ・災害が発生した場合に市町村が設置又は変更することを予定している一般廃棄物処理施設について、発災前にあらかじめ知事と協議を行い、知事の同意を得ておくことにより、通常必要となる一般廃棄物処理施設設置又は変更に関する届出に係る都道府県知事による基準適合の審査を経ずに、当該施設を設置又は変更することができる。
- ・協議により同意を得た内容に変更が生じる場合、再度協議が必要。
- ・協議書：以下の項目を記載した任意の様式

- ① 一般廃棄物処理施設を設置することが見込まれる場所
- ② 一般廃棄物処理施設の種類
- ③ 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類
- ④ 一般廃棄物処理施設の処理能力
- ⑤ 一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画
- ⑥ 一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画

### 2 災害時における一般廃棄物処理施設の設置の特例（廃棄物処理法第9条の3の3）

- ・市町村以外の者が設置する一般廃棄物処理施設について、通常は都道府県知事の許可を要するが、非常災害が発生し、既設の廃棄物処理施設の活用又は通常の手続に基づく一般廃棄物処理施設の設置によっては円滑かつ迅速な処理が困難と認められる場合、市町村が、一般廃棄物処理施設の設置まで含めた廃棄物処理に係る業務を民間事業者等に委託し、当該民間事業者等が都道府県知事へ事前に当該処理施設に係る届出を行い、受理されることにより、市町村が通常一般廃棄物処理施設を設置する場合と同様、都道府県知事への届出のみで設置することができる。

### 3 産業廃棄物処理施設の活用に関する特例（廃棄物処理法第15条の2の5第2項）

- ・既存の産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物と同様の性状の一般廃棄物を処理しようとする場合、通常時は事前の届出が必要となるが、災害対応のために必要な応急措置として実施する場合は、事後に届出することができる。

#### 【届出様式（宮城県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則）】

| 項目 | 根拠条文              | 設置      | 変更                  | 軽微な変更等           |
|----|-------------------|---------|---------------------|------------------|
| 1  | 廃棄物処理法第9条の3の2     | 様式第3号   | 様式第12号              | 様式第9号<br>(廃止も含む) |
| 2  | 廃掃法第9条の3の3        | 様式第3号の2 |                     |                  |
| 3  | 廃棄物処理法第15条の2の5第2項 | 様式第3号の3 | 様式第15号の4<br>(廃止も含む) |                  |

届出先：宮城県知事（宮城県環境生活部循環型社会推進課施設班）

# 災害時における廃棄物処理施設の設置等に係る特例について

廃棄物処理法上の「非常災害」に該当すると思慮されるため、市町村の判断により特例措置等の適用を受けることが可能な旨を、**通知**

廃棄物処理法上の「非常災害」に該当するかについて、発災後遅滞なく、宮城県による非常災害の判断を行い、当該災害が廃棄物処理法上の非常災害に該当すると思慮されるため、市町村の判断により、特例措置等の適用を受けることが可能な旨を各市町村に通知する。

## 市町村（法9条の3の2）

一般廃棄物処理施設の設置の届出・受理  
非常災害時に設置する必要があると認め一般廃棄物処理施設について、知事に協議

知事の同意

あらかじめ同意を得た一般廃棄物処理施設の変更の届出  
あらかじめ同意を得た一般廃棄物処理施設の設置の届出

知事による審査の省略  
知事による審査の省略

施設変更  
施設設置

一般廃棄物処理施設の変更の届出

審査(知事)  
施設変更

軽微な変更等

廃止等の届出  
※平時の一般廃棄物を処理可能

## 民間事業者等（法9条の3の3）

産業廃棄物処理施設の設置許可

施設設置

市町村が、一般廃棄物処理施設の設置まで含めた災害廃棄物処理に係る業務を民間事業者等に委託

一般廃棄物処理施設の設置の届出

審査(知事)

施設設置

軽微な変更等

一般廃棄物処理施設の変更の届出

廃止等の届出  
※平時の一般廃棄物を処理する場合は、設置許可が必要

## 民間事業者等（法15条の2の5）

産業廃棄物処理施設の設置許可

施設設置

市町村が、非常災害のために必要な応急処置として行う災害廃棄物処理に係る業務を民間事業者等に委託

産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設定についての事後の届出  
※処理を開始した後、遅滞なく

受理書発行

変更の届出

廃止等の届出  
※平時の一般廃棄物を処理する場合は、あらかじめ届出が必要

(時間の流れ)

平時

非常災害発生

発災後

平時

| 一般廃棄物処理施設設置届出書                                                            |                                                                                  |                                 |
|---------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------|
| <p>宮城県知事 殿</p> <p style="text-align: right;">届出者<br/>名 称<br/>代表者の氏名</p>   | <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">印</p>      |                                 |
| <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第1項の規定により、関係書類及び図面を添えて、一般廃棄物処理施設の設置について届け出ます。</p> |                                                                                  |                                 |
| 一般廃棄物処理施設の設置の場所                                                           |                                                                                  |                                 |
| 一般廃棄物処理施設の種類                                                              |                                                                                  |                                 |
| 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類                                                 |                                                                                  |                                 |
| 着工予定年月日                                                                   | 年 月 日                                                                            |                                 |
| 使用開始予定年月日                                                                 | 年 月 日                                                                            |                                 |
| ※ 届出年月日                                                                   | 年 月 日                                                                            |                                 |
| 一般廃棄物処理施設の処理能力（一般廃棄物の最終処分場である場合にあつては、一般廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量）        | $m^3/日$ （ ）時間<br>$t/日$ （ ）時間<br>$m^3/時間$<br>$t/時間$<br>埋立地の面積 $m^2$<br>埋立容量 $m^3$ |                                 |
| △一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画に係る事項                                           | 一般廃棄物処理施設の位置                                                                     |                                 |
|                                                                           | 一般廃棄物処理施設の処理方式                                                                   |                                 |
|                                                                           | 一般廃棄物処理施設の構造及び設備                                                                 |                                 |
|                                                                           | 処理に伴い生ずる排ガス及び排水                                                                  | 量                               |
|                                                                           |                                                                                  | 処理方法（排出の方法（排出の位置、排出先等を含む。）を含む。） |
|                                                                           | 設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値                                   |                                 |
| その他一般廃棄物処理施設の構造等に関する事項                                                    |                                                                                  |                                 |

※事務処理欄

(裏面)

|                                            |                                                          |                            |
|--------------------------------------------|----------------------------------------------------------|----------------------------|
| △一般廃棄物<br>処理施設の<br>維持管理に<br>関する計画<br>に係る事項 | 排ガスの性状，放流水の水<br>質等について周辺地域の生<br>活環境の保全のため達成す<br>ることとした数値 |                            |
|                                            | 排ガスの性状及び放流水の<br>水質の測定頻度に関する事<br>項                        |                            |
|                                            | その他一般廃棄物処理施設<br>の維持管理に関する事項                              |                            |
| △災害防止のための計画に係る事項（一般<br>廃棄物の最終処分場である場合）     |                                                          |                            |
| 処理に伴い生ずる一般廃<br>棄物の処分方法（ごみ処理<br>施設の場合）      | 区 分                                                      | 自家処分                  委託処分 |
|                                            | 処 分 方 法                                                  |                            |
| 汚泥等の処分方法<br>（し尿処理施設の場合）                    | 区 分                                                      | 自家処分                  委託処分 |
|                                            | 処 分 方 法                                                  |                            |
| △埋立処分の計画（最終処分場の場合）                         |                                                          |                            |
| △一般廃棄物の搬入及び搬出の時間及び<br>方法に関する事項             |                                                          |                            |

備考

- 1 ※の欄は記入しないこと。
- 2 一般廃棄物処理施設の種類については、ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場の別を記入すること。さらに、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破碎施設等の別を括弧書きすること。
- 3 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類については、混合ごみ、不燃ごみ等の種類を記入すること。
- 4 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面等を含むこと。
  - (1) 一般廃棄物処理施設の構造及び設備については、当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
  - (2) 排ガス及び排水の処理方法については、処理系統図
- 5 △印の欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

|                                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                      |                                      |  |  |
|----------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|--|--|
| 一般廃棄物処理施設設置届出書                                                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                      |                                      |  |  |
| 宮城県知事                                                                | 殿                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                      |                                      |  |  |
| 年 月 日                                                                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                      |                                      |  |  |
| 届出者<br>住 所<br>氏 名<br>(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)<br>電話番号                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                      |                                      |  |  |
| 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3の3第1項の規定により、関係書類及び図面を添えて、一般廃棄物処理施設の設置について届け出ます。 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                      |                                      |  |  |
| 一般廃棄物処理施設の設置の場所                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                      |                                      |  |  |
| 一般廃棄物処理施設の種類                                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                      |                                      |  |  |
| 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類                                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                      |                                      |  |  |
| 着 工 予 定 年 月 日                                                        | 年 月 日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                      |                                      |  |  |
| 使 用 開 始 予 定 年 月 日                                                    | 年 月 日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                      |                                      |  |  |
| 一般廃棄物処理施設の処理能力                                                       | $m^3/日$ ( ) 時間<br>$t/日$ ( ) 時間<br>$m^3/時間$<br>$t/時間$                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                      |                                      |  |  |
| △一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画に係る事項                                      | 一般廃棄物処理施設の位置                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                      |                                      |  |  |
|                                                                      | 一般廃棄物処理施設の処理方法                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                      |                                      |  |  |
|                                                                      | 一般廃棄物処理施設の構造及び設備                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                      |                                      |  |  |
|                                                                      | <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 5px;">                             処理に伴い生ずる排ガス及び排水                         </td> <td style="padding: 5px;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 5px;">                                 量                             </td> <td style="padding: 5px;">                                 処理方法<br/>                                 (排出の方法(排出口の位置、排出先等を含む。)を含む。)</td> </tr> </table> </td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> </table> | 処理に伴い生ずる排ガス及び排水                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 5px;">                                 量                             </td> <td style="padding: 5px;">                                 処理方法<br/>                                 (排出の方法(排出口の位置、排出先等を含む。)を含む。)</td> </tr> </table> | 量                                    | 処理方法<br>(排出の方法(排出口の位置、排出先等を含む。)を含む。) |  |  |
|                                                                      | 処理に伴い生ずる排ガス及び排水                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 5px;">                                 量                             </td> <td style="padding: 5px;">                                 処理方法<br/>                                 (排出の方法(排出口の位置、排出先等を含む。)を含む。)</td> </tr> </table> | 量                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 処理方法<br>(排出の方法(排出口の位置、排出先等を含む。)を含む。) |                                      |  |  |
|                                                                      | 量                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 処理方法<br>(排出の方法(排出口の位置、排出先等を含む。)を含む。)                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                      |                                      |  |  |
| 設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                      |                                      |  |  |
| その他一般廃棄物処理施設の構造等に関する事項                                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                      |                                      |  |  |
| ※ 事務処理欄                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                      |                                      |  |  |

(第2面)

|                                            |                                                          |                                |
|--------------------------------------------|----------------------------------------------------------|--------------------------------|
| △一般廃棄物<br>処理施設の<br>維持管理に<br>関する計画<br>に係る事項 | 排ガスの性状，放流水の水<br>質等について周辺地域の生<br>活環境の保全のため達成す<br>ることとした数値 |                                |
|                                            | 排ガスの性状及び放流水の<br>水質の測定頻度に関する事<br>項                        |                                |
|                                            | その他一般廃棄物処理施設<br>の維持管理に関する事項                              |                                |
| 処理に伴い生ずる一般廃棄物<br>の処分方法（ごみ処理施設の場合）          | 区 分                                                      | 自家処分                      委託処分 |
|                                            | 処分方法                                                     |                                |
| 汚泥等の処分方法（し尿処理施設の場合）                        | 区 分                                                      | 自家処分                      委託処分 |
|                                            | 処分方法                                                     |                                |
| △一般廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項                 |                                                          |                                |

(第3面)

申請者(個人である場合)

|              |      |        |        |
|--------------|------|--------|--------|
| (ふりがな)<br>氏名 | 生年月日 | 本<br>住 | 籍<br>所 |
|              |      |        |        |

(法人である場合)

|              |        |
|--------------|--------|
| (ふりがな)<br>名称 | 住<br>所 |
|              |        |

法定代理人(申請者が法第7条第5項第4号チに規定する未成年者である場合)

(個人である場合)

|              |      |        |        |
|--------------|------|--------|--------|
| (ふりがな)<br>氏名 | 生年月日 | 本<br>住 | 籍<br>所 |
|              |      |        |        |

(法人である場合)

|              |        |
|--------------|--------|
| (ふりがな)<br>名称 | 住<br>所 |
|              |        |

役員(法定代理人が法人である場合)

| (ふりがな)<br>氏名 | 生年月日   | 本<br>住 | 籍<br>所 |
|--------------|--------|--------|--------|
|              | 役職名・呼称 |        |        |
|              |        |        |        |
|              |        |        |        |
|              |        |        |        |

役員(申請者が法人である場合)

| (ふりがな)<br>氏名 | 生年月日   | 本<br>住 | 籍<br>所 |
|--------------|--------|--------|--------|
|              | 役職名・呼称 |        |        |
|              |        |        |        |
|              |        |        |        |
|              |        |        |        |
|              |        |        |        |

(第4面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき)

| 発行済株式の総数         |      | 株                   | 出資の額 |
|------------------|------|---------------------|------|
| (ふりがな)<br>氏名又は名称 | 生年月日 | 保有する株式の数<br>又は出資の金額 | 本 籍  |
|                  |      | 割 合                 | 住 所  |
|                  |      |                     |      |
|                  |      |                     |      |
|                  |      |                     |      |
|                  |      |                     |      |
|                  |      |                     |      |
|                  |      |                     |      |
|                  |      |                     |      |
|                  |      |                     |      |

政令第4条の7に規定する使用人(申請者に当該使用人がある場合)

| (ふりがな)<br>氏 名 | 生 年 月 日     | 本 籍 |
|---------------|-------------|-----|
|               | 役 職 名 ・ 呼 称 | 住 所 |
|               |             |     |
|               |             |     |
|               |             |     |
|               |             |     |
|               |             |     |
|               |             |     |
|               |             |     |

備考

- ※欄は記入しないこと。
- 一般廃棄物処理施設の種類の別については、ごみ処理施設又はし尿処理施設の別を記入すること。さらに、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破碎施設等の別を括弧書きすること。
- 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類については、混合ごみ、不燃ごみ等の種類を記入すること。
- △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面等を含むこと。  
(1) 一般廃棄物処理施設の構造及び設備については、当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図  
(2) 排ガス及び排水の処理方法については、処理系統図
- △印の欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 「法定代理人」の欄から「政令第4条の7に規定する使用人」までの各欄については、該当する全ての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 都道府県知事が定める部数を提出すること。

様式第3号の3（第2条関係）

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                                                                                          |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| 産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出書<br>年 月 日<br>宮城県知事 殿<br>届出者<br>住 所<br>氏 名<br>（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）<br>電話番号                                                                                                                                                                                                                                                         |                                                                                          |
| 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の5第2項の規定により、産業廃棄物処理施設において一般廃棄物の処理を開始したので、関係書類を添えて届け出ます。                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                                                                                          |
| 産業廃棄物処理施設の設置の場所                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                                                                                          |
| 産業廃棄物処理施設の種類                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                                                                                          |
| 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類（当該施設が石綿含有産業廃棄物の熔融施設である場合にあつては、石綿含有産業廃棄物を処理する旨）                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                          |
| 産業廃棄物処理施設に係る許可の年月日及び許可番号                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 年 月 日<br>第 号                                                                             |
| 産業廃棄物処理施設の処理能力（当該施設が産業廃棄物の最終処分場である場合にあつては、産業廃棄物の埋立処分の用に供される場所（既に廃棄物が埋め立てられている場所を除く。）の面積及び残余の埋立容量）                                                                                                                                                                                                                                                             | $m^3$ / 日（ ） 時間<br>$t$ / 日（ ） 時間<br>$m^3$ / 時間<br>$t$ / 時間<br>埋立地の面積 $m^2$<br>埋立容量 $m^3$ |
| 法第15条の2第4項の規定により産業廃棄物処理施設に係る法第15条第1項の許可に付された条件                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                                                                                          |
| 産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類ごとの処理量（当該施設が石綿含有産業廃棄物の熔融施設である場合にあつては、石綿含有一般廃棄物の処理量を含む。）の見込み                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                                                                          |
| ※受 理 年 月 日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                                                                                          |
| ※事 務 処 理 欄                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                                                                                          |
| 備考<br>1 ※欄は記入しないこと。<br>2 この届出書には、次に掲げる書類を添付すること。<br>(1) 産業廃棄物処理施設に係る省令第12条の5に規定する許可証の写し<br>(2) 他人の一般廃棄物の処理を行う場合にあつては次に掲げるいずれかの書類<br>イ 産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の処理に係る法第7条第6項の規定に基づく許可を受けたことを示す書類<br>ロ 専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみを処分を業として行う者であることを示す書類<br>ハ 省令第2条の3第1号、第2号、第4号又は第6号に該当する者であることを示す書類<br>ニ 政令第5条の9に規定する認定証の写し<br>ホ 他の法令の規定により他人の一般廃棄物の処理を業として行う者であることを示す書類 |                                                                                          |

一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書

年 月 日

宮城県知事 殿

届出者

住 所

氏 名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

一般廃棄物処理施設を軽微変更等したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第3項（同法第9条の3第11項又は同法第9条の3の3第3項において準用する場合を含む。）の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。

|                 |           |
|-----------------|-----------|
| 一般廃棄物処理施設の名称    |           |
| 一般廃棄物処理施設の設置の場所 |           |
| 一般廃棄物処理施設の種類    |           |
| 許可の年月日及び許可番号    | 年 月 日 第 号 |

|       |                                                                             |         |     |
|-------|-----------------------------------------------------------------------------|---------|-----|
| 変更の内容 | △ 軽微な変更                                                                     |         |     |
|       | 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名の変更                                            |         |     |
|       | △省令第5条の4（第5条の9において準用する場合を含む。）に掲げる事項の変更                                      |         |     |
|       | 省令第5条の4第6号に掲げる事項                                                            |         |     |
|       | （変更内容が法人に係るものである場合）※法定代理人、株主及び出資をしている者の変更                                   |         |     |
|       | （ふりがな）<br>名 称                                                               | 住 所     |     |
|       |                                                                             |         |     |
|       | （変更内容が個人に係るものである場合）※法定代理人、役員（法定代理人が法人である場合の当該法人の役員を含む。）、株主、出資をしている者及び使用人の変更 |         |     |
|       | （ふりがな）<br>氏 名                                                               | 生 年 月 日 | 本 籍 |
|       |                                                                             | 役職名・呼称  | 住 所 |
|       |                                                                             |         |     |
|       |                                                                             |         |     |

|                  |              |
|------------------|--------------|
| 廃止若しくは休止又は再開の理由  | （廃止・休止・再開の別） |
| 廃止若しくは休止又は再開の年月日 | 年 月 日        |

(裏面)

|        |  |
|--------|--|
| ※事務処理欄 |  |
|--------|--|

備考

- 1 ※欄は記入しないこと。
- 2 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、同欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 3 「省令第5条の4第6号に掲げる事項」の欄については、該当する全ての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 4 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                                                                     |                                                      |                                                      |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------|------------------------------------------------------|
| <p>一般廃棄物処理施設変更届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>宮城県知事 殿</p> <p style="text-align: right;">届出者<br/>住 所<br/>氏 名<br/>(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)<br/>電話番号</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 9 条の 3 第 8 項 (同法第 9 条の 3 の 3 第 3 項において読み替えて準用する場合を含む。) の規定により、関係書類及び図面を添えて、一般廃棄物処理施設の変更について届け出ます。</p> |                                                                     |                                                      |                                                      |
| 一般廃棄物処理施設の設置の場所                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                                                                     |                                                      |                                                      |
| 一般廃棄物処理施設の種類                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                                                                     |                                                      |                                                      |
| 届 出 年 月 日                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                                                                     | 年 月 日                                                |                                                      |
| 変 更 の 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類                                           |                                                      |                                                      |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 一般廃棄物処理施設の処理能力 (一般廃棄物の最終処分場である場合にあつては、一般廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量) | 変更前                                                  | 変更後                                                  |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                                                                     | $m^3/日$ ( ) 時間<br>$t/日$ ( ) 時間<br>$m^3/時間$<br>$t/時間$ | $m^3/日$ ( ) 時間<br>$t/日$ ( ) 時間<br>$m^3/時間$<br>$t/時間$ |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 埋立地の面積                                                              | $m^2$                                                | 埋立地の面積                                               |
| 埋立容量                                                                                                                                                                                                                                                                                            | $m^3$                                                               | 埋立容量                                                 | $m^3$                                                |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | △一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画                                          |                                                      |                                                      |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | △一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画                                               |                                                      |                                                      |
| 変 更 の 理 由                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                                                                     |                                                      |                                                      |
| 着 工 予 定 年 月 日                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                                                                     | 年 月 日                                                |                                                      |
| 使 用 開 始 予 定 年 月 日                                                                                                                                                                                                                                                                               |                                                                     | 年 月 日                                                |                                                      |

(裏面)

| ※事 務 処 理 欄                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |  |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 ※の欄は記入しないこと。</li><li>2 一般廃棄物処理施設の種類については、ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場の別を記入すること。さらに、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破碎施設等の別を括弧書きすること。</li><li>3 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面等を含むこと。<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 一般廃棄物処理施設の構造及び設備に変更がある場合は、変更後の当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図</li><li>(2) 排ガス及び排水の処理方法に変更がある場合は、変更後の処理系統図</li><li>(3) 排ガス又は排水の量に変更がある場合は、変更後の数値</li><li>(4) 排ガスの性状に変更がある場合は、大気汚染防止法第6条第2項に規定するばい煙量若しくはばい煙濃度又はダイオキシン類の濃度に係る変更後の数値</li><li>(5) 放流水の水質に変更がある場合は、し尿処理施設の場合は生物化学的酸素要求量、浮遊物質、大腸菌群数等の項目、最終処分場の場合は排水基準を定める総理府令第1条に規定する排水基準に掲げる項目に係る変更後の数値</li></ol></li><li>4 △印の欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。</li><li>5 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。</li></ol> |  |

様式第15号の4（第2条関係）

|                                                                                                                                                                                                                        |                   |           |   |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|-----------|---|
| 一般廃棄物を処理する産業廃棄物処理施設に係る変更等届出書<br>年 月 日<br>宮城県知事 殿<br>届出者<br>住 所<br>氏 名<br>（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）<br>電話番号<br>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の5第1項の規定による届出に係る事項に変更があつたので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の7の17事業を廃止した第5項の規定により、受理書を添えて届け出ます。 |                   |           |   |
| 産業廃棄物処理施設の設置の場所                                                                                                                                                                                                        |                   |           |   |
| 産業廃棄物処理施設の種類                                                                                                                                                                                                           |                   |           |   |
| 産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類(当該施設が石綿含有産業廃棄物の熔融施設である場合にあつては、石綿含有一般廃棄物を処理する旨)                                                                                                                                               |                   |           |   |
| 産業廃棄物処理施設に係る許可の年月日及び許可番号                                                                                                                                                                                               |                   | 第 年 月 日 号 |   |
| 変更の場合                                                                                                                                                                                                                  | 変更事項              | 新         | 旧 |
|                                                                                                                                                                                                                        | 産業廃棄物処理施設の種類      |           |   |
|                                                                                                                                                                                                                        | 処理する産業廃棄物の種類      |           |   |
| 廃止の場合                                                                                                                                                                                                                  | 一般廃棄物の処理の事業の廃止理由  |           |   |
|                                                                                                                                                                                                                        | 一般廃棄物の処理の事業の廃止年月日 | 年 月 日     |   |
| ※事務処理欄                                                                                                                                                                                                                 |                   |           |   |
| 備考<br>1 ※欄は記入しないこと。<br>2 この届出書には、省令第12条の7の17第4項の規定により交付された受理書を添付すること。<br>3 この届出書は、変更又は廃止の日から10日以内に提出すること。                                                                                                              |                   |           |   |

災害時応援協定等締結状況一覧  
(令和6年4月1日現在)

宮城県復興・危機管理部防災推進課  
電話022-211-2464

| 区分   | 協定等名称                           | 団体等名                             | 締結年月日       | 主な内容                                                                        |
|------|---------------------------------|----------------------------------|-------------|-----------------------------------------------------------------------------|
| 医療救護 | 多数死体の検視等に関する覚書                  | 宮城県医師会, 宮城県歯科医師会                 | 昭和61年11月26日 | 大規模事故, 災害等の発生時における死体の検視並びに身元確認に関する覚書                                        |
| 医療救護 | 災害時の医療救護に関する協定                  | 公益社団法人宮城県医師会                     | 平成9年3月24日   | 災害時における医療救護活動に関する協定                                                         |
| 医療救護 | 災害時における医療救護活動に関する協定書            | 一般社団法人宮城県薬剤師会                    | 令和3年12月17日  | 災害時における医療救護活動に関する協定                                                         |
| 医療救護 | 災害時の歯科医療救護に関する協定                | 一般社団法人宮城県歯科医師会                   | 平成19年3月30日  | 災害時における歯科医療救護及び協力に関する協定                                                     |
| 医療救護 | 宮城県災害派遣チーム(宮城DMAT)の派遣に関する協定     | 東北大学病院                           | 平成21年3月30日  | 災害時における宮城県災害派遣医療チーム(宮城DMAT)の派遣に関する協定                                        |
| 医療救護 | 宮城県災害派遣チーム(宮城DMAT)の派遣に関する協定     | 独立行政法人<br>国立病院機構仙台医療センター         | 平成21年3月30日  | 災害時における宮城県災害派遣医療チーム(宮城DMAT)の派遣に関する協定                                        |
| 医療救護 | 宮城県災害派遣チーム(宮城DMAT)の派遣に関する協定     | 仙台市立病院                           | 平成21年3月30日  | 災害時における宮城県災害派遣医療チーム(宮城DMAT)の派遣に関する協定                                        |
| 医療救護 | 宮城県災害派遣チーム(宮城DMAT)の派遣に関する協定     | 大崎市民病院                           | 平成21年3月30日  | 災害時における宮城県災害派遣医療チーム(宮城DMAT)の派遣に関する協定                                        |
| 医療救護 | 宮城県災害派遣チーム(宮城DMAT)の派遣に関する協定     | 日本赤十字社宮城県支部<br>(仙台赤十字病院、石巻赤十字病院) | 平成21年3月30日  | 災害時における宮城県災害派遣医療チーム(宮城DMAT)の派遣に関する協定                                        |
| 医療救護 | 宮城県災害派遣チーム(宮城DMAT)の派遣に関する協定     | みやぎ県南中核病院                        | 平成22年7月26日  | 災害時における宮城県災害派遣医療チーム(宮城DMAT)の派遣に関する協定                                        |
| 医療救護 | 災害時における公益社団法人宮城県柔道整復師会の協力に関する協定 | 公益社団法人宮城県柔道整復師会                  | 平成23年12月22日 | 災害時における柔道整復業務に関する応援協力に関する協定                                                 |
| 医療救護 | 宮城県災害派遣チーム(宮城DMAT)の派遣に関する協定     | 坂総合病院                            | 平成24年8月10日  | 災害時における宮城県災害派遣医療チーム(宮城DMAT)の派遣に関する協定                                        |
| 医療救護 | 宮城県災害派遣チーム(宮城DMAT)の派遣に関する協定     | 独立行政法人労働者健康安全機構<br>東北労災病院        | 平成24年8月10日  | 災害時における宮城県災害派遣医療チーム(宮城DMAT)の派遣に関する協定                                        |
| 医療救護 | 災害時における公益社団法人宮城県看護協会の協力に関する協定   | 公益社団法人宮城県看護協会                    | 平成25年3月8日   | 災害時における看護職による救護活動等の協力に関する協定                                                 |
| 医療救護 | 宮城県災害派遣チーム(宮城DMAT)の派遣に関する協定     | 東北医科薬科大学病院                       | 平成25年4月1日   | 災害時における宮城県災害派遣医療チーム(宮城DMAT)の派遣に関する協定                                        |
| 医療救護 | 宮城県災害派遣チーム(宮城DMAT)の派遣に関する協定     | 気仙沼市立病院                          | 平成26年2月24日  | 災害時における宮城県災害派遣医療チーム(宮城DMAT)の派遣に関する協定                                        |
| 医療救護 | 宮城県災害派遣チーム(宮城DMAT)の派遣に関する協定     | 栗原市立栗原中央病院                       | 平成26年2月24日  | 災害時における宮城県災害派遣医療チーム(宮城DMAT)の派遣に関する協定                                        |
| 医療救護 | 宮城県災害派遣チーム(宮城DMAT)の派遣に関する協定     | 公立刈田総合病院                         | 平成26年4月1日   | 災害時における宮城県災害派遣医療チーム(宮城DMAT)の派遣に関する協定                                        |
| 医療救護 | 宮城県災害派遣チーム(宮城DMAT)の派遣に関する協定     | 公益財団法人仙台市医療センター<br>仙台オープン病院      | 平成26年4月1日   | 災害時における宮城県災害派遣医療チーム(宮城DMAT)の派遣に関する協定                                        |
| 医療救護 | 宮城県災害派遣チーム(宮城DMAT)の派遣に関する協定     | 登米市立登米市民病院                       | 平成26年4月1日   | 災害時における宮城県災害派遣医療チーム(宮城DMAT)の派遣に関する協定                                        |
| 医療救護 | 大規模災害・事故等発生時の医学的活動に関する協定書       | 一般社団法人仙台市医師会                     | 平成28年2月23日  | 大規模災害等における検案医師の派遣                                                           |
| 医療救護 | 宮城県災害派遣チーム(宮城DMAT)の派遣に関する協定     | 社会医療法人将道会総合南東北病院                 | 平成28年3月31日  | 災害時における宮城県災害派遣医療チーム(宮城DMAT)の派遣に関する協定                                        |
| 医療救護 | 宮城県におけるDPATの派遣に関する協定            | 宮城県立精神医療センター                     | 令和6年3月29日   | 災害派遣精神医療チーム(宮城DPAT)の派遣に係る協定                                                 |
| 医療救護 | 新型コロナウイルス感染症対応のための看護職員派遣に関する協定  | 公益社団法人宮城県看護協会                    | 令和3年4月2日    | 新型コロナウイルス感染症対応看護職員派遣事業における看護職員の派遣に関する協定(県外の潜在看護職員を宮城県看護協会が一時的に雇用の上, 派遣するもの) |

災害時応援協定等締結状況一覧  
(令和6年4月1日現在)

宮城県復興・危機管理部防災推進課  
電話022-211-2464

| 区分   | 協定等名称                                  | 団体等名                  | 締結年月日      | 主な内容                                                  |
|------|----------------------------------------|-----------------------|------------|-------------------------------------------------------|
| 医療救護 | 災害時における医療救護活動に関する協定書                   | 一般社団法人宮城県病院薬剤師会       | 令和3年8月30日  | 災害時における医療救護活動に関する協定                                   |
| 医療救護 | 宮城県災害時小児周産期リエゾンの派遣に関する協定書              | 東北大学大学院医学系研究科         | 令和2年12月25日 | 災害時における宮城県災害時小児周産期リエゾンの派遣に関する協定                       |
| 医療救護 | 宮城県災害時小児周産期リエゾンの派遣に関する協定書              | 東北大学病院                | 令和2年12月25日 | 災害時における宮城県災害時小児周産期リエゾンの派遣に関する協定                       |
| 医療救護 | 宮城県災害時小児周産期リエゾンの派遣に関する協定書              | 東北公済病院                | 令和2年12月25日 | 災害時における宮城県災害時小児周産期リエゾンの派遣に関する協定                       |
| 医療救護 | 宮城県災害時小児周産期リエゾンの派遣に関する協定書              | 仙台赤十字病院               | 令和2年12月25日 | 災害時における宮城県災害時小児周産期リエゾンの派遣に関する協定                       |
| 医療救護 | 宮城県災害時小児周産期リエゾンの派遣に関する協定               | 宮城県立こども病院             | 令和2年12月25日 | 災害時における宮城県災害時小児周産期リエゾンの派遣に関する協定                       |
| 医療救護 | 新型コロナウイルス感染症対応のための県外からの看護職員の応援派遣に関する協定 | 公益社団法人宮城県看護協会         | 令和2年12月28日 | 新型コロナウイルス感染症対応看護職員派遣事業における他県看護協会からの看護職員の派遣に関する協定      |
| 医療救護 | 宮城県災害時小児周産期リエゾンの派遣に関する協定               | 医療法人財団はるたか会           | 令和3年3月26日  | 災害時における宮城県災害時小児周産期リエゾンの派遣に関する協定                       |
| 医療救護 | 宮城県災害時小児周産期リエゾンの派遣に関する協定               | 大崎市民病院                | 令和3年3月26日  | 災害時における宮城県災害時小児周産期リエゾンの派遣に関する協定                       |
| 医療救護 | 宮城県災害時小児周産期リエゾンの派遣に関する協定               | 仙台市立病院                | 令和3年3月26日  | 災害時における宮城県災害時小児周産期リエゾンの派遣に関する協定                       |
| 医療救護 | 宮城県災害時小児周産期リエゾンの派遣に関する協定               | 石巻赤十字病院               | 令和4年3月1日   | 災害時における宮城県災害時小児周産期リエゾンの派遣に関する協定                       |
| 医療救護 | 宮城県災害派遣精神医療チーム(宮城DPAT)の派遣に関する協定書       | 東北大学病院                | 令和6年1月23日  | 災害派遣精神医療チーム(宮城DPAT)の派遣に係る協定                           |
| 帰宅支援 | 災害時における帰宅困難者等の支援に関する協定                 | 株式会社老番屋、仙台市           | 平成26年8月28日 | 帰宅困難者等に対して、水道水、トイレ、道路情報等を提供                           |
| 帰宅支援 | 災害時における帰宅困難者等の支援に関する協定                 | 株式会社オートバックスセブン、仙台市    | 平成26年8月28日 | 帰宅困難者等に対して、水道水、トイレ、道路情報等を提供                           |
| 帰宅支援 | 災害時における帰宅困難者等の支援に関する協定                 | 株式会社ストロベリーコーンズ、仙台市    | 平成26年8月28日 | 帰宅困難者等に対して、水道水、トイレ、道路情報等を提供                           |
| 帰宅支援 | 災害時における帰宅困難者等の支援に関する協定                 | 株式会社セブン-イレブン・ジャパン、仙台市 | 平成26年8月28日 | 帰宅困難者等に対して、水道水、トイレ、道路情報等を提供                           |
| 帰宅支援 | 災害時における帰宅困難者等の支援に関する協定                 | 株式会社トールコーヒー、仙台市       | 平成26年8月28日 | 帰宅困難者等に対して、水道水、トイレ、道路情報等を提供                           |
| 帰宅支援 | 災害時における帰宅困難者等の支援に関する協定                 | 株式会社ファミリーマート、仙台市      | 平成26年8月28日 | 帰宅困難者等に対して、水道水、トイレ、道路情報等を提供                           |
| 帰宅支援 | 災害時における帰宅困難者等の支援に関する協定                 | ミニストップ株式会社、仙台市        | 平成26年8月28日 | 帰宅困難者等に対して、水道水、トイレ、道路情報等を提供                           |
| 帰宅支援 | 災害時における帰宅困難者等の支援に関する協定                 | 株式会社モスフードサービス、仙台市     | 平成26年8月28日 | 帰宅困難者等に対して、水道水、トイレ、道路情報等を提供                           |
| 帰宅支援 | 災害時における帰宅困難者等の支援に関する協定                 | 山崎製パン株式会社、仙台市         | 平成26年8月28日 | 帰宅困難者等に対して、水道水、トイレ、道路情報等を提供                           |
| 帰宅支援 | 災害時における帰宅困難者等の支援に関する協定                 | 株式会社吉野家ホールディングス、仙台市   | 平成26年8月28日 | 帰宅困難者等に対して、水道水、トイレ、道路情報等を提供                           |
| 帰宅支援 | 災害時における帰宅困難者等の支援に関する協定                 | 株式会社ローソン、仙台市          | 平成26年8月28日 | 帰宅困難者等に対して、水道水、トイレ、道路情報等を提供                           |
| 行政   | ヘリコプターテレビ電送システムによる情報提供に関する協定           | 仙台市                   | 平成5年9月10日  | 大規模地震等自然災害及び大規模林野火災時におけるヘリコプターテレビ電送システムによる情報の提供に関する協定 |

災害時応援協定等締結状況一覧  
(令和6年4月1日現在)

宮城県復興・危機管理部防災推進課  
電話022-211-2464

| 区分 | 協定等名称                                         | 団体等名                                | 締結年月日       | 主な内容                                                               |
|----|-----------------------------------------------|-------------------------------------|-------------|--------------------------------------------------------------------|
| 行政 | 大規模災害時等の北海道・東北8道県相互応援に関する協定                   | 東北8道県                               | 平成7年10月12日  | 大規模災害発生時等における応援措置等に関する協定(H7.10.31協定は廃止)                            |
| 行政 | 東北地方における災害等の相互応援に関する協定                        | 東北6県, 仙台市, 東日本高速道路株式会社東北支社, 東北地方整備局 | 平成31年3月25日  | 構成機関が災害等の発生又は発生するおそれがある場合の相互応援に関する協定                               |
| 行政 | 原子力災害時の相互応援に関する協定                             | 14道府県                               | 平成13年1月31日  | 原子力災害時における相互応援に関する協定                                               |
| 行政 | ヘリコプターテレビ電(伝)送システム等による情報提供に関する協定              | 東北地方整備局                             | 平成16年3月19日  | 災害等に関する映像情報の相互提供に関する協定                                             |
| 行政 | 災害時における宮城県市町村相互応援協定                           | 宮城県市長会, 宮城県町村会                      | 平成16年7月26日  | 個別協定・圏域協定では災害に対する十分な対策等が実施できない場合, 全市町村の相互応援により対策等を迅速かつ円滑に実施するための協定 |
| 行政 | ヘリコプターテレビ電(伝)送システム等による情報提供に関する協定              | 仙台市                                 | 平成17年6月16日  | ヘリテレ等による相互の情報提供に関する協定                                              |
| 行政 | 大規模災害時における施設提供に関する協定                          | 株式会社NTTドコモ東北支社                      | 平成17年9月1日   | 大規模災害発生時における災害対策本部の代替施設提供に関する協定                                    |
| 行政 | 映像情報提供に関する協定                                  | 警察本部                                | 平成18年4月21日  | 警察本部の保有する映像情報の県への提供に関する協定                                          |
| 行政 | 防災関連情報の受配信に関する協定                              | 東北地方整備局                             | 平成18年5月1日   | 光ファイバによる防災関連情報の相互受配信に関する協定                                         |
| 行政 | 防災関連情報の受配信に関する覚書                              | 東北地方整備局企画部                          | 平成18年5月1日   | 光ファイバによる防災関連情報の相互受配信に関する協定                                         |
| 行政 | 防災上の連携・協力に関する協定                               | 山形県                                 | 平成18年12月26日 | 平常時における両県の防災上の連携・協力の推進に関する事項等についての協定                               |
| 行政 | 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定                     | 各地方知事会                              | 平成24年5月18日  | 大規模災害発生時における広域応援に関する協定                                             |
| 行政 | 地理空間情報の活用促進のための協力に関する協定                       | 国土交通省国土地理院                          | 平成24年11月16日 | 地理空間情報の提供及び物品の貸与, 災害対応等における協力                                      |
| 行政 | 避難退城時検査に係る高速道路休憩施設の使用に係る基本協定書                 | 宮城県道路公社                             | 平成30年12月6日  | 原子力災害又は発生するおそれがある場合の施設使用に関する協定                                     |
| 行政 | 避難退城時検査に係る大郷町文化会館及び自由広場の使用に係る覚書               | 大郷町                                 | 平成31年1月16日  | 原子力災害又は発生するおそれがある場合の施設使用に関する覚書                                     |
| 行政 | 避難退城時検査に係る涌谷地区河川防災ステーション及び涌谷町河川防災センターの使用に係る覚書 | 国土交通省東北地方整備局北上川下流河川事務所, 涌谷町         | 平成31年2月1日   | 原子力災害又は発生するおそれがある場合の施設使用に関する覚書                                     |
| 行政 | 災害救助に係る資源の配分, 連絡調整等に関する協定                     | 仙台市                                 | 平成31年4月1日   | 災害救助法適用の災害発生時における県と仙台市との救助に係る資源の配分及び連絡調整等に関する協定                    |
| 行政 | 建設型仮設住宅に係る資源の配分割合に関する確認書                      | 仙台市都市整備局                            | 平成31年4月1日   | 災害救助法適用の災害発生時における県と仙台市との建設型仮設住宅に係る資源の配分割合に関する確認                    |
| 行政 | 避難退城時検査に係る鹿島台中央野球場の使用に係る覚書                    | 大崎市                                 | 令和3年3月18日   | 原子力災害又は発生するおそれがある場合の施設使用に関する覚書                                     |
| 行政 | 災害時における県立学校の避難所利用に関する基本協定書                    | 岩沼市                                 | 平成25年7月3日   | 災害時における県立学校の避難所利用に関する基本協定                                          |
| 行政 | 災害時における県立学校の避難所利用に関する基本協定書                    | 松島町                                 | 平成25年9月11日  | 災害時における県立学校の避難所利用に関する基本協定                                          |
| 行政 | 災害時における県立学校の避難所利用に関する基本協定書                    | 白石市                                 | 平成25年10月30日 | 災害時における県立学校の避難所利用に関する基本協定                                          |
| 行政 | 災害時における県立学校の避難所利用に関する基本協定書                    | 大崎市                                 | 平成25年11月20日 | 災害時における県立学校の避難所利用に関する基本協定                                          |
| 行政 | 災害時における県立学校の避難所利用に関する基本協定書                    | 名取市                                 | 平成25年11月29日 | 災害時における県立学校の避難所利用に関する基本協定                                          |

災害時応援協定等締結状況一覧  
(令和6年4月1日現在)

宮城県復興・危機管理部防災推進課  
電話022-211-2464

| 区分 | 協定等名称                        | 団体等名                                                                 | 締結年月日       | 主な内容                                                              |
|----|------------------------------|----------------------------------------------------------------------|-------------|-------------------------------------------------------------------|
| 行政 | 災害時における県立学校の避難所利用に関する基本協定書   | 塩竈市                                                                  | 平成25年12月4日  | 災害時における県立学校の避難所利用に関する基本協定                                         |
| 行政 | 災害時における県立学校の避難所利用に関する基本協定書   | 涌谷町                                                                  | 平成26年1月15日  | 災害時における県立学校の避難所利用に関する基本協定                                         |
| 行政 | 災害時における県立学校の避難所利用に関する基本協定書   | 丸森町                                                                  | 平成26年1月31日  | 災害時における県立学校の避難所利用に関する基本協定                                         |
| 行政 | 災害時における県立学校の避難所利用に関する基本協定書   | 栗原市                                                                  | 平成26年4月1日   | 災害時における県立学校の避難所利用に関する基本協定                                         |
| 行政 | 災害時における県立学校の避難所利用に関する基本協定書   | 気仙沼市                                                                 | 平成26年4月30日  | 災害時における県立学校の避難所利用に関する基本協定                                         |
| 行政 | 災害時における県立学校の避難所利用に関する基本協定書   | 美里町                                                                  | 平成26年11月27日 | 災害時における県立学校の避難所利用に関する基本協定                                         |
| 行政 | 災害時における県立学校の避難所利用に関する基本協定書   | 南三陸町                                                                 | 平成26年12月3日  | 災害時における県立学校の避難所利用に関する基本協定                                         |
| 行政 | 災害時における県立学校の避難所利用に関する基本協定書   | 角田市                                                                  | 平成26年12月10日 | 災害時における県立学校の避難所利用に関する基本協定                                         |
| 行政 | 災害時における県立学校の避難所利用に関する基本協定書   | 色麻町                                                                  | 平成27年2月24日  | 災害時における県立学校の避難所利用に関する基本協定                                         |
| 行政 | 災害時における県立学校の避難所利用に関する基本協定書   | 加美町                                                                  | 平成27年2月27日  | 災害時における県立学校の避難所利用に関する基本協定                                         |
| 行政 | 災害時における県立学校の避難所利用に関する基本協定書   | 大河原町                                                                 | 平成27年3月23日  | 災害時における県立学校の避難所利用に関する基本協定                                         |
| 行政 | 災害時における県立学校の避難所利用に関する基本協定書   | 村田町                                                                  | 平成27年3月23日  | 災害時における県立学校の避難所利用に関する基本協定                                         |
| 行政 | 災害時における県立学校の避難所利用に関する基本協定書   | 柴田町                                                                  | 平成27年3月23日  | 災害時における県立学校の避難所利用に関する基本協定                                         |
| 行政 | 災害時における県立学校の避難所利用に関する基本協定書   | 山元町                                                                  | 平成29年2月24日  | 災害時における県立学校の避難所利用に関する基本協定                                         |
| 行政 | 災害時における県立学校の避難所利用に関する基本協定書   | 登米市                                                                  | 平成29年3月27日  | 災害時における県立学校の避難所利用に関する基本協定                                         |
| 行政 | 災害時における県立学校の避難所利用に関する基本協定書   | 亘理町                                                                  | 平成29年3月30日  | 災害時における県立学校の避難所利用に関する基本協定                                         |
| 行政 | 災害時における社会教育施設の避難所利用に関する基本協定書 | 南三陸町                                                                 | 平成29年3月31日  | 災害時における社会教育施設の避難所利用に関する基本協定                                       |
| 行政 | 災害時における県立学校の避難所利用に関する基本協定書   | 東松島市                                                                 | 平成30年3月20日  | 災害時における県立学校の避難所利用に関する基本協定                                         |
| 行政 | 災害時における社会教育施設の避難所利用に関する基本協定書 | 東松島市                                                                 | 令和3年4月30日   | 災害時における社会教育施設の避難所利用に関する基本協定                                       |
| 行政 | 東北地域における工業用水道災害時等の相互応援に関する協定 | 東北6県, 六ヶ所村, 一関市, 村田町, 大館市, 東根市, 小国町, いわき市, 白河市, 南相馬市, 西郷村, 双葉地方水道企業団 | 令和4年9月26日   | 工業用水道災害時等の相互応援                                                    |
| 行政 | 災害時における支援協力に関する協定            | 東松島市                                                                 | 平成25年11月19日 | 災害時における石巻運転免許センター駐車場及び庁舎の一時避難所としての提供                              |
| 行政 | 災害時における県立学校の避難所利用に関する基本協定書   | 石巻市                                                                  | 令和5年3月31日   | 災害時における県立学校の避難所利用に関する基本協定                                         |
| 行政 | 災害時における県立学校の避難所利用に関する基本協定書   | 女川町                                                                  | 令和6年4月4日    | 災害時における県立学校の避難所利用に関する基本協定書                                        |
| 行政 | 大規模災害時における駐車用地の一時的使用に関する覚書   | 富谷市                                                                  | 令和5年7月5日    | 大規模災害時に仙台保健福祉事務所が同所黒川支所へ事務所機能一時移転する場合の富谷市所有土地の無償での駐車用地一時的使用に関する覚書 |

災害時応援協定等締結状況一覧  
(令和6年4月1日現在)

宮城県復興・危機管理部防災推進課  
電話022-211-2464

| 区分       | 協定等名称                                      | 団体等名                                                     | 締結年月日       | 主な内容                                                      |
|----------|--------------------------------------------|----------------------------------------------------------|-------------|-----------------------------------------------------------|
| 航空       | 回転翼航空機の運航についての覚書                           | 仙台市                                                      | 平成5年4月1日    | 宮城県広域航空消防応援協定に基づくヘリコプターの応援に関する協定                          |
| 航空       | 宮城県内航空消防応援協定                               | 仙台市ほか消防本部(局)設置市町村及び(広域)行政事務組合                            | 平成31年4月1日   | 大規模災害発生時における仙台市回転翼航空機の応援を求めるとの協定                          |
| 航空       | 宮城県防災ヘリコプターを使用した大規模特殊災害時における広域航空消防応援に関する協定 | 仙台市ほか消防本部(局)設置市町村(広域)行政事務組合                              | 平成16年4月1日   | 宮城県防災ヘリコプター職員派遣に関する協約に基づく派遣職員の応援派遣に関する協定                  |
| 航空       | 災害応急対策におけるヘリコプターによる相互協力に関する協定              | 東北地方整備局                                                  | 平成22年9月16日  | 災害応急対策におけるヘリコプターによる相互協力に関する協定                             |
| 航空       | 仙台合同庁舎東北地方整備局ヘリポート使用に関する協定                 | 国土交通省東北地方整備局、警察庁東北管区警察局、海上保安庁第二管区海上保安本部、陸上自衛隊、航空自衛隊、仙台市長 | 平成28年3月7日   | 大規模災害時の迅速かつ速やかな対応を期するためのヘリポート使用に関する協定                     |
| 航空       | 宮城県広域航空消防応援協定                              | 仙台市ほか消防本部(局)設置市町村(広域)行政事務組合                              | 平成31年4月1日   | 大規模災害発生時における県回転翼航空機の応援を求めるとの協定                            |
| 航空       | 消防防災ヘリコプターの運航不能期間等における北海道・東北8道県相互応援協定      | 北海道、青森県、岩手県、秋田県、山形県、福島県、新潟県                              | 平成12年3月1日   | 耐空検査及び整備等により運航不能又は他の用務等のために出動できない場合における他道県からの広域応援         |
| 災害救助犬    | 災害時における災害救助犬の出動に関する協定                      | 一般社団法人ジャパンケネルクラブ                                         | 平成20年11月28日 | 災害時における救助犬による捜索活動に関する協定                                   |
| 災害救助犬    | 災害時における災害救助犬の出動に関する協定                      | NPO法人全国災害救助犬協会                                           | 平成20年11月28日 | 災害時における救助犬による捜索活動に関する協定                                   |
| 災害救助犬    | 災害時における災害救助犬の出動に関する協定                      | NPO法人日本レスキュー協会                                           | 平成20年11月28日 | 災害時における救助犬による捜索活動に関する協定                                   |
| 災害救助犬    | 災害時における災害救助犬の出動に関する協定                      | NPO法人災害救助犬ネットワーク                                         | 平成27年3月5日   | 災害時における救助犬による捜索活動に関する協定                                   |
| 自衛隊      | 災害派遣に関する協定                                 | 陸上自衛隊第2施設団、陸上自衛隊第22即応機動連隊                                | 平成22年11月29日 | 自衛隊の災害派遣要請に関する協定                                          |
| 消防       | 仙台空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定書                | 仙台国際空港株式会社、仙台市、名取市、岩沼市、亘理地区行政事務組合                        | 令和3年3月23日   | 仙台空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定                                |
| 消防       | 宮城県広域消防相互応援協定                              | 仙台市ほか消防本部(局)設置市町村(広域)行政事務組合                              | 平成31年4月1日   | 大規模災害発生時における行政区域を越え迅速に処理するための広域応援                         |
| 土木・建設・住宅 | 大規模災害時における建築物等の解体撤去等の協力に関する協定              | 宮城県解体工事業協同組合                                             | 平成11年3月31日  | 建築物等の解体撤去、災害廃棄物の収集、運搬、一時保管等の協力に関する協定                      |
| 土木・建設・住宅 | 災害時における応急対策業務に関する協定                        | 一般社団法人日本建設業連合会東北支部、東北6県、東北地方整備局、仙台市                      | 平成19年2月19日  | 大規模災害時において、公共土木施設が被災した場合の応急対策の実施に関する協定                    |
| 土木・建設・住宅 | 大規模災害時における被害状況調査・応急措置に係る応援協力に関する協定         | 一般社団法人全国特定法面保護協会東北地方支部                                   | 平成19年7月4日   | 災害発生時又は恐れのあるとき、公共土木施設等の調査及び応急措置を依頼する際の取決め等に関する協定          |
| 土木・建設・住宅 | 災害時における応急対策活動に関する協定                        | 一般社団法人宮城県建設職組合連合会                                        | 平成21年9月3日   | 災害時における自主的活動及び救出活動の支援に関する協定                               |
| 土木・建設・住宅 | 災害時における応援・協力に関する協定                         | 宮城県板金工業組合                                                | 平成22年1月22日  | 災害時における応援活動及び機材等の支援に関する協定                                 |
| 土木・建設・住宅 | 特定家畜伝染病発生時等における防疫措置への協力に関する協定書             | 一般社団法人宮城県建設業協会                                           | 令和4年9月21日   | 家畜伝染病発生時の埋却溝の掘削、処分家畜等の運搬及び埋却等                             |
| 土木・建設・住宅 | 大規模災害時における応急業務に関する協定                       | 一般社団法人宮城県建設業協会                                           | 平成22年9月8日   | 大規模災害時における応急対策業務の応援に関する協定(協定事項等見直し、平成10年3月27日締結の協定は廃止する。) |
| 土木・建設・住宅 | 災害時における応援協力に関する協定                          | 一般社団法人宮城県造園建設業協会                                         | 平成22年11月11日 | 災害時における公園緑地等の被災状況調査、倒木除去等に関する応援協力に関する協定                   |
| 土木・建設・住宅 | 災害時における被災住宅の応急修理に関する協定                     | 一般社団法人宮城県建設職組合連合会、一般社団法人みやぎ中小建設業協会、一般社団法人宮城県優良住宅協会       | 平成24年10月23日 | 災害時における被災住宅の応急修理に関する協定                                    |
| 土木・建設・住宅 | 大規模災害時における応急対策業務の応援に関する協定                  | 一般社団法人宮城県空調衛生工事業協会                                       | 平成24年12月19日 | 大規模災害時における給排水設備、空調設備等建築設備の応急対策業務に関する協定                    |

災害時応援協定等締結状況一覧  
(令和6年4月1日現在)

宮城県復興・危機管理部防災推進課  
電話022-211-2464

| 区分       | 協定等名称                             | 団体等名                                                               | 締結年月日       | 主な内容                                                                            |
|----------|-----------------------------------|--------------------------------------------------------------------|-------------|---------------------------------------------------------------------------------|
| 土木・建設・住宅 | 大規模災害時における橋りょうの応急対策業務の応援に関する協定書   | 一般社団法人プレストレスト・コンクリート建設業協会                                          | 平成25年4月18日  | 橋梁の緊急被災状況調査及び応急対策                                                               |
| 土木・建設・住宅 | 大規模災害時における橋りょうの応急対策業務の応援に関する協定書   | 一般社団法人日本橋梁建設協会                                                     | 平成25年4月18日  | 橋梁の緊急被災状況調査及び応急対策                                                               |
| 土木・建設・住宅 | 災害時における漁港・漁場の応急対策業務に関する協定         | 一般社団法人全日本漁港建設協会宮城県支部                                               | 平成27年4月15日  | 県が管理する漁港・漁場において、災害が発生し又は発生するおそれがある場合に、情報の収集や応急対策に必要な人員・資機材の調達と、応急復旧工事の実施に関する協定。 |
| 土木・建設・住宅 | 災害時における調査及び防災の連携・協力に関する協定         | 公益社団法人地盤工学会東北支部                                                    | 平成27年7月29日  | 地盤災害発生時の調査や、地盤災害の減災及び防災対策に向けた取り組み                                               |
| 土木・建設・住宅 | 災害時における住宅の早期復興に向けた協力に関する協定        | 独立行政法人住宅金融支援機構(住宅金融公庫東北支店)                                         | 平成27年10月27日 | 災害発生時に実施する住宅相談等に関する協力に関する協定                                                     |
| 土木・建設・住宅 | 港湾関係での災害発生時における応急対策業務に関する包括協定     | 東北6県、東北地方整備局、一般社団法人海洋調査協会、一般社団法人港湾技術コンサルタント協会、一般社団法人日本埋立浚渫協会東北支部、一 | 平成28年2月29日  | 大規模災害時における港湾施設の応急対策業務に関する応援協力に関する協定                                             |
| 土木・建設・住宅 | 大規模災害時における被災箇所の復旧に係る助言に関する協定      | 公益社団法人日本技術士会 東北本部宮城県支部                                             | 平成28年7月28日  | 大規模災害時における被災箇所の復旧に係る助言に関する協定                                                    |
| 土木・建設・住宅 | 災害時における電気工事等の応急対策に関する協定           | 宮城県電気工事工業組合                                                        | 平成28年11月10日 | 電気設備等の損壊箇所等の被害状況の把握、報告及び点検                                                      |
| 土木・建設・住宅 | 災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定            | 一般社団法人プレハブ建築協会、仙台市                                                 | 平成31年4月1日   | 応急仮設住宅の建設・供給に関する協定                                                              |
| 土木・建設・住宅 | 大規模災害時における建設発生土の受入に係る情報提供等に関する協定書 | 建設発生土リサイクル協同組合                                                     | 令和1年8月9日    | 大規模災害時における建設発生土の受入に係る情報提供等に関する協定                                                |
| 土木・建設・住宅 | 災害時における支援協力に関する協定書                | 東北港運協会                                                             | 令和1年10月1日   | 災害時における支援協力に関する協定                                                               |
| 土木・建設・住宅 | 災害等支援協力に関する協定                     | 一般社団法人日本下水道施設管理業協会                                                 | 令和1年5月22日   | 災害発生時における下水道施設の応急復旧のために必要な業務に関する支援協定                                            |
| 土木・建設・住宅 | 災害時における復旧支援協力に関する協定               | 公益社団法人日本下水道管路管理業協会                                                 | 令和1年5月22日   | 災害発生時における下水道施設(管路)の応急復旧のために必要な業務に関する支援協定                                        |
| 土木・建設・住宅 | 宮城県と東京都の水道事業の連携に関する協定             | 東京都水道局                                                             | 令和1年6月28日   | 水道事業における災害対応及び人的基盤の強化に関する連携協定(資機材の提供及び水質検査等に関する支援)                              |
| 土木・建設・住宅 | 災害発生時における民間賃貸住宅の提供等に関する協定書        | 仙台市、公益社団法人宮城県宅地建物取引業協会、公益社団法人全日本不動産協会宮城県本部、公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会    | 平成31年4月26日  | 災害救助法適用の災害発生時における県、仙台市及び住宅団体との民間賃貸住宅に関する協定                                      |
| 土木・建設・住宅 | 災害等支援協力に関する協定                     | 一般社団法人日本水道運営管理協会                                                   | 令和1年11月1日   | 災害や事故等発生時における水道及び工業用水道施設の応急復旧のために必要な業務に関する支援協定                                  |
| 土木・建設・住宅 | 災害発生時における漁港・森林土木施設等の復旧支援に関する協定書   | 一般社団法人宮城県測量設計業協会                                                   | 令和2年8月25日   | 災害発生時における対象施設の被害調査及び緊急措置の検討に係る復興支援に関する協定                                        |
| 土木・建設・住宅 | 災害発生時における農地・農業用施設の復旧支援に関する協定書     | 一般社団法人宮城県測量設計業協会                                                   | 令和2年8月25日   | 大規模災害発生時における農地・農業用施設の被害調査及び緊急措置に関する協定                                           |
| 土木・建設・住宅 | 災害時等の相互支援協力に関する協定                 | 株式会社みずむすびマネジメントみやぎ、株式会社みずむすびサービスみやぎ、株式会社アイ・ケー・エス                   | 令和4年2月1日    | 自然災害や新型コロナウイルス感染症等により、各業務の履行が困難になった場合、受注者及び指定管理者が相互に人員を派遣等する協定                  |
| 土木・建設・住宅 | 災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定            | 宮城県木造応急仮設住宅建設協議会、仙台市                                               | 令和2年9月30日   | 応急仮設住宅の建設・供給に関する協定                                                              |
| 土木・建設・住宅 | 災害時における土地調査及び補償調査等に関する協定          | 一般社団法人日本補償コンサルタント協会東北支部宮城県部会                                       | 令和3年1月29日   | 応急復旧工事等の迅速な工事着手のための権利者の調査や補償調査等                                                 |
| 土木・建設・住宅 | 大規模災害時における建設資材調達に係る情報提供等に関する協定    | 公益社団法人全国土木コンクリートブロック協会東北地区協議会                                      | 令和3年2月9日    | 建設資材の保有状況の情報共有や提供に関する相互連携                                                       |
| 土木・建設・住宅 | 防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する協定書      | 宮城県土地改良事業団体連合会会長、公益社団法人みやぎ農業振興公社理事長                                | 令和3年2月18日   | 県ため池サポートセンターの設置等、農業用ため池の防災機能維持に向けた相互協力                                          |
| 土木・建設・住宅 | 災害時における上下水道施設の技術支援に関する協定          | 宮城県知事、公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会東北支部                                    | 令和3年2月19日   | 災害等の発生時における県及び協定参画市町村が所管する上下水道施設(工業用水道を含む)の早期復旧に係る技術支援に関する協定                    |

災害時応援協定等締結状況一覧  
(令和6年4月1日現在)

宮城県復興・危機管理部防災推進課  
電話022-211-2464

| 区分       | 協定等名称                                | 団体等名                     | 締結年月日       | 主な内容                                           |
|----------|--------------------------------------|--------------------------|-------------|------------------------------------------------|
| 土木・建設・住宅 | 災害時における被災住宅の屋根のブルーシート掛けによる応急修理に関する協定 | 一般社団法人災害復旧職人派遣協会         | 令和4年3月29日   | 災害により損壊した屋根のブルーシート掛け等による応急修理を行うための協定。          |
| 土木・建設・住宅 | 災害時における応急対策業務に関する協定書                 | 一般社団法人宮城県測量設計業協会         | 令和4年8月24日   | 災害時における県所管施設の災害応急対策に関する測量・調査・設計業務等の実施に関する協定    |
| 土木・建設・住宅 | 災害時における応急対策業務に関する協定書                 | 一般社団法人建設コンサルタンツ協会東北支部    | 令和4年8月24日   | 災害時における県所管施設の災害応急対策に関する測量・調査・設計業務等の実施に関する協定    |
| 土木・建設・住宅 | 災害時における応急対策業務に関する協定書                 | 一般社団法人東北地質調査業協会          | 令和4年8月24日   | 災害時における県所管施設の災害応急対策に関する測量・調査・設計業務等の実施に関する協定    |
| 土木・建設・住宅 | 災害時における宮城県所管道路の災害応急対策業務に関する協定書       | 特定非営利活動法人全日本レッカー協会       | 令和4年12月28日  | 災害時における県所管道路での車両移動等災害応急対策等業務に関する協定             |
| 土木・建設・住宅 | 災害時における宮城県所管道路の災害応急対策業務に関する協定書       | 全日本高速道路レッカー事業協同組合        | 令和4年12月28日  | 災害時における県所管道路での車両移動等災害応急対策等業務に関する協定             |
| 土木・建設・住宅 | 災害時における宮城県所管道路の災害応急対策業務に関する協定書       | 一般社団法人日本自動車連盟宮城支部        | 令和4年12月28日  | 災害時における県所管道路での車両移動等災害応急対策等業務に関する協定             |
| 土木・建設・住宅 | 災害時の市町村支援におけるみやぎ災害復旧サポート員に関する協定書     | 公益社団法人宮城県建設センター          | 令和5年1月25日   | 県内各市町村が所管する公共土木施設の災害復旧支援に関する協定                 |
| 土木・建設・住宅 | 災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書              | 一般社団法人ムービングハウス協会         | 令和5年3月23日   | 災害時における応急仮設住宅(ムービングハウス)の建設に係る事務手続に関する協定        |
| 土木・建設・住宅 | 災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書              | 一般社団法人日本木造住宅産業協会         | 令和5年3月23日   | 災害時における応急仮設住宅の建設に係る事務手続に関する協定                  |
| 燃料       | 大規模特殊災害時における航空燃料の給油に関する覚書            | ㈱パシフィック                  | 平成7年1月26日   | 大規模災害時における他県からの応援ヘリコプターの燃料補給に関する協定             |
| 燃料       | 災害時の重要施設に係る情報共有に関する覚書                | 石油連盟                     | 令和2年2月14日   | 大規模災害時における燃料給油に必要な重要施設に係る情報共有に関する覚書            |
| 燃料       | 災害時の石油製品の備蓄に関する協定                    | 宮城県石油商業組合<br>宮城県石油商業協同組合 | 平成31年3月20日  | 災害時給油所地下タンク製品備蓄促進事業を活用したガソリン、軽油、重油、灯油の備蓄に関する協定 |
| 燃料       | 災害時における支援に関する協定                      | 宮城県石油商業組合<br>宮城県石油商業協同組合 | 平成27年1月16日  | 災害時における石油製品の優先供給に関する協定                         |
| 廃棄物処理    | 災害時における下水及びし尿・浄化槽汚泥の撤去等に関する協定        | 宮城県環境整備事業協同組合            | 平成18年11月29日 | 大規模災害時における下水及びし尿・浄化槽汚泥等の撤去、収集・運搬に関する協定         |
| 廃棄物処理    | 災害時における下水・し尿・浄化槽汚泥及び災害廃棄物の撤去等に関する協定  | 公益社団法人宮城県生活環境事業協会        | 平成19年5月17日  | 災害時における下水・し尿・浄化槽汚泥及び災害廃棄物の撤去等の協力に関する協力         |
| 廃棄物処理    | 災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定               | 一般社団法人宮城県産業資源循環協会        | 平成20年10月21日 | 災害時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定                      |
| 廃棄物処理    | 特定家畜伝染病発生時における汚染物品の焼却処理に関する協定書       | 一般社団法人宮城県産業資源循環協会        | 令和3年9月30日   | 家畜伝染病発生時の汚染物品等の焼却                              |
| 廃棄物処理    | 特定家畜伝染病発生時における人員派遣に関する協定書            | 宮城県倉庫協会                  | 令和3年5月12日   | フォークリフト等のオペレーター派遣                              |
| 物資供給     | 非常災害用医薬品確保に関する協定                     | 宮城県医薬品卸組合                | 令和3年8月17日   | 医薬品及び医療材料の確保と供給に関する協定                          |
| 物資供給     | 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定            | 宮城県生活協同組合連合会             | 平成9年4月16日   | 応急生活物資の供給に関する協定                                |
| 物資供給     | 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定            | 株式会社ファミリーマート             | 平成16年3月22日  | 大規模災害時における食料品等応急生活物資の供給に関する協定                  |
| 物資供給     | 災害時における医療ガス等の調達業務に関する協定              | 一般社団法人日本産業・医療ガス協会東北地域本部  | 平成17年4月1日   | 災害時における医療ガス等の調達に関する協定                          |
| 物資供給     | 災害時における物資の調達等に関する協定                  | 株式会社ローソン                 | 平成19年5月28日  | 災害時の食料品等応急生活物資供給の協力に関する協定                      |

災害時応援協定等締結状況一覧  
(令和6年4月1日現在)

宮城県復興・危機管理部防災推進課  
電話022-211-2464

| 区分   | 協定等名称                         | 団体等名                                                     | 締結年月日       | 主な内容                                                             |
|------|-------------------------------|----------------------------------------------------------|-------------|------------------------------------------------------------------|
| 物資供給 | 災害時における物資の調達等に関する協定           | 株式会社セブン-イレブン・ジャパン                                        | 平成19年11月16日 | 災害時の食料品等応急生活物資供給の協力に関する協定                                        |
| 物資供給 | 災害時における物資の調達等に関する協定           | 宮城県食品産業協議会                                               | 平成20年5月28日  | 災害時の食料品等供給の協力に関する協定                                              |
| 物資供給 | 災害時における飲料等の提供に関する協定           | コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社                                      | 平成20年6月4日   | 災害時の飲料等の供給の協力に関する協定                                              |
| 物資供給 | 災害時における支援協力に関する協定             | イオングループ<br>(イオンリテール株式会社東北カンパニー、イオンスーパーセンター株式会社、株式会社サンデー) | 平成20年12月19日 | 災害時における食料、飲料水、生活物資等の供給、駐車場の一時避難所としての提供、水道水・トイレ等の提供、災害情報の提供に関する協定 |
| 物資供給 | 災害時における毒物劇物による危害防止協力に関する協定    | 宮城県毒劇物協会                                                 | 平成21年3月24日  | 災害時における資機材の供給に関する協定                                              |
| 物資供給 | 災害時における棺等葬祭用品の供給に関する協定        | 宮城県葬祭業協同組合                                               | 平成21年9月9日   | 災害時における棺等葬祭用品の供給に関する協定                                           |
| 物資供給 | 災害時における支援協力に関する協定             | 三井不動産株式会社<br>株式会社カインズ<br>株式会社宮城テレビ放送                     | 平成21年10月20日 | 災害時における一時集積所、一時避難所用地の提供、生活物資の供給支援に関する協定                          |
| 物資供給 | 災害時における医療機器等の確保等に関する協定        | 宮城県医療機器販売業協会                                             | 平成22年6月28日  | 災害時における医療機器及び衛生材料の確保と供給に関する協定                                    |
| 物資供給 | 大規模災害時における一時医薬品集積所に関する覚書      | 宮城県医薬品卸組合                                                | 平成30年3月9日   | 災害時における県外等から輸送される医薬品等の受け入れ、仕分け及び管理を行う一次医薬品集積所に関する覚書              |
| 物資供給 | 災害時における棺等葬祭用品の供給に関する協定        | 宮城県JA葬祭事業運営協議会                                           | 平成24年7月31日  | 災害時における棺等葬祭用品の供給に関する協定                                           |
| 物資供給 | 災害時における物資の供給に関する協定            | NPO法人コメリ災害対策センター                                         | 平成24年9月20日  | 災害時における災害応急対策物資等の供給に関する協定                                        |
| 物資供給 | 災害時における物資の調達等に関する協定           | 森永製菓株式会社                                                 | 平成24年9月21日  | 災害時における菓子・食品の調達に関する協定                                            |
| 物資供給 | 災害時における応急生活物資の供給に関する協定        | 株式会社ケーヨー                                                 | 平成24年12月6日  | 災害時における応急生活物資の供給に関する協定                                           |
| 物資供給 | 災害時における物資供給協力に関する協定           | 株式会社西友                                                   | 平成25年3月1日   | 災害時における衣料・食料・飲料水等の供給協力に関する協定                                     |
| 物資供給 | 災害時における物資供給に関する協定書            | アークランドサカモト株式会社                                           | 平成27年1月14日  | 災害時における災害応急対策物資等の供給に関する協定                                        |
| 物資供給 | 災害時における物資供給に関する協定書            | 株式会社アイリスプラザデザインカンパニー                                     | 平成27年1月14日  | 災害時における災害応急対策物資等の供給に関する協定                                        |
| 物資供給 | 災害時における物資供給に関する協定書            | 株式会社カインズ                                                 | 平成27年1月14日  | 災害時における災害応急対策物資等の供給に関する協定                                        |
| 物資供給 | 災害時における物資供給に関する協定書            | 株式会社ケーヨー                                                 | 平成27年1月14日  | 災害時における災害応急対策物資等の供給に関する協定                                        |
| 物資供給 | 災害時における物資供給に関する協定書            | 株式会社サンデー                                                 | 平成27年1月14日  | 災害時における災害応急対策物資等の供給に関する協定                                        |
| 物資供給 | 災害時における物資供給に関する協定書            | 株式会社ダイユーエイト                                              | 平成27年1月14日  | 災害時における災害応急対策物資等の供給に関する協定                                        |
| 物資供給 | 災害時における物資供給に関する協定書            | 株式会社LIXILピバ                                              | 平成27年1月14日  | 災害時における災害応急対策物資等の供給に関する協定                                        |
| 物資供給 | 災害時における物資供給に関する協定書            | ホームック株式会社                                                | 平成27年1月14日  | 災害時における災害応急対策物資等の供給に関する協定                                        |
| 物資供給 | 災害時における物資供給に関する協定書            | NPO法人コメリ災害対策センター                                         | 平成27年1月14日  | 災害時における災害応急対策物資等の供給に関する協定                                        |
| 物資供給 | 家畜伝染病発生時における資機材の供給等の協力に関する協定書 | 宮城県高圧ガス保安協会                                              | 平成28年3月31日  | 家畜伝染病発生時における炭酸ガス等の供給                                             |

災害時応援協定等締結状況一覧  
(令和6年4月1日現在)

宮城県復興・危機管理部防災推進課  
電話022-211-2464

| 区分          | 協定等名称                                    | 団体等名                                       | 締結年月日       | 主な内容                                                                          |
|-------------|------------------------------------------|--------------------------------------------|-------------|-------------------------------------------------------------------------------|
| 物資供給        | 災害時における応急生活物資の供給に関する協定                   | 株式会社カワチ薬品                                  | 平成28年12月1日  | 被災者等に対する食料品・日用品・衣料品等物資の供給                                                     |
| 物資供給        | 災害時における応急生活物資の供給に関する協定                   | 株式会社高速                                     | 平成28年12月16日 | 被災者等に対する日用品等物資の供給                                                             |
| 物資供給        | 家畜伝染病の発生時における緊急防疫業務の物資の供給に関する協定          | 株式会社ケーヨー                                   | 平成29年3月31日  | 家畜伝染病発生時における資材の供給                                                             |
| 物資供給        | 家畜伝染病の発生時における緊急防疫業務の物資の供給に関する協定          | 株式会社ダイユーエイト                                | 平成29年3月31日  | 家畜伝染病発生時における資材の供給                                                             |
| 物資供給        | 家畜伝染病の発生時における緊急防疫業務の物資の供給に関する協定          | 株式会社サンデー                                   | 平成29年3月31日  | 家畜伝染病発生時における資材の供給                                                             |
| 物資供給        | 災害時における物資の供給に関する協定                       | DCM株式会社                                    | 平成29年4月25日  | 災害時における日用品等物資の支援                                                              |
| 物資供給        | 家畜伝染病の発生時における緊急防疫業務の物資の供給に関する協定          | 株式会社アイリスプラザデザインカンパニー                       | 平成29年7月14日  | 家畜伝染病発生時における資材の供給                                                             |
| 物資供給        | 家畜伝染病の発生時における緊急防疫業務の物資の供給に関する協定          | NPO法人コメリ災害対策センター                           | 平成29年8月29日  | 家畜伝染病発生時における資材の供給                                                             |
| 物資供給        | 災害時における棺等葬祭用品の供給及び遺体の搬送に係る作業等役務の提供に関する協定 | 一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会                          | 平成29年11月7日  | 災害時における棺等葬祭用品の供給と遺体の搬送に係る作業等役務の提供に関する協定                                       |
| 物資供給        | LPガス等供給協力に関する協定                          | 一般社団法人宮城県LPガス協会                            | 平成30年3月26日  | 災害時におけるLPガス等及び資機材の提供に関する協定                                                    |
| 物資供給        | 災害時における物資の調達等に関する協定書                     | 株式会社イトーヨーカ堂                                | 平成30年6月19日  | 災害時における食料・飲料水・日用品等物資の提供に関する協定                                                 |
| 物資供給        | 災害時における物資の供給等に関する協定書                     | 宮城県塗装業組合連合会                                | 令和1年7月18日   | 災害時における水タンク、高圧洗浄機等の貸与に関する協定                                                   |
| 物資供給        | 災害時における福祉用具等物資の供給等支援協力に関する協定書            | 一般社団法人日本福祉用具供給協会                           | 令和2年3月24日   | 避難所等で必要とされる介護用品・衛生用品等の福祉用具等物資の供給に関する協定                                        |
| 物資供給        | 災害時における量の供給に関する協定                        | 宮城県畳業商工組合                                  | 令和2年5月15日   | 避難所等に対する畳等の供給                                                                 |
| 物資供給        | 災害時における段ボール製品の調達に関する協定                   | 東日本段ボール工業組合                                | 令和2年6月29日   | 段ボール製簡易ベッドなど各種段ボール製品の供給                                                       |
| 物資供給        | 災害時における外部給電可能な車両からの電力供給に関する協定書           | ①宮城トヨタ自動車株式会社, ②仙台トヨペット株式会社, ③ネットトヨタ仙台株式会社 | 令和2年8月7日    | 災害時における外部給電可能な車両からの電力供給の協力                                                    |
| 物資供給        | 災害時における電動車両等からの電力供給に関する協定                | ①宮城三菱自動車販売株式会社, ②三菱自動車工業株式会社               | 令和2年11月9日   | 災害時における電動車両等からの電力供給の協力                                                        |
| 物資供給        | 災害時における物資の調達等に関する協定                      | 株式会社ファーストリテイリング                            | 令和3年11月16日  | 同社及び同社子会社が展開するブランドの衣料品等の提供                                                    |
| 物資供給        | 災害時における車両貸渡しに関する協定                       | 一般社団法人宮城県レンタカー協会                           | 令和4年3月18日   | 災害時に県が実施する応急対策に必要な車両の提供                                                       |
| 物資供給        | 災害時における被災者等の移動手段の確保に関する協定                | 一般社団法人日本カーシェアリング協会                         | 令和4年6月10日   | 災害時に被災者、被災地で活動するボランティア団体、災害ボランティアセンターの移動手段の確保のため、(一社)日本カーシェアリング協会が無償で自動車を貸与する |
| 物資供給        | 家畜伝染病の発生時における緊急防疫業務の物資の供給に関する協定          | プラス株式会社 ジョインテックスカンパニー                      | 令和4年12月13日  | 資材の供給                                                                         |
| 物資供給        | 災害時におけるゴム・ビニル製品の供給に関する協定                 | 弘進ゴム株式会社                                   | 令和5年8月14日   | 災害時に使用するゴム長靴や雨合羽、ゴム手袋等のゴム・ビニル製品の供給。                                           |
| 物資供給        | 災害時におけるブルーシート・土のう袋等の供給に関する協定             | 萩原工業株式会社                                   | 令和6年3月8日    | 災害時に使用する、萩原工業(株)が製造、販売しているブルーシート・土のう袋等、その他供給可能な物資の供給。                         |
| 物流(物資輸送・保管) | 緊急物資の輸送に関する協定                            | 公益社団法人宮城県トラック協会                            | 平成9年3月18日   | 生活救援物資等緊急物資の輸送に関する協定                                                          |

災害時応援協定等締結状況一覧  
(令和6年4月1日現在)

宮城県復興・危機管理部防災推進課  
電話022-211-2464

| 区分          | 協定等名称                                | 団体等名                                                    | 締結年月日       | 主な内容                                                               |
|-------------|--------------------------------------|---------------------------------------------------------|-------------|--------------------------------------------------------------------|
| 物流(物資輸送・保管) | 災害時における車両の派遣に関する協定                   | 株式会社デイライン                                               | 平成15年10月31日 | 大規模災害時の飲料水の運搬車両の派遣に関する協定                                           |
| 物流(物資輸送・保管) | 災害時における車両の派遣に関する協定                   | 株式会社みやぎの運送                                              | 平成15年10月31日 | 大規模災害時の飲料水の運搬車両の派遣に関する協定                                           |
| 物流(物資輸送・保管) | 緊急物資の輸送に関する協定                        | 赤帽宮城県軽自動車運送協同組合                                         | 平成17年6月14日  | 災害発生時の応急対策に必要な救援物資等の緊急輸送に関する協定                                     |
| 物流(物資輸送・保管) | 災害時における物資の保管等に関する協定                  | 宮城県倉庫協会                                                 | 平成29年3月30日  | 災害時支援物資の受入れ・保管・出庫及び物流専門家の派遣等の協力に関する協力                              |
| 物流(物資輸送・保管) | 災害時における物資輸送等の支援に関する協定                | 一般社団法人日本パレット協会                                          | 平成29年3月24日  | 防災拠点からの物資輸送のためのパレットの提供・回収、物資の荷役作業等に必要な産業車両、産業機械、物流機器、容器、オペレーター等の供給 |
| 物流(物資輸送・保管) | 災害時におけるフォークリフトのレンタル供給等に関する協定         | トヨタエルアンドエフ宮城株式会社                                        | 平成29年3月24日  | フォークリフトのレンタル供給・運搬                                                  |
| 物流(物資輸送・保管) | 災害時におけるフォークリフトのレンタル供給等に関する協定         | ロジスネクスト東北株式会社                                           | 平成29年4月7日   | フォークリフトのレンタル供給・運搬                                                  |
| 物流(物資輸送・保管) | 原子力災害時の物資等の輸送に関する覚書                  | 公益社団法人宮城県トラック協会                                         | 平成31年4月1日   | 原子力災害又は発生するおそれがある場合の物資等の緊急輸送に関する覚書                                 |
| 物流(物資輸送・保管) | 特定家畜伝染病発生時におけるフォークリフト等のレンタル供給に関する協定書 | トヨタエルアンドエフ宮城株式会社                                        | 令和3年3月12日   | 災害時におけるフォークリフト等のレンタル供給                                             |
| 物流(物資輸送・保管) | 災害時における物資等の輸送・荷役等に関する協定              | 一般社団法人AZ-COM丸和・支援ネットワーク                                 | 令和3年3月15日   | 物資の輸送、荷役作業、物資の調達・供給、物資拠点の提供・運営                                     |
| 物流(物資輸送・保管) | 特定家畜伝染病時における防疫資材の緊急輸送に関する協定          | 公益社団法人みやぎ農業振興公社                                         | 令和3年3月30日   | 家畜防疫業務に必要な防疫資材の緊急輸送                                                |
| 報道          | 災害時における放送要請に関する協定                    | 日本放送協会仙台放送局                                             | 昭和39年12月10日 | 災害対策基本法第57条に基づく放送を行うことを求める時の手続きに関する協定                              |
| 報道          | 災害時放送に関する覚書                          | 東北放送株式会社                                                | 昭和39年12月22日 | 災害対策基本法第57条に基づく放送を行うことを求める時の手続きに関する協定                              |
| 報道          | 災害時放送に関する覚書                          | 株式会社仙台放送                                                | 昭和40年1月10日  | 災害対策基本法第57条に基づく放送を行うことを求める時の手続きに関する協定                              |
| 報道          | 災害時放送に関する覚書                          | 株式会社宮城テレビ放送                                             | 昭和49年12月26日 | 災害対策基本法第57条に基づく放送を行うことを求める時の手続きに関する協定                              |
| 報道          | 災害時放送に関する覚書                          | 株式会社東日本放送                                               | 昭和50年10月7日  | 災害対策基本法第57条に基づく放送を行うことを求める時の手続きに関する協定                              |
| 報道          | 災害時放送に関する覚書                          | 株式会社エフエム仙台                                              | 昭和57年12月1日  | 災害対策基本法第57条に基づく放送を行うことを求める時の手続きに関する協定                              |
| 報道          | 大規模災害時緊急情報連絡システムに関する覚書[安心放送]         | 日本放送協会仙台放送局, 東北放送株式会社, 株式会社仙台放送, 株式会社宮城テレビ放送, 株式会社東日本放送 | 平成8年6月10日   | テレビ・ラジオを通じた確かな災害情報(リアルタイム)の提供に関する協定                                |
| 報道          | 災害時等における報道要請に関する協定                   | 公安委員会, 株式会社河北新報社                                        | 平成9年12月12日  | 被災者等への災害応急対策等の的確な情報伝達に関する協定                                        |
| 報道          | 災害時等における報道要請に関する協定                   | 公安委員会, 株式会社朝日新聞社仙台支局                                    | 平成9年12月12日  | 被災者等への災害応急対策等の的確な情報伝達に関する協定                                        |
| 報道          | 災害時等における報道要請に関する協定                   | 公安委員会, 株式会社毎日新聞社仙台支局                                    | 平成9年12月12日  | 被災者等への災害応急対策等の的確な情報伝達に関する協定                                        |
| 報道          | 災害時等における報道要請に関する協定                   | 公安委員会, 株式会社読売新聞社東北総局                                    | 平成9年12月12日  | 被災者等への災害応急対策等の的確な情報伝達に関する協定                                        |
| 報道          | 災害時等における報道要請に関する協定                   | 公安委員会, 株式会社日本経済新聞社仙台支局                                  | 平成9年12月12日  | 被災者等への災害応急対策等の的確な情報伝達に関する協定                                        |
| 報道          | 災害時等における報道要請に関する協定                   | 公安委員会, 株式会社産経新聞社東北総局                                    | 平成9年12月12日  | 被災者等への災害応急対策等の的確な情報伝達に関する協定                                        |

災害時応援協定等締結状況一覧  
(令和6年4月1日現在)

宮城県復興・危機管理部防災推進課  
電話022-211-2464

| 区分  | 協定等名称                                    | 団体等名                              | 締結年月日       | 主な内容                                           |
|-----|------------------------------------------|-----------------------------------|-------------|------------------------------------------------|
| 報道  | 災害時等における報道要請に関する協定                       | 公安委員会, 社団法人共同通信社仙台支社              | 平成9年12月12日  | 被災者等への災害応急対策等の的確な情報伝達に関する協定                    |
| 報道  | 災害時等における報道要請に関する協定                       | 公安委員会, 株式会社時事通信社仙台支社              | 平成9年12月12日  | 被災者等への災害応急対策等の的確な情報伝達に関する協定                    |
| その他 | 災害対策基本法第76条の3(警察官等の措置命令等)に関わる覚書          | 一般社団法人全国クレーン建設業協会宮城県支部            | 平成7年10月5日   | 緊急通行車両の通路確保のための車両の排除活動に関する応援協定                 |
| その他 | 災害対策基本法第76条の3(警察官等の措置命令等)に関わる覚書          | 一般社団法人日本自動車連盟東北本部宮城支部             | 平成7年10月12日  | 緊急通行車両の通路確保のための車両の排除活動に関する応援協定                 |
| その他 | 大規模災害時における災害ボランティアセンターの設置・運営に関する覚書(全市町村) | 市町村長<br>社会福祉法人市町村社会福祉協議会          | 平成16年12月1日  | 大規模災害時にボランティア活動が円滑, 効果的かつ安全に行われるための広域的支援に関する覚書 |
| その他 | 大規模災害発生時における相互協力に関する協定                   | 東日本高速道路株式会社                       | 平成18年10月10日 | 大規模災害時における高速道路SAや緊急開口部の活用及び相互協力に関する協定          |
| その他 | 災害時における愛護動物の救護活動に関する協定                   | 公益社団法人宮城県獣医師会                     | 平成19年3月16日  | 災害時における愛護動物の救護及び応急措置に関する協定                     |
| その他 | 「宮城県防災・危機管理ブログ」に関する協定                    | 楽天グループ株式会社                        | 平成19年3月23日  | ブログによる防災や危機管理に関する情報の公開に関する協定                   |
| その他 | 災害時における事務機器等の調達の協力に関する協定                 | 東北事務機協会                           | 平成20年6月11日  | 災害時災害対策本部が必要とする事務機の提供協力に関する協定                  |
| その他 | 大規模災害時における相談業務の応援に関する協定                  | 宮城県災害復興支援士業連絡会                    | 平成20年12月3日  | 災害時における各種法律等専門性を要する相談業務に関する協定                  |
| その他 | 災害時のスクールカウンセラー派遣協力に関する協定                 | 宮城県臨床心理士会                         | 平成20年12月15日 | 災害時等におけるスクールカウンセリングに関する協定                      |
| その他 | 災害時における隊友会の協力に関する協定書                     | 公益社団法人隊友会宮城県隊友会                   | 平成22年3月25日  | 災害時における情報の収集, 救援活動等の補助に関する協定                   |
| その他 | 大規模停電時における仙台東高等学校グラウンド使用に関する協定書          | 東北電力株式会社宮城支店長                     | 平成22年4月14日  | 地震等の自然現象に起因する大規模な停電が発生した場合における支援協力             |
| その他 | 災害時における応援協力に関する協定                        | 宮城県生コンクリート工業組合                    | 平成22年7月1日   | 災害時における応援活動及び重機・機材等の支援に関する協定                   |
| その他 | 災害時における応援・協力に関する協定書                      | 一般社団法人宮城県消防設備協会                   | 平成24年2月6日   | 災害時における公共施設の消防設備などの緊急点検等に関する応援協力に関する協定         |
| その他 | 災害時における支援協力に関する協定                        | ①トヨタ自動車東日本株式会社, ②トヨタ自動車株式会社, ③大衡村 | 平成24年12月13日 | 災害時における人命救助, 一時避難場所の提供, 物資提供などの支援協力            |
| その他 | 災害時における緊急支援活動に関する協定書                     | 一般社団法人宮城県警備業協会                    | 平成24年12月25日 | 被災地における防犯パトロール等及び緊急交通路確保等に関する交通誘導に関する応援協定      |
| その他 | 災害に係る情報発信等に関する協定書                        | LINEヤフー株式会社                       | 平成25年2月19日  | 県ホームページの災害時のアクセス負荷軽減や防災・災害情報発信等に関する協定          |
| その他 | 防災への取り組みに関する協定書                          | Google Ireland Limited            | 平成25年7月26日  | 防災への取り組みに関する協定                                 |
| その他 | 災害時におけるタイヤ修理等に関する協定書                     | 南東北タイヤ商工協同組合                      | 平成26年1月22日  | 緊急車両のタイヤ修理等に関する協定                              |
| その他 | 災害時における支援協力に関する協定書                       | 宮城県遊技業協同組合                        | 平成26年3月17日  | 災害応急活動拠点となる施設の提供など災害時における支援協力に関する協定            |
| その他 | 災害時における支援協力に関する協定                        | 株式会社フジ・コーポレーション                   | 平成26年10月17日 | タイヤの提供, タイヤの交換作業, 災害応急対策を実施する車両の一時集結場所の提供      |
| その他 | 災害時における支援協力に関する協定書                       | 株式会社ホットマン                         | 平成27年1月27日  | 災害応急対策を実施する車両の点検・整備, タイヤの修理・交換等                |
| その他 | 災害時における老人福祉施設の応援, 協力に関する基本協定             | 宮城県老人福祉施設協議会                      | 平成27年2月12日  | 被災施設利用者等の受入れのための施設の提供及び被災施設等への物資の供給等           |

災害時応援協定等締結状況一覧  
(令和6年4月1日現在)

宮城県復興・危機管理部防災推進課  
電話022-211-2464

| 区分          | 協定等名称                              | 団体等名                                                                                            | 締結年月日      | 主な内容                                        |
|-------------|------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|---------------------------------------------|
| その他         | 災害時における支援協力に関する協定                  | 一般社団法人宮城県冷凍空調設備工業会                                                                              | 平成28年3月23日 | 災害時に拠点となる施設(避難所を含む。)への冷凍空調機器の提供及び応急復旧に関する協定 |
| その他         | 石巻圏域大規模災害時在宅酸素療法患者支援システム運用に関する協定書  | 石巻市, 東松島市, 女川町, (一社)石巻市医師会, (一社)桃生郡医師会, 石巻赤十字病院, カガク興商(株), (株)小池メディカル, (株)シバタイムテック宮城, チェカメイ株式会社 | 平成29年3月7日  | 石巻圏域のHOT患者を支援する。                            |
| その他         | 災害時における支援協力に関する協定書                 | 損害保険ジャパン株式会社                                                                                    | 平成30年2月15日 | ドローンを活用した情報収集及び物資の提供に関する協定                  |
| その他         | 原子力災害時における緊急輸送に関する協定書              | 公益社団法人宮城県バス協会                                                                                   | 平成30年9月13日 | 原子力災害又は発生するおそれがある場合の住民の緊急輸送に関する協定           |
| その他         | 原子力災害時におけるタクシーによる緊急輸送に関する協定書       | 一般社団法人宮城県タクシー協会                                                                                 | 平成31年3月28日 | 原子力災害又は発生するおそれがある場合の住民の緊急輸送に関する協定           |
| その他         | 宮城県災害派遣福祉チームへの職員の派遣に関する協定          | 宮城県災害福祉広域支援ネットワーク協議会 社会福祉法人等                                                                    | 令和元年6月20日外 | 大規模災害発生時に福祉専門職等を避難所へ派遣し, 要支援者を支援する。         |
| その他         | 宮城県原子力災害医療に係る患者搬送中継地点に関する覚書        | 宮城県教育委員会, 宮城県総合運動公園指定管理者 代表 公益財団法人宮城県スポーツ協会                                                     | 令和2年9月23日  | 原子力災害時における入院患者等の避難等に係る中継地点の開設及び運営に関する覚書     |
| その他         | 特定家畜伝染病時における人員輸送に関する協定             | 愛子観光バス株式会社                                                                                      | 令和3年2月10日  | 特定家畜伝染病時における人員輸送                            |
| その他         | 災害時における宿泊施設の提供等に関する協定              | 宮城県ホテル旅館生活衛生同業組合                                                                                | 令和3年2月16日  | 要配慮者等の宿泊並びに宿泊に付随する入浴及び食事の提供                 |
| その他         | 災害時における通信設備復旧等の協力に関する協定            | 株式会社NTTドコモ東北支社                                                                                  | 令和3年3月5日   | 相互の情報共有及び各社連絡員の派遣                           |
| その他         | 災害時における通信設備復旧等の協力に関する協定            | KDDI株式会社東北総支社                                                                                   | 令和3年3月5日   | 相互の情報共有及び各社連絡員の派遣                           |
| その他         | 災害時における通信設備復旧等の協力に関する協定            | ソフトバンク株式会社(東北ネットワーク技術部)                                                                         | 令和3年3月5日   | 相互の情報共有及び各社連絡員の派遣                           |
| その他         | 災害時における電力復旧に関する協定                  | 東北電力株式会社宮城支店, 東北電力ネットワーク株式会社宮城支社                                                                | 令和3年3月15日  | 相互の情報共有, 各社連絡員の派遣及び医療機関等重要施設の電力復旧           |
| その他         | 災害時における通信設備復旧等の協力に関する協定            | 楽天モバイル株式会社                                                                                      | 令和4年4月15日  | 相互の情報共有, 各社連絡員の派遣及び通信設備の復旧                  |
| その他         | 特定家畜伝染病の発生時における防疫作業従事者等の輸送協力に関する協定 | 宮城交通株式会社                                                                                        | 令和5年1月30日  | 人員輸送                                        |
| その他         | 宮城県災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書      | 社会福祉法人宮城県社会福祉協議会                                                                                | 令和5年4月1日   | 大規模災害時にボランティア活動が円滑に行われるための体制整備等に係る協定書       |
| 医療救護        |                                    | 36件                                                                                             |            |                                             |
| 帰宅支援        |                                    | 11件                                                                                             |            |                                             |
| 行政          |                                    | 49件                                                                                             |            |                                             |
| 航空          |                                    | 7件                                                                                              |            |                                             |
| 災害救助犬       |                                    | 4件                                                                                              |            |                                             |
| 自衛隊         |                                    | 1件                                                                                              |            |                                             |
| 消防          |                                    | 2件                                                                                              |            |                                             |
| 土木・建設・住宅    |                                    | 44件                                                                                             |            |                                             |
| 燃料          |                                    | 4件                                                                                              |            |                                             |
| 廃棄物処理       |                                    | 5件                                                                                              |            |                                             |
| 物資供給        |                                    | 52件                                                                                             |            |                                             |
| 物流(物資輸送・保管) |                                    | 12件                                                                                             |            |                                             |
| 報道          |                                    | 15件                                                                                             |            |                                             |
| その他         |                                    | 38件                                                                                             |            |                                             |
| 合計          |                                    | 280件                                                                                            |            |                                             |

※ 令和6年4月1日現在, 協定締結数280件。  
 ※ 県が協定締結立会の協定も含まれます。  
 ※ 県側は, 知事のほか部局(所), 教育庁(委員会), 警察本部(部局)等も含まれます。

## 大規模災害時における建築物等の解体撤去等の協力に関する協定

宮城県（以下「甲」という。）と宮城県解体工事業協同組合（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、宮城県内に地震等の大規模な災害が発生した場合（以下「大規模災害時」という。）において、甲が宮城県地域防災計画（以下「県防災計画」という。）に基づき、乙に対して協力を要請する建築物等の解体撤去、災害廃棄物の収集、運搬、一時保管等の適正かつ円滑な実施のために、必要な事項を定めるものとする。

### （定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第2条第1号に定めるものをいう。
- (2) 建築物等 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に定める建築物その他の工作物をいう。
- (3) 解体撤去 建築物等の全部又は一部を取り壊し、その場所から取り除くことをいう。
- (4) 災害廃棄物 大規模災害による建築物等の倒壊、焼失等により発生した廃棄物及び大規模災害により倒壊、焼失等した建築物等の解体撤去により発生した廃棄物をいう。

### （要請する業務）

第3条 甲は、大規模災害時において必要と認めるときは、次に掲げる業務（以下「解体撤去等」という。）の実施を乙に対して要請することができる。

- (1) 大規模災害により倒壊、焼失等した建築物等の解体撤去
- (2) 災害廃棄物の収集、運搬、一時保管その他これに関連して必要と認められる業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、甲が県防災計画に基づき、大規模災害時における応急措置として、乙の協力が必要と認める業務

### （要請手続等）

第4条 甲は、法第68条第1項又は第74条第1項の規定により、市町村長等又は他の都道府県知事等からの応援の要求等があった場合、乙に様式第1号を提出し、当該市町村長等又は当該都道府県知事等に代わって、解体撤去等の実施を要請することができる。ただし、緊急を要する場合には、口頭、電話等で要請し、その後すみやかに様式第1号を提出するものとする。

- 2 前項に定める場合のほか、甲は必要と認める場合、前項に定める要請手続に従い、乙に解体撤去等の実施を要請することができる。
- 3 乙は、甲から様式第1号を受領したときは、その内容を確認の上、様式第2号を甲に提出するものとする。

(解体撤去等の実施)

第5条 乙は、次に掲げる事項に留意して解体撤去等を行うものとする。

- (1) 解体撤去等に必要な人員、車両、資材、機材等の調達は乙が行うこと。
  - (2) 騒音、粉じん等により周辺地域の生活環境に支障を生じないよう十分配慮すること。
  - (3) アスベスト等の有害な廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）等の規定に従い、適正な処理を進めること。
  - (4) 災害廃棄物の再利用及び再資源化に配慮し、解体撤去等の現場における分別の徹底等に努めること。
- 2 甲は、災害廃棄物の運搬を要請する場合は、乙に保管場所又は処理施設（以下「保管場所等」という。）を指定するものとする。ただし、甲が保管場所等を指定することができない場合は、乙は自ら保管場所等を確保し、甲の承諾を得て運搬するものとする。
- 3 甲と乙は、解体撤去等を円滑かつ効果的に行うために、適宜、情報交換を行うものとする。

(報告)

第6条 乙は、解体撤去等を完了したときは、すみやかに様式第3号により、その内容を甲に報告しなければならない。

(費用負担)

- 第7条 甲が第4条第1項の規定により、市町村長等又は他の都道府県知事等に代わって、解体撤去等の実施を乙に要請した場合、乙が第5条の規定により実施した解体撤去等に要した費用は、法第92条の定めるところにより、応援を受けた市町村又は都道府県が、その費用を負担する。
- 2 甲が第4条第2項の規定により、解体撤去等の実施を乙に要請した場合、乙が第5条の規定により実施した解体撤去等に要した費用は、原則として甲が負担する。
- 3 前2項に定める費用の額は、大規模災害時直前の標準的な費用を基準にして、当事者が協議の上決定する。

(損害賠償)

第8条 乙は、甲の責に帰さない事由により、解体撤去等の実施に伴って第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

(補償)

第9条 この協定に基づいて解体撤去等に従事した者が、これに従事したことにより、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の補償については、当該従事者の使用者の責任において行うものとする。

(連絡体制)

第10条 この協定の運用等に関する連絡窓口は、甲にあっては環境生活部廃棄物対策課、乙にあっては乙の事務局とする。

2 乙は、常に出動体制及び情報等連絡体制の整備に努めなければならない。

(協議)

第11条 この協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度甲乙協議して決定するものとする。

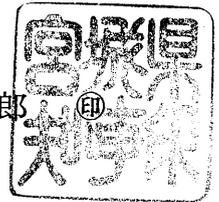
(協定書の発効)

第12条 この協定は、平成11年4月1日から発効するものとする。

本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成11年3月31日

甲 宮城県知事 浅野 史郎



乙 仙台市若林区荒井字大場伝45-3

宮城県解体工事業協同組合

理事長 高田 次雄



大規模災害時における建築物等の解体撤去等の協力要請書

第 号  
年 月 日

宮城県解体工事業協同組合理事長 殿

宮城県知事



大規模災害時における建築物等の解体撤去等の協力に関する協定第4条の規定により、  
次のとおり要請します。

|               |                             |
|---------------|-----------------------------|
| 1 被災の状況       |                             |
| 2 解体撤去等を行う地域  |                             |
| 3 解体撤去等の具体的内容 |                             |
| 4 解体撤去等を行う期間  |                             |
| 5 その他         |                             |
| 6 県担当者        | 所 属<br>電話番号<br>氏 名<br>FAX番号 |



大規模災害時における建築物等の解体撤去等の協力に係る確認書

第 号  
年 月 日

宮城県知事 殿

宮城県解体工事業協同組合  
理事長

㊞

平成 年 月 日付け 第 号で要請のあった解体撤去等について、次のとおり確認しました。

|                   |                             |
|-------------------|-----------------------------|
| 1 解体撤去等<br>を行う地域  |                             |
| 2 解体撤去等<br>の具体的内容 |                             |
| 3 解体撤去等<br>を行う期間  |                             |
| 4 そ の 他           |                             |
| 5 組合担当者           | 所属等<br>電話番号<br>氏 名<br>FAX番号 |



大規模災害時における建築物等の解体撤去等の協力実施報告書

第 号  
年 月 日

宮城県知事 殿

宮城県解体工事業協同組合  
理事長



大規模災害時における建築物等の解体撤去等の協力に関する協定第6条の規定により、次のとおり報告します。

|                                                 |                                                                                                          |     |     |      |       |
|-------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|-----|------|-------|
| 1 解体撤去等<br>を行った地域                               |                                                                                                          |     |     |      |       |
| 2 解体撤去等<br>の具体的内容                               |                                                                                                          |     |     |      |       |
| 3 解体撤去等に<br>要した人員,<br>車両, 資材,<br>機材等の種類,<br>数量等 |                                                                                                          |     |     |      |       |
| 4 解体撤去等に<br>要した期間                               |                                                                                                          |     |     |      |       |
| 5 そ の 他                                         |                                                                                                          |     |     |      |       |
| 6 組合担当者                                         | <table border="0"> <tr> <td>所属等</td> <td>氏 名</td> </tr> <tr> <td>電話番号</td> <td>FAX番号</td> </tr> </table> | 所属等 | 氏 名 | 電話番号 | FAX番号 |
| 所属等                                             | 氏 名                                                                                                      |     |     |      |       |
| 電話番号                                            | FAX番号                                                                                                    |     |     |      |       |

- 添付資料 ① 解体撤去等の実施前と実施後の状況を写した写真（建築物等の位置，作業の実施場所等が特定できるよう背景を入れて3方向から撮影したもの）  
 ② 解体撤去等の実施場所が特定できる地図，図面等  
 ③ その他解体撤去等の実施状況を確認できる資料

## 災害時における下水及びし尿・浄化槽汚泥の撤去等に関する協定書

宮城県（以下「甲」という。）と宮城県環境整備事業協同組合（以下「乙」という。）とは、災害時における下水及びし尿・浄化槽汚泥等の撤去、収集・運搬（以下「災害廃棄物の撤去等」という。）に関して、次のとおり協定する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、災害時における災害廃棄物の撤去等に関して、甲が乙に応援協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

### （定義）

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律223号）第2条第1号に規定する災害をいう。

2 この協定における「応援協力」とは、次の各号に掲げる事項をいう。

- (1) 災害廃棄物の撤去等に必要な乙の会員の機材、物資等の提供
- (2) 災害廃棄物の撤去等に必要な乙の会員の職員の派遣
- (3) 前2号に定めるもののほか、災害廃棄物の撤去等に関し必要な事項

### （応援協力要請）

第3条 甲は、自らの管理施設が被災し乙の応援協力を必要とするとき、又は、被災地域の市町村（以下「被災市町村」という。）から災害廃棄物の撤去等について応援協力の要請があるときは、乙に応援協力を要請するものとし、乙は可能な限り甲又は被災市町村が実施する災害廃棄物の撤去等に協力するものとする。

### （被災市町村との協議）

第4条 被災市町村と乙は、応援協力の内容、方法等について必要に応じ相互に協議し確認するものとする。

### （応援協力要請の手続）

第5条 甲は、応援協力の要請に当たっては、次の各号に掲げる事項を文書で乙に依頼するものとする。ただし、文書により難しい場合は口頭で要請し、後に速やかに文書で依頼するものとする。

- (1) 甲の管理施設名又は市町村名
- (2) 応援協力の要請内容
- (3) その他必要な事項

### （災害廃棄物の撤去等の実施）

第6条 乙は、第3条の規定により甲から要請があったときは、乙の会員の中から必要人員、機材、物資等を調達し、甲又は被災市町村が実施する災害廃棄物の撤去等に従事させるものとする。

2 乙の会員は、甲又は被災市町村の指示に従い災害廃棄物の撤去等を実施するものとする。

(実施報告)

第7条 乙は、災害廃棄物の撤去等を実施したときは、次の各号に掲げる事項を文書で甲に報告するものとする。

- (1) 甲の管理施設名又は市町村名
- (2) 応援協力の実施内容
- (3) その他必要な事項

(経費負担)

第8条 乙は、原則として応援協力を無償で行うものとし、甲に応援協力を要する経費負担を求めないものとする。

(損害賠償)

第9条 第6条の規定により災害廃棄物の処理等に従事した乙の会員の職員がそのために死亡し、負傷し、又は疾病にかかった場合の損害賠償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他の法令によるものとする。

(連絡窓口)

第10条 この協定に伴う事務は、甲においては宮城県環境生活部廃棄物対策課、乙においては宮城県環境整備事業協同組合を窓口として行うものとする。

2 甲の組織に変更が生じた場合、前項に規定する甲の事務は、変更後の一般廃棄物を所管する組織を充てるものとする。

(その他)

第11条 この協定に定める事項について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議の上、決定するものとする。

(協定の期間及び更新)

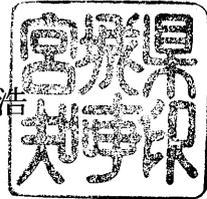
第12条 本協定の期間は、平成18年11月29日から平成19年3月31日までとする。ただし、協定期限の満了の日までに、甲若しくは乙のいずれかが本協定を更新しない旨の書面による通知をした場合又は甲乙の合意により協定内容の変更をした場合を除き、本協定は、1年間更新されるものとし、以降同様とする。



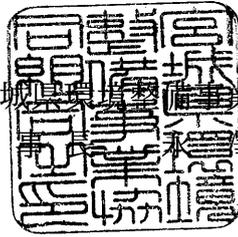
この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成18年11月29日

甲 宮城県知事 村井 嘉浩



乙 宮城県果樹園芸事業協同組合  
理事長 櫻 良次



# 災害時における下水・し尿・浄化槽汚泥 及び災害廃棄物の撤去等に関する協定書

宮城県（以下「甲」という。）と社団法人宮城県生活環境事業協会（以下「乙」という。）とは、災害時における下水・し尿・浄化槽汚泥及び災害廃棄物の撤去・収集・運搬（以下「災害廃棄物の撤去等」という。）に関して、次のとおり協定する。

## （趣旨）

第1条 この協定は、災害時における災害廃棄物の撤去等に関して、甲が乙に応援協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

## （定義）

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。

2 この協定における「応援協力」とは、次の各号に掲げる事項をいう。

- (1) 災害廃棄物の撤去等に必要乙の会員の機材、物資等の提供
- (2) 災害廃棄物の撤去等に必要乙の会員の職員の派遣
- (3) 前2号に定めるもののほか、災害廃棄物の撤去等に関し必要な事項

## （応援協力要請）

第3条 甲は、自らの管理施設が被災し乙の応援協力を必要とするとき、又は、被災地域の市町村（以下「被災市町村」という。）から災害廃棄物の撤去等について応援協力の要請があるときは、乙に応援協力を要請するものとし、乙は可能な限り甲又は被災市町村が実施する災害廃棄物の撤去等に協力するものとする。

## （応援協力要請の手続）

第4条 甲は、応援協力の要請に当たっては、次の各号に掲げる事項を文書で乙に依頼するものとする。ただし、文書により難しい場合は口頭で要請し、後に速やかに文書で依頼するものとする。

- (1) 甲の管理施設名又は被災市町村名
- (2) 応援協力の要請内容
- (3) その他必要な事項

## （被災市町村との協議）

第5条 被災市町村と乙は、応援協力の内容、方法等について、必要に応じ相互に協議し、確認するものとする。

## （災害廃棄物の撤去等の実施）

第6条 乙は、第3条の規定により甲から要請があったときは、乙の会員の中から必要人員、機材、物資等を調達し、甲及び被災市町村が実施する災害廃棄物の撤去等に従事させるものとする。

2 乙の会員は、甲又は被災市町村の指示に従い、災害廃棄物の撤去等を実施するものとする。

(実施報告)

第7条 乙は、災害廃棄物の撤去等を実施したときは、次の各号に掲げる事項を文書で報告するものとする。

- (1) 甲の管理施設名又は被災市町村名
- (2) 応援協力の実施内容
- (3) その他必要な事項

(経費負担)

第8条 乙は、原則として応援協力を無償で行うものとし、甲に応援協力を要する経費負担を求めないものとする。

(損害賠償)

第9条 第6条の規定により災害廃棄物の撤去等に従事した乙の会員の職員がそのために死亡し、負傷し、又は疾病にかかった場合の損害賠償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他の法令によるものとする。

(連絡窓口)

第10条 この協定に伴う事務は、甲においては宮城県環境生活部廃棄物対策課、乙においては社団法人宮城県生活環境事業協会事務局を窓口として行うものとする。  
2 甲の組織に変更が生じた場合、前項に規定する甲の事務は、変更後の一般廃棄物を所管する組織を充てるものとする。

(その他)

第11条 この協定に定める事項について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議の上、決定するものとする。

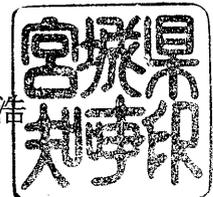
(協定の期間及び更新)

第12条 本協定の期間は、平成19年5月17日から平成20年3月31日までとする。ただし、協定期間の満了の日までに、甲若しくは乙のいずれかが本協定を更新しない旨の書面による通知をした場合又は甲乙の合意により協定内容の変更をした場合を除き、本協定は、1年間更新されるものとし、以降同様とする。

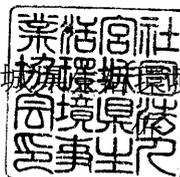
この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成19年5月17日

甲 宮城県知事 村井嘉浩



乙 社団法人宮城県生活環境事業協会 会長 藤



# 災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書

宮城県（以下「甲」という。）と社団法人宮城県産業廃棄物協会（以下「乙」という。）は、災害時における災害廃棄物の処理等に関して、次のとおり協定を締結する。

## （趣旨）

第1条 この協定は、宮城県内に災害が発生した場合に、甲が乙に対し災害廃棄物の処理等の協力を要請するに当たって必要な事項を定めるものとする。

## （定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）災害 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に掲げる災害をいう。
- （2）災害廃棄物 災害により倒壊、焼失した建築物等の解体撤去等に伴って発生した木くず、コンクリート塊、金属くず等及びこれらの混合物並びに災害により発生し緊急に処理する必要がある廃棄物をいう。
- （3）処理等 災害廃棄物の撤去、収集、運搬、処理、処分及びこれらを行うに当たり必要な作業をいう。

## （協力の要請）

第3条 甲は、宮城県内の市町村（以下「市町村」という。）が実施する災害廃棄物の処理等について、市町村からの要請に基づいて、乙に協力を要請するものとする。

## （協力要請の手続）

第4条 前条の乙への協力要請は、様式第1号の文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

## （災害廃棄物の処理等の実施）

第5条 乙は、甲から第3条の協力要請があったときは、乙の会員の中から協力可能な人員、車両、資機材等を手配し、災害廃棄物の処理等に可能な限り協力するものとする。

- 2 乙が実施する災害廃棄物の処理等は、要請を行った市町村の指示に基づくものとする。
- 3 災害廃棄物の処理等に必要な仮置場等については、要請を行った市町村が確保するものとする。
- 4 乙は、災害廃棄物の処理等を実施する会員に対し、次の各号に掲げる事項に留意するよう周知するものとする。

- (1) 労働災害及び交通事故の未然防止に万全を期すること。
- (2) 周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。
- (3) 災害廃棄物の再利用及び再資源化に配慮し、その分別に努めること。

(情報の提供)

第6条 甲は、災害が発生したときは、乙の協力が円滑に得られるよう、乙に必要な情報を提供するものとする。

(実施報告)

第7条 乙は、災害廃棄物の撤去等を実施したときは、様式第2号の文書により甲に報告するものとする。

(費用の負担)

第8条 第5条の規定により乙が実施した災害廃棄物の処理等に係る費用については、要請した市町村が負担し、その費用は乙との協議により決定する。

(損害賠償)

第9条 乙は、甲及び要請を行った市町村の責に帰さない事由により、災害廃棄物の処理等の実施に伴い第三者へ損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

(補償)

第10条 この協定に基づいて災害廃棄物の処理等に従事した乙の会員の者が、これに従事したことにより死亡し、負傷し、又は疾病にかかった場合の補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他の法令によるものとする。

(連絡窓口)

第11条 この協定に伴う事務は、甲においては宮城県環境生活部廃棄物対策課を、乙においては社団法人宮城県産業廃棄物協会事務局を窓口として行うものとする。  
2 甲の組織に変更が生じた場合、前項に規定する甲の事務は、変更後の一般廃棄物を所管する組織を充てるものとする。

(協会員の状況等の報告)

第12条 乙は、この協定に基づく災害廃棄物の処理等が円滑に行われるよう、2年ごとに車両及び必要資機材の確保可能数量等の状況を調査し、甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は、乙に随時報告を求めることができるものとする。



(他都道府県への支援)

第13条 甲が、被災した他の都道府県に対して災害廃棄物の処理等について支援を行うために、乙に協力要請を行った場合においても、乙はこの協定に準じて積極的に協力するものとする。

(協定の期間及び更新)

第14条 この協定の期間は、平成20年10月21日から平成21年3月31日までとする。ただし、協定期間の満了の日までに、甲若しくは乙のいずれかがこの協定を更新しない旨の書面による通知をした場合又は甲乙の合意により協定内容の変更をした場合を除き、この協定は、1年間更新されるものとし、以降同様とする。

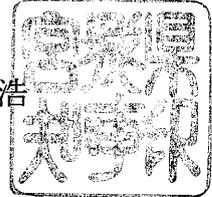
(協議)

第15条 この協定に定める事項について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

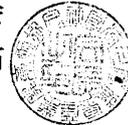
この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成20年10月21日

甲 宮城県知事 村 井 嘉 浩



乙 仙台市青葉区木町通1丁目4番15号  
社団法人宮城県産業廃棄物協会  
会 長 佐 藤 佑



様式第1号

災害時における災害廃棄物の処理等の協力要請書

第 号  
年 月 日

社団法人宮城県産業廃棄物協会長 殿

宮城県知事 印

災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定第4条の規定により次のとおり協力を要請します。

|            |                                       |
|------------|---------------------------------------|
| 1 市町村名     |                                       |
| 2 被災の状況    |                                       |
| 3 具体的な要請内容 | 予定日時<br>作業内容<br>作業場所<br>必要な人員、車両・資機材等 |
| 4 その他      |                                       |
| 5 市町村担当者   | 所属等 氏名<br>電話番号 FAX番号<br>E-mailアドレス    |

様式第2号

災害時における災害廃棄物の処理等の実施報告書

第 号  
年 月 日

宮城県知事 殿

社団法人宮城県産業廃棄物協会長 印

災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定第7条の規定により次のとおり報告します。

|            |                                            |
|------------|--------------------------------------------|
| 1 市町村名     |                                            |
| 2 具体的な実施内容 | 実施日時<br>実施内容<br>実施場所<br>実施人員、車両・資機材等<br>費用 |
| 3 その他      |                                            |
| 4 支部担当者    | 所属等 氏名<br>電話番号 FAX番号<br>E-mailアドレス         |

(システム施行)

管 号 外  
令和5年11月13日

本庁各課（室）長  
各地方機関の長  
企業局公営事業課長  
教育庁各課（室）長  
人事委員会事務局総務課長  
監査委員事務局総務課長  
労働委員会事務局審査調整課長  
議会事務局総務課長

殿

総務部管財課長  
(公印省略)

災害時に使用可能な国有財産について（通知）

このことについて、別紙のとおり東北財務局長から情報提供がありましたので、承知願います。

なお、使用の意向がある場合は、当課宛て連絡願います。

担当：管財課財産管理班 小野寺  
電話：022-211-2352

仙財括一第137号  
令和5年10月30日

宮城県知事 殿

東北財務局長 田原 泰雅  
(公印省略)

### 災害時に使用可能な国有財産について

日頃より、国有財産行政につきまして、御理解、御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、当局では、このたび災害時に使用可能な国有財産(令和5年10月1日現在)に係る一覧表を作成しましたので、別添のとおり情報提供いたします。

なお、災害発生前であっても、災害が発生する蓋然性が高い場合(警報又は特別警報が発表された場合など)にも無償貸付等が可能です。

つきましては、使用の要望や上記内容に係るご照会等ございましたら、下記問合せ先までご連絡願います。

#### 【問合せ先】

東北財務局管財部管財総括第一課

国有財産総括専門官 武内 修

国有財産管理官 白崎 史人

TEL:022-263-1111(内線3101、3103)

## 管内に所在する使用可能な国有財産

令和5年10月1日現在

| 整理番号 | 県名 | 所在地         |                   | 口座名                   | 使用可能数量<br>(㎡) | 用途地域        | 建蔽率<br>(%) | 容積率<br>(%) | 備考                                                                            | 財産区分   |
|------|----|-------------|-------------------|-----------------------|---------------|-------------|------------|------------|-------------------------------------------------------------------------------|--------|
| 2601 | 宮城 | 仙台市<br>青葉区  | 旭ヶ丘1-21-73        | 宮城労働基準局<br>旭ヶ丘宿舎      | 167           | 二種中高        | 60         | 200        | 更地                                                                            | 他省(特会) |
| 2602 | 宮城 | 仙台市<br>宮城野区 | 東仙台4-106-8        |                       | 28,732        | 一種住居        | 60         | 200        | 更地                                                                            | 財務     |
| 2603 | 宮城 | 仙台市<br>若林区  | 荒浜字南官林16-1        | 旧東北管区警察局宮城<br>局舎      | 10,540        | 調整区域        | 60         | 100        | 更地 うち1,009㎡を一時貸付中 被災(浸水)地域                                                    | 財務     |
| 2604 | 宮城 | 仙台市<br>若林区  | 南鍛冶町100-1         |                       | 701           | 二種住居        | 60         | 200        | 更地                                                                            | 財務     |
| 2605 | 宮城 | 仙台市<br>太白区  | 郡山5-201-14外2<br>筆 | 旧東北地方整備局<br>仙台河川国道事務所 | 4,361         | 準工業<br>二種住居 | 60         | 200        | 更地                                                                            | 財務     |
| 2606 | 宮城 | 仙台市<br>太白区  | 緑ヶ丘4-12-69        | 宮城労働基準局<br>長岫宿舎       | 139           | 一種低層        | 50         | 80         | 更地<br>外壁の後退距離1m、高さ制限10m、宅地造成工事<br>規制区域<br>宮城県建築条例第5条の制限を受けるため、がけ崩<br>れの対応策が必要 | 他省(特会) |
| 2607 | 宮城 | 石巻市         | 中央1-183-1         |                       | 173           | 商業          | 80         | 400        | 更地                                                                            | 財務     |
| 2608 | 宮城 | 石巻市         | 伊原津1-396          |                       | 126           | 一種住居        | 60         | 200        | 更地 被災(浸水)地域                                                                   | 財務     |
| 2609 | 宮城 | 塩竈市         | 北浜2-8-3外1筆        | 旧波島灯台吏員待息所            | 1,069         | 一種住居        | 60         | 200        | 更地                                                                            | 財務     |
| 2610 | 宮城 | 塩竈市         | 北浜2-17-217        |                       | 284           | 一種住居        | 60         | 200        | 更地                                                                            | 財務     |
| 2611 | 宮城 | 気仙沼市        | 松崎柳沢229-1         |                       | 1,553         | 無指定         | 70         | 200        | 更地                                                                            | 財務     |
| 2612 | 宮城 | 気仙沼市        | 最知北最知1-3          | 旧気仙沼国道維持出張<br>所       | 3,030         | 無指定         | 70         | 200        | 更地 被災(浸水)地域                                                                   | 財務     |

## 管内に所在する使用可能な国有財産

令和5年10月1日現在

| 整理番号 | 県名 | 所在地  |                | 口座名                  | 使用可能数量<br>(㎡) | 用途地域    | 建蔽率<br>(%) | 容積率<br>(%) | 備考                                                 | 財産区分   |
|------|----|------|----------------|----------------------|---------------|---------|------------|------------|----------------------------------------------------|--------|
| 2613 | 宮城 | 多賀城市 | 伝上山3-334       | 多賀城海軍工廠跡(多賀城公園(市)ほか) | 109           | 一種中高    | 60         | 200        | 更地                                                 | 財務     |
| 2614 | 宮城 | 多賀城市 | 伝上山3-635外1筆    | 多賀城海軍工廠跡(多賀城公園(市)ほか) | 209           | 一種中高    | 60         | 200        | 更地                                                 | 財務     |
| 2615 | 宮城 | 多賀城市 | 丸山1-76         | 旧東北農政局丸山宿舎           | 3,115         | 一種中高    | 60         | 200        | S50築 RC造4F 建401㎡/延1,404㎡ 無道路地<br>3162㎡のうち47㎡を無償貸付中 | 財務     |
| 2616 | 宮城 | 岩沼市  | 寺島字浜里41-1      |                      | 1,397         | 調整区域    | 70         | 200        | 更地 被災(浸水)地域                                        | 財務     |
| 2617 | 宮城 | 登米市  | 迫町佐沼字南元丁69-6   | 迫町宿舎                 | 169           | 一種中高    | 60         | 200        | 更地                                                 | 他省(特会) |
| 2618 | 宮城 | 登米市  | 迫町新田字狼ノ欠20-57  |                      | 798           | 都市計画区域外 | —          | —          | 更地                                                 | 財務     |
| 2619 | 宮城 | 登米市  | 迫町新田字上葉ノ木沢1    | 庁舎口座                 | 14,500        | 都市計画区域外 | —          | —          | 建物 S63築 RC1F 建242㎡/延242㎡<br>一部がけ地。建物敷地を除き使用可       | 他省(財務) |
| 2620 | 宮城 | 登米市  | 迫町新田字上葉ノ木沢1    | 宿舎口座                 | 17,800        | 都市計画区域外 | —          | —          | 更地(一部がけ地)                                          | 他省(財務) |
| 2621 | 宮城 | 栗原市  | 築館字下待井59-113   | 築館公共職業安定所宿舎          | 282           | 二種低層    | 60         | 200        | 更地                                                 | 他省(特会) |
| 2622 | 宮城 | 栗原市  | 築館字照越町田106-13  | 旧東北能開大職員宿舎9~10号      | 373           | 一種中高    | 60         | 200        | 更地                                                 | 他省(特会) |
| 2623 | 宮城 | 栗原市  | 築館字萩沢土橋32-43   | 旧東北能開大職員宿舎あ~え号       | 379           | 一種中高    | 60         | 200        | 更地                                                 | 他省(特会) |
| 2624 | 宮城 | 東松島市 | 小松字池の内112外4筆   | 航空自衛隊松島基地水道水源地       | 5,060         | 市街化調整区域 | 70         | 200        | 更地                                                 | 財務     |
| 2625 | 宮城 | 東松島市 | 小松字池の内170-3外1筆 | 旧航空自衛隊松島基地水道水源地      | 353           | 調整区域    | 70         | 200        | 現況:原野                                              | 財務     |

管内に所在する使用可能な国有財産

令和5年10月1日現在

| 整理番号 | 県名 | 所在地     |                 | 口座名              | 使用可能数量<br>(㎡) | 用途地域      | 建蔽率<br>(%) | 容積率<br>(%) | 備考          | 財産区分           |
|------|----|---------|-----------------|------------------|---------------|-----------|------------|------------|-------------|----------------|
| 2626 | 宮城 | 東松島市    | 小松字鷹の池147-2外1筆  | 旧航空自衛隊松島基地水道水源地  | 799           | 調整区域      | 70         | 200        | 現況：原野       | 財務             |
| 2627 | 宮城 | 東松島市    |                 | 松島飛行場周辺地区        | 624,799       | 一部を除き調整区域 | —          | —          | 更地 植栽地含む    | 他省(財務)         |
| 2628 | 宮城 | 東松島市    | みそら2-3-4        |                  | 625           | 工業        | 60         | 200        | 更地 被災(浸水)地域 | 財務             |
| 2629 | 宮城 | 大崎市     | 鹿島台大迫字上志田3-6外1筆 |                  | 488           | 都市計画区域外   | —          | —          | 更地 被災(浸水)地域 | 財務             |
| 2630 | 宮城 | 大崎市     | 鹿島台大迫字上志田32-5   |                  | 474           | 都市計画区域外   | —          | —          | 更地 被災(浸水)地域 | 財務             |
| 2631 | 宮城 | 大崎市     | 鳴子温泉鬼首字轟13-1外3筆 | 旧東北森林管理局南鬼首森林事務所 | 1,111         | 都市計画区域外   | —          | —          | 更地          | 財務             |
| 2632 | 宮城 | 柴田郡大河原町 | 字高砂町2-23外1筆     | 大河原公共職業安定所       | 1,371         | 一種住居      | 60         | 200        | 更地          | 他省(財務)及び他省(特会) |
| 2633 | 宮城 | 柴田郡大河原町 | 字高砂町2-23        | 旧大河原公共職業安定所      | 746           | 準工業       | 60         | 200        | 更地          | 財務             |
| 2634 | 宮城 | 黒川郡大和町  |                 | 王城寺原演習場周辺地区      | 2,352,520     | 都市計画区域外   | —          | —          | 自然林を含む      | 他省(財務)         |
| 2635 | 宮城 | 加美郡色麻町  | 大字下新町北213-6外7筆  | 王城寺原 諸兵演習場跡      | 4,588         | 都市計画区域外   | —          | —          | 現況：原野       | 財務             |
| 2636 | 宮城 | 加美郡加美町  | 平柳字下谷地232       |                  | 831           | 無指定       | 70         | 200        | 現況：原野       | 財務             |

※ 本表は、令和5年10月1日現在の情報ですので、売却等により今後変動する場合があります。

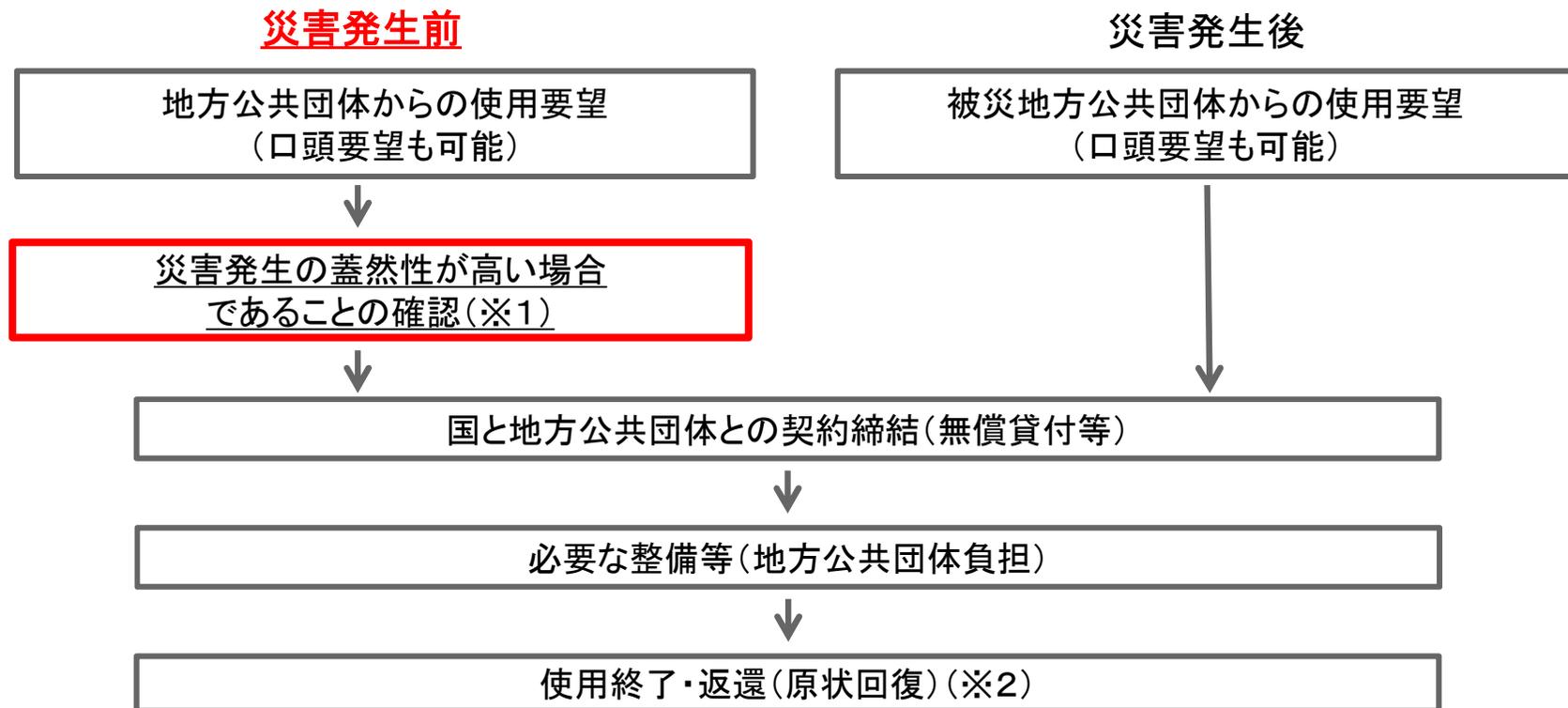
凡例

|  |                       |
|--|-----------------------|
|  | →今回(R5.10)、新規に追加した財産。 |
|  | →財務局所管の普通財産。          |

R5.4.1から変更があった箇所は、赤書きで表示。

## 国有財産の無償貸付等について(災害関係)

- 財務局、財務事務所等では、未利用国有地や国家公務員宿舎等の情報を地方公共団体に提供し、災害が発生した場合における応急措置の用に供する場合には、無償貸付等の措置を講じています。
- 災害発生前であっても、災害発生の高蓋然性が高い場合(警報や特別警報が発表された場合など)には、無償貸付等ができます。



※1 警報や特別警報の発表の有無、台風情報等の国又は地方公共団体による情報から判断。

※2 実際に災害が発生しなかった場合には、直ちに原状回復・返還することとする。なお、返還までの貸付料等は無償。

建物の所有者又は発注者が行う主な許可申請及び届出

| 分類         | 許可申請・届出                                     | 届出等先      | 届出等時期      | 関係法令                             | 備考                         |
|------------|---------------------------------------------|-----------|------------|----------------------------------|----------------------------|
| 建物         | 建物滅失登記                                      | 法務局       | 解体後 1 月以内  | 不動産登記法第57条                       |                            |
|            | 家屋取壊し届け                                     | 市町村税務課    | 解体後直ちに     | 地方税法第382条                        |                            |
|            | 官民境界確定願                                     | 財務局       | 2～3 か月前    | 国有財産法第31条の 3                     |                            |
| 建り法の対象建設工事 | 解体工事の場合、解体する建物の構造等<br>新築工事の場合、使用する特定建築資材の種類 | 都道府県知事    | 工事着手の 7 日前 | 建設リサイクル法<br>第10条<br>第11条<br>第12条 | 届出は、対象建設工事の発注者あるいは自主施工者が行う |
|            | 工事着手の時期及び工程の概要                              |           |            |                                  |                            |
|            | 分別解体等の計画                                    |           |            |                                  |                            |
|            | 解体工事である場合、解体する建築物等に用いられている建設資材の量の見込み        |           |            |                                  |                            |
| 各種廃止届      | 低圧電灯電力撤去申込                                  | 電力会社      | 廃止 7 日前    | 電気事業法第73条                        |                            |
|            | 自家用電気廃止申込                                   | 電力会社      | 廃止30日前     |                                  |                            |
|            | 需要設備廃止報告書                                   | 経済産業局     | 廃止後遅滞なく    |                                  |                            |
|            | 電話機撤去申込                                     | 電話会社      | 約 7 日前     |                                  | 電話連絡                       |
|            | 水道使用中止届                                     | 水道局       | 約 7 日前     |                                  | 電話連絡                       |
|            | ガス装置撤去申込                                    | ガス会社      | 約 7 日前     |                                  | 電話連絡                       |
|            | 危険物貯蔵所廃止届                                   | 消防署       | 遅滞なく       | 消防法第12条                          | オイルタンク等                    |
|            | 消防指定水利廃止届                                   | 消防署       | 着工前        | 消防法第21条                          |                            |
|            | ボイラー廃止報告書                                   | 監督署       | 遅滞なく       | ボイラー則第48条                        | 注 1                        |
|            | 昇降機廃止届                                      | 都道府県      | 廃止時        | 建築基準法第12条の 2                     |                            |
|            | 浄化槽廃止届                                      | 都道府県      | 廃止後30日以内   | 浄化槽法第11条の 3                      |                            |
| 石綿         | 特定粉じん排出等作業実施届                               | 都道府県      | 開始14日前     | 大気汚染防止法第18条の15                   |                            |
| PCB        | 保管等の届出                                      | 都道府県      | 毎年度        | PCB特別措置法第 8 条・第10条等              | 注 2                        |
|            | PCB使用機器保有状況変更届                              | 電気絶縁物処理協会 | 遅滞なく       |                                  |                            |
| その他        | 保存区域内の行為届                                   | 都道府県      | あらかじめ      | 古都保存法第 7, 8 条                    | 注 3                        |
|            | 埋蔵文化財区域内の届                                  | 文化庁       | 着工30日前     | 文化財保護法第57条                       |                            |

注 1. ボイラー則：ボイラー及び圧力容器安全規則

注 2. PCB特別措置法第10条：事業者は、平成39年 3 月31日までにPCB廃棄物を自ら処分、又は処分を委託しなければならない。

注 3. 古都保存法：古都における歴史的風土の保存に関する特別法

※登録解体工事講習テキスト（平成 2 8 年 9 月、公益社団法人全国解体工事業団体連合会）より引用し、一部改編



<し尿処理施設>

| 事業主体名            | 施設の名称                 | 施設の所在地               | TEL          | 規模 (KL/日) |     |                                   | 関係市町村         | 担当課・係等                                        | TEL             | FAX          |              |
|------------------|-----------------------|----------------------|--------------|-----------|-----|-----------------------------------|---------------|-----------------------------------------------|-----------------|--------------|--------------|
|                  |                       |                      |              | 計画能力      | 方式  | 竣工                                |               |                                               |                 |              |              |
| 仙台市              | 南蒲生環境センター             | 仙台市宮城野区蒲生字八郎兵衛谷地第二   | 022-259-1340 | 160       | 160 | 嫌気性消化処理方式                         | H2.4<br>H13.3 | 仙台市                                           | 環境局施設部<br>施設課   | 022-214-8239 | 022-214-8249 |
| 気仙沼市             | 気仙沼市し尿処理場             | 気仙沼市田中3番地4           | 0226-22-9680 | 110       | 110 | し尿前処理・下水道放流<br>方式                 | H24.10        | 気仙沼市                                          | 循環型社会推<br>進課    | 0226-22-9680 | 0226-24-8110 |
| 登米市              | 登米市環境事業所衛<br>生センター    | 登米市南方町寺袋69           | 0220-58-2064 | 128       | 128 | 標準脱窒素処理方式+高<br>度処理                | H22.3         | 登米市                                           | 廃棄物対策課          | 0220-58-2115 | 0220-58-3345 |
| 栗原市              | 栗原市衛生センター             | 栗原市若柳字上畑岡鷄経<br>沢61-6 | 0228-33-2301 | 160       | 160 | 好気性消化処理方式+活<br>性汚泥処理方式            | S62.3         | 栗原市                                           | 環境課<br>生活環境係    | 0228-22-3350 | 0228-22-0350 |
| 南三陸町             | 南三陸町衛生セン<br>ター        | 南三陸町戸倉字脇の沢<br>41-1   | 0226-46-5528 | 30        | 30  | 低希釈二段活性汚泥法                        | S63.3         | 南三陸町                                          | 環境対策課<br>廃棄物対策係 | 0226-46-5528 | 0226-46-2607 |
| 石巻地区広域行<br>政事務組合 | 石巻広域東部衛生セ<br>ンター      | 石巻市東福田字高須賀<br>84-1   | 0225-62-1302 | 150       | 150 | 膜分離高負荷生物脱窒素処<br>理方式+高度処理          | H7.12         | 石巻市、東松島市、女川町                                  | 施設管理課           | 0225-94-8725 | 0225-96-3578 |
| 仙南地域広域行<br>政事務組合 | 角田衛生センター              | 角田市枝野字北大坊90          | 0224-63-2140 | 178       | 68  | 高負荷脱窒素処理方式                        | S63.3         | 白石市、角田市、蔵王町、七ヶ宿<br>町、大河原町、村田町、柴田町、<br>川崎町、丸森町 | 業務課             | 0224-52-2870 | 0224-52-2660 |
|                  | 柴田衛生センター              | 柴田町大字成田字待江<br>151    | 0224-56-3734 |           | 110 | 高負荷脱窒素処理方式                        | S60.10        |                                               |                 |              |              |
| 大崎地域広域行<br>政事務組合 | 大崎広域中央桜ノ目<br>衛生センター   | 大崎市古川桜ノ目字新高<br>谷地347 | 0229-28-2448 | 444       | 150 | 高負荷脱窒素処理方式                        | H4.3          | 大崎市、色麻町、加美町、涌谷<br>町、美里町                       | 施設管理課<br>庶務係    | 0229-28-1624 | 0229-28-1659 |
|                  | 大崎広域中央師山衛<br>生センター    | 大崎市古川師山字庚申<br>55-1   | 0229-24-4736 |           | 50  | 標準脱窒素処理方式                         | H10.2         |                                               |                 |              |              |
|                  | 大崎広域六の国汚泥<br>再生処理センター | 加美町字新川原92            | 0229-63-2163 |           | 105 | 膜分離高負荷生物脱窒素処<br>理方式+高度処理          | H15.3         |                                               |                 |              |              |
|                  | 大崎広域東部汚泥再<br>生処理センター  | 涌谷町字関谷沖名193-1        | 0229-43-2546 |           | 139 | 標準脱窒素処理方式+高度<br>処理、汚泥助燃剤化処理方<br>式 | H23.9         |                                               |                 |              |              |
| 黒川地域行政事<br>務組合   | 環境衛生センター              | 大和町鶴巣大平字勝負沢<br>5-1   | 022-343-2149 | 60        | 60  | 標準脱窒素処理方式                         | S56.4         | 富谷市、大和町、大郷町、大衡村                               | 業務課             | 022-345-6481 | 022-345-1543 |
| 亘理名取共立衛<br>生処理組合 | 浄化センター                | 岩沼市寺島字川向45-53        | 0223-23-1142 | 113       | 113 | 高負荷脱窒素処理方式                        | H6.12         | 名取市、岩沼市、亘理町、山元町                               | 業務課             | 0223-22-1142 | 0223-22-2793 |
| 塩釜地区消防事<br>務組合   | 塩釜地区環境セン<br>ター        | 塩竈市字伊保石2-98          | 022-363-2777 | 95        | 95  | 高負荷脱窒素処理方式                        | H11.3         | 塩竈市、多賀城市、松島町、七ヶ<br>浜町、利府町                     | 環境課<br>環境業務係    | 022-363-2777 | 022-363-2778 |
| 計 11 事業者         | 計 15 施設               |                      |              | 1,628     |     |                                   |               |                                               |                 |              |              |

<粗大ごみ処理施設>

| 事業主体名        | 施設の名称                   | 施設の所在地             | TEL          | 規模 (t/日) |      |    | 関係市町村 | 担当課・係等                                | TEL          | FAX          |              |
|--------------|-------------------------|--------------------|--------------|----------|------|----|-------|---------------------------------------|--------------|--------------|--------------|
|              |                         |                    |              | 計画能力     | 方式   | 竣工 |       |                                       |              |              |              |
| 仙台市          | 今泉粗大ごみ処理施設              | 仙台市若林区今泉字上新田103    | 022-289-4671 | 260      | 120  | 併用 | S61.7 | 仙台市                                   | 環境局施設部施設課    | 022-214-8239 | 022-214-8249 |
|              | 葛岡粗大ごみ処理施設              | 仙台市青葉区郷六字葛岡57-1    | 022-277-5399 |          | 140  | 併用 | H7.8  |                                       |              |              |              |
| 気仙沼市         | 気仙沼市粗大ごみ処理場             | 気仙沼市九条94-1         | 0226-22-9680 | 39       | 39   | 併用 | H7.2  | 気仙沼市                                  | 循環型社会推進課     | 0226-22-9680 | 0226-24-8110 |
| 登米市          | 登米市環境事業所クリーンセンター粗大ごみ処理場 | 登米市豊里町平林111-7      | 0225-76-0102 | 30       | 30   | 併用 | H元.3  | 登米市                                   | 廃棄物対策課       | 0220-58-2115 | 0220-58-3345 |
| 栗原市          | 栗原市クリーンセンター             | 栗原市一迫柳目中山1-61      | 0228-52-3080 | 50       | 50   | 圧縮 | S54.4 | 栗原市                                   | 環境課生活環境係     | 0228-22-3350 | 0228-22-0350 |
| 富谷市          | 清掃センター                  | 富谷市石積堀田11-3        | 022-358-4321 | 16       | 16   | 併用 | H7.3  | 富谷市                                   | 市民生活部生活環境課   | 022-358-0515 | 022-358-3189 |
| 仙南地域広域行政事務組合 | 仙南リサイクルセンター             | 蔵王町大字平沢字新並124-104  | 0224-33-2225 | 50       | 50   | 併用 | H元.10 | 白石市、角田市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町 | 業務課          | 0224-52-2870 | 0224-52-2660 |
| 大崎地域広域行政事務組合 | 大崎広域リサイクルセンター           | 大崎市古川桜ノ目字新高谷地388-1 | 0229-28-1756 | 31.3     | 31.3 | 併用 | R1.6  | 大崎市、色麻町、加美町、涌谷町、美里町                   | 施設管理課庶務係     | 0229-28-1624 | 0229-28-1659 |
| 黒川地域行政事務組合   | 環境管理センター                | 大和町吉田字根古北50        | 022-342-2218 | 20       | 20   | 併用 | H9.3  | 大和町、大郷町、大衡村                           | 業務課          | 022-345-6481 | 022-345-1543 |
| 亶理名取共立衛生処理組合 | 岩沼東部環境センター              | 岩沼市下野郷字新藤曾根1-1     | 0223-23-1178 | 7.1      | 7.1  | 併用 | H28.3 | 名取市、岩沼市、亶理町、山元町                       | 業務課          | 0223-23-1178 | 0223-22-2793 |
| 宮城東部衛生処理組合   | 粗大ごみ処理施設                | 利府町加瀬字新船岡5         | 022-368-6017 | 30       | 30   | 併用 | S57.3 | 多賀城市、七ヶ浜町、利府町、松島町                     | 宮城東部衛生処理センター | 022-368-6017 | 022-368-7349 |
| 計 10 事業者     | 計 11 施設                 |                    |              | 533      |      |    |       |                                       |              |              |              |

<資源化施設等>

| 事業主体名        | 施設の名称         | 施設の所在地             | TEL          | 規模 (t/日) |      |                 | 関係市町村 | 担当課・係等              | TEL              | FAX          |              |
|--------------|---------------|--------------------|--------------|----------|------|-----------------|-------|---------------------|------------------|--------------|--------------|
|              |               |                    |              | 計画能力     | 処理内容 | 竣工              |       |                     |                  |              |              |
| 仙台市          | 松森資源化センター     | 仙台市泉区松森字阿比古7-1     | 022-374-8853 | 140      | 70   | 選別資源化           | H4.10 | 仙台市                 | 環境局施設部<br>施設課    | 022-214-8239 | 022-214-8249 |
|              | 葛岡資源化センター     | 仙台市青葉区郷六字葛岡57-1    | 022-277-5399 |          | 70   | 選別資源化           |       |                     |                  |              |              |
| 塩竈市          | 再資源化選別作業場     | 利府町赤沼字須賀3          | 022-363-2719 | 13       | 13   | 選別資源化           | H2.10 | 塩竈市                 | 環境課              | 022-365-3377 | 022-365-3379 |
| 東松島市         | 矢本リサイクルセンター   | 東松島市大塩字引沢17-3      | 0225-82-5300 | 10       | 10   | 不燃ごみ選別<br>選別資源化 | H7.4  | 東松島市                | 市民生活課<br>環境衛生係   | 0225-82-1111 | 0225-82-1846 |
| 富谷市          | 清掃センター        | 富谷市石積堀田11-3        | 022-358-4321 | 5        | 5    | 不燃ごみ選別<br>資源化   | H7.3  | 富谷市                 | 市民生活部<br>生活環境課   | 022-358-0515 | 022-358-3189 |
| 女川町          | 女川町クリーンセンター   | 女川町針浜字唐松43-6       | 0225-53-5349 | 8        | 8    | 不燃ごみ選別          | S47.3 | 女川町                 | 町民生活課<br>施設係     | 0225-54-3131 | 0225-53-5482 |
| 南三陸町         | 南三陸町クリーンセンター  | 南三陸町戸倉字脇の沢41-1     | 0226-46-5528 | 10       | 10   | 不燃ごみ選別<br>資源化   | S58.4 | 南三陸町                | 環境対策課<br>廃棄物対策係  | 0226-46-5528 | 0226-46-2607 |
| 大崎地域広域行政事務組合 | 大崎広域リサイクルセンター | 大崎市古川桜ノ目字新高谷地388-1 | 0229-28-1756 | 31.3     | 31.3 | 選別資源化           | R1.6  | 大崎市、色麻町、加美町、涌谷町、美里町 | 施設管理課<br>庶務係     | 0229-28-1624 | 0229-28-1659 |
| 黒川地域行政事務組合   | 環境管理センター      | 大和町吉田字根古北50        | 022-342-2218 | 4.5      | 1.5  | 選別資源化           | R3.3  | 大和町、大郷町、大衡村         | 業務課              | 022-345-6481 | 022-345-1543 |
|              |               |                    |              |          | 3    | 選別資源化           | H16.3 |                     |                  |              |              |
| 亶理名取共立衛生処理組合 | 岩沼東部環境センター    | 岩沼市下野郷字新藤曾根1-1     | 0223-23-1178 | 25.2     | 15.8 | 選別資源化           | H28.3 | 名取市、岩沼市、亶理町、山元町     | 業務課              | 0223-23-1178 | 0223-22-2793 |
|              | 岩沼清掃センター      | 岩沼市南長谷字山小屋74-36    |              |          | 9.4  | 選別資源化           | S56.4 | 名取市、岩沼市             |                  |              |              |
| 宮城東部衛生処理組合   | 資源ごみ選別棟       | 利府町加瀬字新船岡5         | 022-368-6017 | 41.5     | 41.5 | 選別資源化           | H2.5  | 多賀城市、七ヶ浜町、利府町、松島町   | 宮城東部衛生<br>処理センター | 022-368-6017 | 022-368-7349 |
| 計 10 事業者     | 計 13 施設       |                    |              | 289      |      |                 |       |                     |                  |              |              |

<埋立処分地施設>

| 事業主体名        | 施設名称              | 施設の所在地             | TEL          | 埋立開始   | 埋立終了   | 総面積<br>(㎡) | 埋立地面積<br>(㎡) | 全体容量<br>(㎡) | 関係市町村                                 | 担当課・係等         | TEL          | FAX          |
|--------------|-------------------|--------------------|--------------|--------|--------|------------|--------------|-------------|---------------------------------------|----------------|--------------|--------------|
| 仙台市          | 石積埋立処分場           | 富谷市石積字堀田26         | 022-358-6662 | S61.4  |        | 801,718    | 348,400      | 6,412,000   | 仙台市                                   | 環境局施設部<br>施設課  | 022-214-8239 | 022-214-8249 |
| 石巻市          | 一般廃棄物最終処分場        | 石巻市南境字大衡山地内        | 0225-23-3145 | H8.7   | R3.3   | 96,700     | 36,000       | 270,700     | 石巻市                                   | 廃棄物対策課         | 0225-95-1111 | 0225-22-6120 |
|              | 大衡山一般廃棄物最終処分場     | 石巻市南境字大衡山地内        | 0225-23-3145 | R5.8   | R20.7  | 101,000    | 18,800       | 187,000     |                                       |                |              |              |
| 塩竈市          | 廃棄物埋立処分場          | 利府町赤沼字中倉21-1       | 022-365-3377 | H元.4   |        | 61,592     | 32,630       | 284,682     | 塩竈市                                   | 環境課            | 022-365-3377 | 022-365-3379 |
| 気仙沼市         | 気仙沼市大曲一般廃棄物最終処分場  | 気仙沼市九条94-1         | 0226-24-4114 | H元.3   | R3.3   | 86,510     | 24,400       | 168,000     | 気仙沼市                                  | 循環型社会推進課       | 0226-22-9680 | 0226-24-8110 |
|              | 気仙沼市一般廃棄物最終処分場    | 気仙沼市九条1            | —            | R6.6   | R21.3  | 9,760      | 9,100        | 80,000      |                                       |                |              |              |
| 登米市          | 登米市一般廃棄物第二最終処分場   | 登米市豊里町笑沢153-20     | —            | H28.12 | R13.9  | 37,814     | 31,246       | 100,000     | 登米市                                   | 廃棄物対策課         | 0220-58-2115 | 0220-58-3345 |
| 栗原市          | 栗原市最終処分場<br>(管理型) | 栗原市金成狼ノ沢25-23      | 0228-44-2381 | H11.4  | R13.3  | 59,883     | 11,000       | 91,000      | 栗原市                                   | 環境課<br>生活環境係   | 0228-22-3350 | 0228-22-0350 |
| 東松島市         | 東松島市一般廃棄物最終処分場    | 東松島市大塩字旗沢85-1      | 0225-83-1853 | H19.4  | R4.3   | 63,460     | 9,279        | 28,723      | 東松島市                                  | 市民生活課<br>環境衛生係 | 0225-82-1111 | 0225-82-1846 |
| 大崎市          | 木通沢処分場            | 大崎市岩出山字木通沢132-1    | —            | S48.10 | R11.3  | 25,200     | 19,000       | 100,000     | 大崎市                                   | 環境保全課          | 0229-23-6074 | 0229-23-2427 |
|              | 屏風岩最終処分場          | 大崎市鳴子温泉字古戸前130-3   | —            | S48.6  | R30.11 | 19,834     | 5,775        | 28,875      |                                       |                |              |              |
| 加美町          | 加美町青木原一般廃棄物最終処分場  | 加美町菜切谷字青木原28-3     | —            | S41.4  | R3.3   | 51,744     | 36,220       | 192,416     | 加美町                                   | 町民課            | 0229-63-3112 | 0229-63-4321 |
| 女川町          | 一般廃棄物最終処分場        | 女川町針浜字唐松43-6       | 0225-53-3549 | H14.4  | R32.3  | 40,380     | 6,100        | 31,000      | 女川町                                   | 町民生活課<br>施設係   | 0225-54-3131 | 0225-53-5482 |
| 仙南地域広域行政事務組合 | 仙南最終処分場           | 白石市鷹巣字黒岩下7-1       | 0224-24-2131 | H10.1  | R18.1  | 141,163    | 26,690       | 194,040     | 白石市、角田市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町 | 業務課            | 0224-52-2870 | 0224-52-2660 |
| 大崎地域広域行政事務組合 | 大崎広域一般廃棄物最終処分場    | 大崎市岩出山上野目字上冷ノ沢4-38 | 0229-72-3103 | H9.4   | R9.3   | 62,087     | 9,522        | 74,821      | 大崎市、色麻町、加美町、涌谷町、美里町                   | 施設管理課<br>庶務係   | 0229-28-1624 | 0229-28-1659 |
|              | 大崎広域大日向クリーパーク     | 大崎市三本木蟻ヶ袋字大日向26-1  | 0229-52-3826 | H26.4  | R11.6  | 139,000    | 20,000       | 135,200     |                                       |                |              |              |

| 事業主体名        | 施設名称               | 施設の所在地            | TEL          | 埋立開始  | 埋立終了  | 総面積<br>(㎡) | 埋立地面積<br>(㎡) | 全体容量<br>(㎡) | 関係市町村             | 担当課・係等       | TEL          | FAX          |
|--------------|--------------------|-------------------|--------------|-------|-------|------------|--------------|-------------|-------------------|--------------|--------------|--------------|
| 黒川地域行政事務組合   | 一般廃棄物最終処分場         | 大和町吉田字欠ノ上古屋敷27-35 | 022-342-2218 | H13.4 | R11.3 | 77,000     | 15,100       | 90,000      | 大和町、大郷町、大衡村       | 業務課          | 022-345-6481 | 022-345-1543 |
| 亘理名取共立衛生処理組合 | 岩沼一般廃棄物最終処分場       | 岩沼市長岡字栗木平西1-1     | 0223-23-1178 | S60.4 |       | 41,902     | 19,880       | 119,865     | 名取市、岩沼市、亘理町、山元町   | 業務課          | 0223-23-1178 | 0223-22-2793 |
| 宮城東部衛生処理組合   | 宮城東部衛生処理センターごみ埋立施設 | 利府町森郷字内ノ目北地内      | 022-356-3676 | S63.4 | R15.4 | 74,400     | 32,800       | 400,400     | 多賀城市、七ヶ浜町、利府町、松島町 | 宮城東部衛生処理センター | 022-368-6017 | 022-368-7349 |
| 計 15 事業者     | 計 19 施設            |                   |              |       |       | 1,991,147  | 711,942      | 8,988,722   |                   |              |              |              |

## 環境モニタリング基準値

| 項目等   |                                                | 単位                  |                         | 新施設<br>基準         | 既施設<br>基準       | 出典                                                                                                                      | 備考                                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                                 |
|-------|------------------------------------------------|---------------------|-------------------------|-------------------|-----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 大気質   | 廃棄物焼却炉<br>(火床面積が0.5㎡以上、又は焼却能力が50kg/h以上)<br>排ガス | ダイオキシン類             | ng-TEQ/m <sup>3</sup> N | 施設規模              | 2t/h未満          | 5                                                                                                                       | 10                                                                                                                                        | ダイオキシン類対策特別措置法<br>既施設：H12.1.15以前に設置<br>ダイオキシン類対策特別措置法に基づく基準                                                                                                                                     |
|       |                                                |                     |                         |                   | 2t/h-4t/h       | 1                                                                                                                       | 5                                                                                                                                         |                                                                                                                                                                                                 |
|       |                                                |                     |                         |                   | 4t/h以上          | 0.1                                                                                                                     | 1                                                                                                                                         |                                                                                                                                                                                                 |
|       | 廃棄物焼却炉<br>(火床面積が2㎡以上、又は焼却能力が200kg/h以上)         | ばいじん                | g/m <sup>3</sup> N      | 施設規模              | 2t/h未満          | 0.15                                                                                                                    | 0.25                                                                                                                                      | 新施設基準<br>環境省HP：ばいじんとNo x の排出基準値一覧<br><a href="http://www.env.go.jp/air/osen/law/t-kise-6.html">http://www.env.go.jp/air/osen/law/t-kise-6.html</a><br>既施設基準：廃棄物処理施設生活環境影響調査指針<br>既施設：H10.6以前に設置 |
|       |                                                |                     |                         |                   | 2t/h-4t/h       | 0.08                                                                                                                    | 0.15                                                                                                                                      |                                                                                                                                                                                                 |
|       |                                                |                     |                         |                   | 4t/h以上          | 0.04                                                                                                                    | 0.08                                                                                                                                      |                                                                                                                                                                                                 |
|       | 窒素酸化物                                          | ppm                 | 施設規模                    | 2t/h未満            | 250<br>～<br>700 | 大気汚染防止法                                                                                                                 | 環境省HP：ばいじんとNo x の排出基準値一覧<br><a href="http://www.env.go.jp/air/osen/law/t-kise-6.html">http://www.env.go.jp/air/osen/law/t-kise-6.html</a> |                                                                                                                                                                                                 |
|       |                                                |                     |                         | 2t/h-4t/h         |                 |                                                                                                                         |                                                                                                                                           |                                                                                                                                                                                                 |
|       | 4t/h以上                                         |                     |                         |                   |                 |                                                                                                                         |                                                                                                                                           |                                                                                                                                                                                                 |
|       | 塩化水素                                           | mg/m <sup>3</sup> N |                         | 700               | 大気汚染防止法         | 工場及び事業場から排出される大気汚染物質に対する規制方式とその概要                                                                                       |                                                                                                                                           |                                                                                                                                                                                                 |
| 硫黄酸化物 |                                                | (K値) ※              |                         | $q=KX10^{-3}He^2$ | 大気汚染防止法         | q：硫黄酸化物の許容排出量（単位；温度零度・圧力1気圧の状態に換算したm <sup>3</sup> 毎時）<br>K：地域別に定める定数<br>He：補正された排出口の高さ（煙突実高+煙上昇高）<br>K値は地域の区分ごとに異なっている。 |                                                                                                                                           |                                                                                                                                                                                                 |
| 粉じん等  | 石綿（敷地境界）                                       | 本/L                 |                         | 10                | 大気汚染防止法         | 工場及び事業場から排出される大気汚染物質に対する規制方式とその概要                                                                                       |                                                                                                                                           |                                                                                                                                                                                                 |

※K値は地域の区分ごとに異なっており、数字が小さくなればなるほど規制が厳しい。

硫黄酸化物の排出基準は全国に適用される一般排出基準と、汚染が著しいか又は著しくなるおそれがある地域で、新設される施設に限って適用される特別排出基準とがある。

| 項目等  |       | 単位 |              | 昼間                                     | 夜間 | 出典 | 備考                           |                                                                                                                                                                                                                     |
|------|-------|----|--------------|----------------------------------------|----|----|------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 騒音振動 | 騒音レベル | dB | 一般地域         | AA                                     | 50 | 40 | 廃棄物処理施設生活環境影響調査指針<br>(環境基本法) | 昼間：午前6時～午後10時、夜間：午後10時～午前6時<br><br>AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。                           |
|      |       |    |              | A及びB                                   | 55 | 45 |                              |                                                                                                                                                                                                                     |
|      |       |    |              | C                                      | 60 | 50 |                              |                                                                                                                                                                                                                     |
|      |       |    | 道路に面する地域     | Aのうち2車線以上の道路に面する地域                     | 60 | 55 | 廃棄物処理施設生活環境影響調査指針<br>(環境基本法) |                                                                                                                                                                                                                     |
|      |       |    |              | Bのうち2車線以上の道路に面する地域及びCのうち車線を有する道路に面する地域 | 65 | 60 |                              |                                                                                                                                                                                                                     |
|      |       |    |              | 上記に関わらず幹線交通を担う道路に近接する空間                | 70 | 65 |                              |                                                                                                                                                                                                                     |
|      | 振動レベル | dB | ※1<br>道路交通振動 | 第一種区域                                  | 65 | 60 | 振動規制法施行規則                    | 昼間：午前8時から午後7時まで<br>夜間：午後7時から翌日の午前8時まで<br><br>昼間：午前8時から午後7時まで<br>夜間：午後7時から翌日の午前8時まで<br><br>第一種区域：文教地区、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、田園地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域<br>第二種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域 |
|      |       |    |              | 第二種区域                                  | 70 | 65 |                              |                                                                                                                                                                                                                     |
|      |       |    | ※2<br>※3     | 第一種区域                                  | 60 | 55 | 宮城県公害防止条例施行規則                |                                                                                                                                                                                                                     |
|      |       |    |              | 第二種区域                                  | 65 | 60 |                              |                                                                                                                                                                                                                     |

※1 第一種区域：良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住民の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域として知事が定めた地域

第二種区域：住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域として知事が定めた地域

※2 区域の区分は、都市計画法第8条第1項に規定する用途地域及び地区による。

※3 仙台市における第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域内に存する近隣商業地域については第一種区域の基準を適用するものとする。

| 項目等 |          | 単位        |                        | 基準値     | 出典                      | 備考                                                                                                                        |                     |
|-----|----------|-----------|------------------------|---------|-------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| 悪臭  | 悪臭（臭気指数） |           | 敷地境界線                  | 15      | 悪臭防止法、宮城県公害防止<br>条例施行規則 | ・宮城県は三点比較式臭袋法<br>・仙台市では特定悪臭物質として法で定められた<br>全22物質による規制指導                                                                   |                     |
| 水質  | 排水       | pH        | 海域以外の公共用水域に<br>排出されるもの | 5.8～8.6 | 水質汚濁防止法                 | 環境省HP：一律排水基準<br><a href="http://www.env.go.jp/water/impure/haisui.html">http://www.env.go.jp/water/impure/haisui.html</a> |                     |
|     |          |           | 海域に排出されるもの             | 5.0～9.0 |                         |                                                                                                                           |                     |
|     |          | SS        | mg/L                   |         |                         |                                                                                                                           | 200                 |
|     |          | BODまたはCOD | mg/L                   |         |                         |                                                                                                                           | 160                 |
|     |          | 窒素含有量     | mg/L                   |         |                         |                                                                                                                           | 120                 |
|     |          | リン含有量     | mg/L                   |         |                         |                                                                                                                           | 16                  |
|     |          | 有害物質      | mg/L                   |         |                         |                                                                                                                           | 水質汚濁防止法に基<br>づく排水基準 |
|     |          | ダイオキシン類   | pg-TEQ/L               |         |                         |                                                                                                                           | 10                  |

## 災害等廃棄物処理事業費補助金交付要綱

### (通則)

第1条 災害等廃棄物処理事業費補助金（以下「補助金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）の規定によるほか、この要綱に定めるところによる。

### (交付の目的)

第2条 補助金は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137条）第22条の規定による災害その他の事由により特に必要となった廃棄物の処理を行うために要する費用の一部を補助することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

### (交付の対象)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、別に定める災害その他の事由により被害を受けた市町村（地方自治法（昭和22年法律第67号）第281条第1項に定める特別区並びに第284条第1項に定める一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）が行う災害等廃棄物処理事業（以下「補助事業」という。）とする。

### (交付額の算定方法)

第4条 補助金の交付額は、様式第1号による「災害等廃棄物処理事業費補助金補助対象事業限度額表」に定める額の範囲内において、補助対象事業費に係る実支出額と総事業費から当該事業のための寄付金その他の収入額を控除した額とを比較していずれか少ない方の額に2分の1を乗じて得た額とする。ただし、算定された事業ごとの交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

### (交付の申請)

第5条 市町村は、補助金の交付を受けようとするときは、別途指示する期日までに様式第2号による交付申請書を環境大臣に提出しなければならない。

2 申請者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」とい

う。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(変更交付申請)

第6条 市町村は、補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して補助金の額の変更申請を行う場合には、速やかに様式第3号による変更交付申請書を環境大臣に提出しなければならない。

2 前条第2項の規定は、前項の変更申請を行う場合において準用する。

(交付の決定)

第7条 環境大臣は、第5条又は第6条の規定による申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、交付の決定を行い、様式第4号による交付決定通知書を市町村に送付するものとする。

2 第5条又は第6条の規定による申請書が到達してから、当該申請に係る前項による交付の決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

3 環境大臣は、第5条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、そのする旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(精算交付申請)

第8条 市町村は、補助事業の完了後に補助金の交付を受けようとするときは、事業の完了の日から起算して1か月を経過した日又は各年度3月末日のいずれか早い日までに様式第5号による精算交付申請書を環境大臣に提出しなければならない。

(交付の条件)

第9条 補助金の交付決定には、次の条件が付されるものとする。

一 次に掲げる事項に該当する場合は、あらかじめ様式第6号による計画変更承認申請書を環境大臣に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助金の額に変更を伴う場合は、第6条の手続きによるものとする。

ア 別表に示す補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。ただし、各配分額のいずれか低い額の30%以内の変更を除く。

イ 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合を除く。

二 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとする場合は、様式第7号による中止(廃止)承認申請書を環境大臣に提出して承認を受けなければならない。

三 補助事業が予定の期間内に完了しないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難

となった場合には、速やかに様式第8号による遅延報告書を環境大臣に提出して、その指示を受けなければならない。ただし、変更後の完了予定期日が当初の完了予定期日の属する年度を超えない場合で、かつ、当初の完了予定期日後2か月以内である場合はこの限りでない。

四 補助事業の遂行及び収支の状況について、環境大臣の要求があったときは速やかに様式第9号による遂行状況報告書を環境大臣に提出しなければならない。

五 補助金の額の確定が行われるまでの間において、合併等により市町村の名称又は住所の変更が生じたときには、遅滞なく環境大臣に報告しなければならない。

六 補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておくとともに、これらの帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、環境大臣の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

七 環境大臣は、補助事業の適正かつ円滑な実施を確保するために必要があると認めるときは、市町村に対して、補助事業の経理について調査し、若しくは指導し、又は報告を求めることができる。

八 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第10号による消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書により速やかに環境大臣に報告しなければならない。環境大臣は、その報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。当該返還の期限は、その命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間日数に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。ただし、第12条第3項の規定により当該消費税等仕入控除税額を減額して実績報告を行った場合には、この限りでない。

（申請の取下げ）

第10条 市町村は、第7条第1項の交付の決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から起算して15日以内に書面をもって環境大臣に交付申請の取下げを申し出なければならない。

（補助事業の遂行の命令等）

第11条 環境大臣は、第9条第4号の規定による報告書に基づき、市町村が法令等、交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認められるときは、市町村に対し、これらに従って補助事業を遂行すべきことを指導することができる。

- 2 環境大臣は、補助金交付及び補助事業の適正を期するために必要があるときは、市町村に対して報告を求め、又はその職員に市町村に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(実績報告)

- 第12条 市町村は、補助事業が完了（中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに様式第11号による事業実績報告書を環境大臣に提出しなければならない。
- 2 補助事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度4月30日までに様式第12号による年度終了実績報告書を環境大臣に提出しなければならない。
  - 3 補助事業者は、第1項又は第2項の実績報告を行うに当たって、第5条第2項ただし書（第6条第2項の規定により準用する場合を含む。）の規定により交付額を算出した場合において、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

- 第13条 環境大臣は、第8条の申請を受けた場合には、申請書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、補助金を交付すべきものと認めるときは、交付の決定を行うとともに補助金の額を確定して、様式第13号による交付決定及び確定通知書により市町村に通知するものとする。
- 2 環境大臣は、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第9条第1号に基づく承認をした場合は、その承認された内容を含む。）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定して、様式第14号による交付額確定通知書により市町村に通知するものとする。
  - 3 環境大臣は、市町村に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
  - 4 前項の補助金の返還期限は、その命令のなされた日から20日以内とする。ただし、市町村が補助金の返還のための予算措置につき議会の承認を必要とする場合で、かつ20日以内の期限により難い場合には、額の確定通知の日から90日以内とすることができる。
  - 5 環境大臣は、前項の返還期間内に補助金に相当する額の納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の支払)

第 14 条 補助金は、前条第 1 項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、環境大臣が必要があると認める場合であって、財務大臣との協議が整った場合には、概算払をすることができる。

2 市町村は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第 15 号による精算（概算）払請求書を官署支出官に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第 15 条 環境大臣は、第 9 条第 2 号による補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第 7 条第 1 項の交付の決定の全部若しくは一部を取消すことができる。

一 市町村が、法令等若しくはこの要綱に基づく環境大臣の指示等に従わない場合

二 市町村が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

三 市町村が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

四 天災地変その他補助金の交付の決定後に生じた事情の変更により補助事業を遂行することができない場合（市町村の責に帰すべき事情による場合を除く。）

2 環境大臣は、前項の取消しを行った場合は、既に当該取消しに係る部分に関し補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 環境大臣は、前項の返還を命ずる場合であって、適正化法第 17 条第 1 項に基づく交付決定の取消しである場合には、第 1 項第 4 号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、年利 10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第 2 項に基づく補助金の返還については、第 13 条第 4 項（ただし書きを除く。）及び第 5 項の規定を準用する。

(電子情報処理組織による申請等)

第 16 条 補助事業者は、第 5 条第 1 項の規定に基づく交付の申請、第 6 条第 1 項の規定に基づく変更交付申請、第 8 条に基づく精算交付申請、第 9 条第 1 号の規定に基づく計画変更の申請、第 9 条第 2 号の規定に基づく中止又は廃止の申請、第 9 条第 3 号の規定に基づく事業遅延の報告、第 9 条第 4 号の規定に基づく状況報告、第 9 条第 8 号の規定に基づく消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告、第 10 条の規定に基づく申請の取下げ、第 12 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づく実績報告、又は第 14 条第 2 項の規定に基づく支払請求（以下、「交付申請等」という。）については、電子情報処理組織を使用する方法（適正化法第 26 条の 2 及び 3 の規定に基づき環境大臣が定めるものをいう。）により行うことができる。

(電子情報処理組織による通知等)

第 17 条 環境大臣は、前条の規定により行われた交付申請等に係る通知、承認、指示又は命令について、当該通知等を電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

(その他)

第 18 条 特別な事情により、この要綱に定める算定方法及び手続等によることができない場合は、あらかじめ環境大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

2 東日本大震災に係る災害廃棄物処理事業の補助金の交付については、第 3 条から第 15 条の規定にかかわらず、別紙の規定によるものとする。

3 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項は、環境省環境再生・資源循環局長が別途定める。

(附則)

- 1 この要綱は平成 28 年 1 月 26 日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に交付をした補助金で繰越事業が継続しているものの取扱いについては、改正後の規定を適用する。

(附則)

- 1 この要綱は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に交付をした補助金で繰越事業が継続しているものの取扱いについては、改正後の規定を適用する。

(附則)

- 1 この要綱は令和 5 年 4 月 3 日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に交付をした補助金で繰越事業が継続しているものの取扱いについては、改正後の規定を適用する。

## 別表

| 区分     | 費目           | 内 容                                                                 |
|--------|--------------|---------------------------------------------------------------------|
| し尿処理   | (直営分)<br>労務費 | 「公共工事労務単価」の区分によること                                                  |
|        | 借上料          | 自動車、船舶、機械器具の借上料                                                     |
|        | 燃料費          | 自動車、船舶、機械器具の燃料費                                                     |
|        | 修繕費          | 機械器具の修繕費                                                            |
|        | 薬品費          | し尿の処分に必要な薬品費                                                        |
|        | 道路整備費        | 処分に要する覆土及び運搬に必要な最小限度の道路整備費                                          |
|        | 手数料          | 条例に基づき算定された手数料(委託先が市町村の場合に限る。なお、上記の経費が手数料に含まれている場合には、当該経費は除くものとする。) |
|        | (委託分)<br>委託料 | 民間事業者及び地方公共団体への委託料                                                  |
| ごみ処理   | (直営分)<br>労務費 | 「公共工事労務単価」の区分によること                                                  |
|        | 借上料          | 自動車、船舶、機械器具の借上料                                                     |
|        | 燃料費          | 自動車、船舶、機械器具の燃料費                                                     |
|        | 修繕費          | 機械器具の修繕費                                                            |
|        | 薬品費          | ごみの処分に必要な薬品費                                                        |
|        | 道路整備費        | 処分に要する覆土及び運搬に必要な最小限度の道路整備費                                          |
|        | 手数料          | 条例に基づき算定された手数料(委託先が市町村の場合に限る。なお、上記の経費が手数料に含まれている場合には、当該経費は除くものとする。) |
|        | (委託分)<br>委託料 | 民間事業者及び地方公共団体への委託料                                                  |
| 漂着ごみ処理 | 同上           | 同上                                                                  |

## 廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金交付要綱

### (通則)

第1条 廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金（以下「補助金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）の規定によるほか、この要綱に定めるところによる。

### (交付の目的)

第2条 補助金は、災害により被害を受けた一般廃棄物処理施設、浄化槽、産業廃棄物処理施設、広域臨海環境整備センター法（昭和56年法律第76条）第2条で規定する広域廃棄物埋立処分場、中間貯蔵・環境安全事業株式会社が運営するPCB廃棄物処理施設の復旧に要する経費の一部を補助することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

### (交付の対象)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、別に定める災害により被害を受けた一般廃棄物処理施設、浄化槽、産業廃棄物処理施設、広域廃棄物埋立処分場及びPCB廃棄物処理施設に係る災害復旧事業（以下「補助事業」という。）とする。

2 前項における「災害復旧事業」とは、災害によって必要を生じた事業で、災害により被害を受けた施設を原形に復旧する（原形に復旧することが不可能な場合において当該施設を従前の効用に復旧するための施設を設置することを含む。）ことを目的とするものをいう。

3 災害によって必要を生じた事業で、災害により被害を受けた施設を原形に復旧することが著しく困難又は不適當な場合において、これに代わるべき必要な施設を設置することを目的とするものは、災害復旧事業とみなす。

### (交付額の算定方法)

第4条 補助金の交付額は、様式第1号による「廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金補助対象事業限度額表」に定める額の範囲内において、補助対象事業に係る実支出額と総事業費から当該事業のための寄付金その他の収入額を控除した額とを比較していずれか少ない方の額に2分の1（令和元年台風第15号及び令和元年台風第19号並びに令和6年能登半島地震による災害によって被害を受けた施設にあっては10分の8）を乗じて得た額とする。ただし、算定された事業ごとの交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

### (交付の申請)

第5条 都道府県、市町村（地方自治法（昭和22年法律第67号）第281条第1項に定める特別区並びに第284条第1項に定める一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）、廃

棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）第 15 条の 5 第 1 項の規定により指定を受けた法人（以下「廃棄物処理センター」という。）、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 2 条第 5 項に規定する選定事業者（以下「PFI 選定事業者」という。）、広域臨海環境整備センター法（昭和 56 年法律第 76 号）により設立した法人（以下「広域臨海環境整備センター」という。）及び中間貯蔵・環境安全事業株式会社（以下「地方公共団体等」という。）は、補助金の交付を受けようとするときは、別途指示する期日までに様式第 2 号による交付申請書を環境大臣にしなければならない。

- 2 申請者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

#### （変更交付申請）

第 6 条 地方公共団体等は、補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して補助金の額の変更申請を行う場合には、速やかに様式第 3 号による変更交付申請書を環境大臣に提出しなければならない。

- 2 前条第 2 項の規定は、前項の変更申請を行う場合において準用する。

#### （交付の決定）

第 7 条 環境大臣は、第 5 条又は第 6 条の規定による申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付決定を行い、様式第 4 号による交付決定通知書を地方公共団体等に送付するものとする。

- 2 第 5 条又は第 6 条の規定による申請書が到達してから、当該申請に係る前項による交付の決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30 日とする。
- 3 環境大臣は、第 5 条第 2 項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、そのする旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

#### （精算交付申請）

第 8 条 地方公共団体等は、補助事業の完了後に補助金の交付を受けようとするときは、事業の完了の日から起算して 1 か月を経過した日又は各年度 3 月末日のいずれか早い日までに様式第 5 号による精算交付申請書を環境大臣に提出しなければならない。

#### （交付の条件）

第 9 条 補助金の交付決定には、次の条件が付されるものとする。

- 一 次に掲げる事項に該当する場合は、あらかじめ様式第 6 号による計画変更承認申請書

を環境大臣に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助金の額に変更を伴う場合は、第6条の手続きによるものとする。

ア 別表に示す補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。ただし、各配分額のいずれか低い額の30%以内の変更を除く。

イ 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合を除く。

二 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとする場合は、様式第7号による中止（廃止）承認申請書を環境大臣に提出して承認を受けなければならない。

三 補助事業が予定の期間内に完了しないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに様式第8号による遅延報告書を環境大臣に提出して、その指示を受けなければならない。ただし、変更後の完了予定期日が当初の完了予定期日の属する年度を超えない場合で、かつ、当初の完了予定期日後2か月以内である場合はこの限りでない。

四 補助事業の遂行及び収支の状況について、環境大臣の要求があったときは速やかに様式第9号による遂行状況報告書を環境大臣に提出しなければならない。

五 補助金の額の確定が行われるまでの間において、合併等により地方公共団体等の名称又は住所の変更が生じたときには、遅滞なく環境大臣に報告しなければならない。

六 補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておくとともに、これらの帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、環境大臣の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

七 環境大臣は、補助事業の適正かつ円滑な実施を確保するために必要があると認めるときは、地方公共団体等に対して、補助事業の経理について調査し、若しくは指導し、又は報告を求めることができる。

八 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第10号による消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書により速やかに環境大臣に報告しなければならない。環境大臣は、その報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。当該返還の期限は、その命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間日数に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。ただし、第12条第3項の規定により当該消費税等仕入控除税額を減額して実績報告を行った場合には、この限りでない。

九 地方公共団体等は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、取得財産等管理台帳を備え、当該財産に廃棄物処理施設災害復旧事業で取得した財産である旨を明示するとともに、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

十 地方公共団体等は、取得財産等のうち、不動産及びその従物、並びに補助事業により取得し又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具については、減価償

却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間を経過するまで、環境大臣の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し（廃棄を含む。）を行ってはならない。なお、財産処分に係る承認申請、承認条件その他必要な事務手続については、「環境省所管の補助金等で取得した財産の承認基準について」（平成20年5月15日付環境会発第080515002号環境省大臣官房会計課長通知。以下「財産処分承認基準」という。）に基づき行うものとする。また、財産処分承認基準第4に定める財産処分納付金について、環境大臣が定める期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利3%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

#### （申請の取下げ）

第10条 地方公共団体等は、第7条第1項の交付決定の通知を受けた場合において、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から起算して15日以内に書面をもって環境大臣に交付申請の取下げを申し出なければならない。

#### （補助事業の遂行の命令等）

第11条 環境大臣は、第9条第4号の規定による報告書に基づき、地方公共団体等が法令等、交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認められるときは、地方公共団体等に対し、これらに従って補助事業を遂行すべきことを指導することができる。

2 環境大臣は、補助金交付及び補助事業の適正を期するために必要があるときは、地方公共団体等に対して報告を求め、又はその職員に地方公共団体等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

#### （実績報告）

第12条 地方公共団体等は、補助事業が完了（中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに様式第11号による事業実績報告書を環境大臣に提出しなければならない。

2 補助事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度4月30日までに様式第12号による年度終了実績報告書を環境大臣に提出しなければならない。

3 補助事業者は、第1項又は第2項の実績報告を行うに当たって、第5条第2項ただし書（第6条第2項の規定により準用する場合を含む。）の規定により交付額を算出した場合において、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

#### （補助金の額の確定等）

第13条 環境大臣は、第8条の申請を受けた場合には、申請書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付の決定を行うと

ともに補助金の額を確定して、様式第 13 号による交付決定及び確定通知書により地方公共団体等に通知するものとする。

- 2 環境大臣は、前条第 1 項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第 9 条第 1 号に基づく承認をした場合は、その承認された内容を含む。）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定して、様式第 14 号による交付額確定通知書により地方公共団体等に通知するものとする。
- 3 環境大臣は、地方公共団体等に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 4 前項の補助金の返還期限は、その命令のなされた日から 20 日以内とする。ただし、地方公共団体が補助金の返還のための予算措置につき議会の承認を必要とする場合で、かつ 20 日以内の期限により難しい場合には、額の確定通知の日から 90 日以内とすることができる。
- 5 環境大臣は、前項の返還期間内に補助金に相当する額の納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利 10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

#### （補助金の支払）

第 14 条 補助金は、前条第 1 項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、環境大臣が必要があると認める場合であって、財務大臣との協議が整った場合には、概算払をすることができる。

- 2 地方公共団体等は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第 15 号による精算（概算）払請求書を官署支出官に提出しなければならない。

#### （交付決定の取消し等）

第 15 条 環境大臣は、第 9 条第 2 号による補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第 7 条第 1 項の交付の決定の全部若しくは一部を取消することができる。

- 一 地方公共団体等が、法令等若しくはこの要綱に基づく環境大臣の指示等に従わない場合
- 二 地方公共団体等が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- 三 地方公共団体等が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適當な行為をした場合
- 四 天災地変その他補助金の交付の決定後に生じた事情の変更により補助事業を遂行することができない場合（地方公共団体等の責に帰すべき事情による場合を除く。）

2 環境大臣は、前項の取消しを行った場合は、既に当該取消しに係る部分に関し補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- 3 環境大臣は、前項の返還を命ずる場合であって、適正化法第 17 条第 1 項に基づく交付決定の取消しである場合には、第 1 項第 4 号に規定する場合を除き、その命令に係る補

助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、年利 10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

- 4 第2項に基づく補助金の返還については、第13条第4項（ただし書きを除く。）及び第5項の規定を準用する。

（電子情報処理組織による申請等）

第16条 補助事業者は、第5条第1項の規定に基づく交付の申請、第6条第1項の規定に基づく変更交付申請、第8条に基づく精算交付申請、第9条第1号の規定に基づく計画変更の申請、第9条第2号の規定に基づく中止又は廃止の申請、第9条第3号の規定に基づく事業遅延の報告、第9条第4号の規定に基づく状況報告、第9条第8号の規定に基づく消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告、第10条の規定に基づく申請の取下げ、第12条第1項若しくは第2項の規定に基づく実績報告、又は第14条第2項の規定に基づく支払請求（以下、「交付申請等」という。）については、電子情報処理組織を使用する方法（適正化法第26条の2及び3の規定に基づき環境大臣が定めるものをいう。）により行うことができる。

（電子情報処理組織による通知等）

第17条 環境大臣は、前条の規定により行われた交付申請等に係る通知、承認、指示又は命令について、当該通知等を電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

（その他）

- 第18条 特別な事情により、この要綱に定める算定方法及び手続等によることができない場合は、あらかじめ環境大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。
- 2 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項は、環境省環境再生・資源循環局長が別途定める。

（附則）

- 1 この要綱は平成28年1月26日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に交付をした補助金で繰越事業が継続しているものの取扱いについては、改正後の規定を適用する。

（附則）

この要綱は平成28年10月11日から施行する。

（附則）

この要綱は平成30年8月29日から施行する。

（附則）

この要綱は令和2年1月30日から施行する。

(附則)

この要綱は令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(附則)

- 1 この要綱は令和 3 年 2 月 2 日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に交付をした補助金で繰越事業が継続しているものの取扱いは、第 4 条については従前の規定を、第 16 条及び第 17 条については改正後の規定を適用する。

(附則)

この要綱は令和 3 年 12 月 22 日から施行する。

(附則)

この要綱は令和 6 年 1 月 26 日から施行する。

## 別表

| 区分  | 費目                                                                           | 内 容                                                                        |
|-----|------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------|
| 工事費 | 本工事費<br>付帯工事費<br><br>用地費及び補償費<br><br>調査費<br><br>機械器具費<br><br>営繕費<br><br>工事雑費 | 各費目の内容については、昭和 53 年 5 月 31 日厚生省第 382 号厚生事務次官通知別紙「廃棄物処理施設整備費補助金交付要綱別表 2」による |
| 事務費 | 旅費及び庁費                                                                       |                                                                            |

災害等廃棄物処理事業費補助金及び廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金  
実施要領

第1 補助対象となる災害の範囲

- (1) 災害等廃棄物処理事業費補助金及び廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金で補助対象となる「災害」とは、暴風、洪水、高潮、地震その他の異常な天然現象により生ずる災害であって、公共土木施設災害復旧事業査定方針（昭和32年7月15日建河発351）第2及び第3の第1項に準じて取り扱うものとする。
- (2) 災害等廃棄物処理事業費補助金交付要綱第3条にいう「その他の事由」とは、災害に起因しないが、海岸法（昭和31年法律第101号）第3条に基づく海岸保全区域以外の区域の海岸への大量の廃棄物の漂着による被害（以下「漂着ごみ被害」という。）をいう。

第2 補助対象事業等

1. 災害等廃棄物処理事業

(1) 補助対象事業の範囲

補助対象となる事業の範囲は次に掲げる事業である。

- ① 市町村（地方自治法（昭和22年法律第67号）第281条第1項に定める特別区並びに第284条第1項に定める一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）が災害その他の事由のために実施した生活環境の保全上特に必要とされる廃棄物の収集、運搬及び処分に係る事業（民間事業者及び地方公共団体への委託事業を含む。以下同じ。）
- ② 市町村が特に必要と認めた仮設便所、集団避難所等により排出されたし尿の収集、運搬及び処分に係る事業であって、災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づく避難所の開設期間内のもの

(2) 補助対象経費

補助対象となる経費は、次に掲げる経費とし、その詳細は別途定めるところによる。

- ① 労務費（「公共工事設計労務単価」の区分による）
- ② 自動車、船舶、機械器具の借上料
- ③ 自動車、船舶、機械器具の燃料費
- ④ 機械器具の修繕費
- ⑤ し尿及びごみの処分に必要な薬品費
- ⑥ 処分に要する覆土及び運搬に必要な最小限度の道路整備費
- ⑦ 条例に基づき算定された手数料（委託先が市町村である場合に限る。当該手数料に①から⑥の経費が含まれている場合には、当該経費を控除した額とする。）
- ⑧ 委託料

(3) 補助対象から除外されるもの

補助対象から除外される事業については次のとおりである。

- ① 1市町村の事業に要する経費が、指定都市(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19でいう指定都市をいう。以下同じ。)及び構成に指定都市を含む一部事務組合又は広域連合にあつては事業費800千円未満のもの
  - ② 1市町村の事業に要する経費が、その他の市町村及び構成に指定都市を含まない一部事務組合又は広域連合にあつては事業費400千円未満のもの
  - ③ 漂着ごみ被害にあつては、①又は②のほか、アからエのいずれかに該当するもの
    - (ア) 海岸保全区域内の漂着ごみ被害
    - (イ) 災害に起因しない漂着ごみ被害にあつては、1市町村における処理量が150m<sup>3</sup>未満のもの
    - (ウ) 著しく管理を怠り、異常に堆積させたもの
    - (エ) 国土交通省又は農林水産省所管の災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業の適用を受ける区域
- (4) 他の災害復旧事業との調整
- 他の災害復旧事業で補助対象となった事業については、災害等廃棄物処理事業において重複して補助対象とすることはできない。

## 2. 廃棄物処理施設災害復旧事業

### (1) 補助対象事業の範囲

補助対象となる事業の範囲は、都道府県、市町村、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)第15条の5第1項の規定により指定を受けた法人(以下「廃棄物処理センター」という。)、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第2条第5項に規定する選定事業者(以下「PFI選定事業者」という。)、広域臨海環境整備センター法(昭和56年法律第76号)により設立した法人(以下「広域臨海環境整備センター」という。)及び中間貯蔵・環境安全事業株式会社(以下「地方公共団体等」という。)が設置した施設であつて、次の各号に掲げる施設の災害復旧事業とする。

- ① 一般廃棄物処理施設
- ② 浄化槽(浄化槽市町村整備推進事業実施要綱(平成6年10月20日衛浄第67号)及び公共浄化槽等整備推進事業実施要綱(令和2年3月31日環循適発第20033115号)による事業に限る。)
- ③ 産業廃棄物処理施設
- ④ 広域廃棄物埋立処分場
- ⑤ PCB廃棄物処理施設(中間貯蔵・環境安全事業株式会社が運営するものに限る。)

### (2) 補助対象経費

補助対象となる経費は、循環型社会形成推進交付金交付要綱(平成17年4月11日

環廃対発第 050411001 号)、廃棄物処理施設整備費国庫補助金交付要綱(昭和 53 年 5 月 31 日厚生省環第 382 号)、広域廃棄物埋立処分場施設整備費国庫補助金交付要綱(平成 4 年 5 月 22 日厚生省生衛第 549 号)及び廃棄物処理施設整備費(PCB 廃棄物処理施設整備事業)国庫補助金交付要綱(平成 13 年 8 月 8 日環廃産第 369 号)を準用する。

(3) 補助対象から除外されるもの

補助対象から除外される事業については次のとおりである。

① 1 施設の災害復旧事業に要する経費が次の表に掲げる金額未満のもの

| 施設名                                                                                                                                                                            | 金額                                                                                                                                                 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 一般廃棄物処理施設<br>し尿処理施設<br>コミュニティ・プラント<br>汚泥再生処理センター<br>生活排水処理施設<br>ごみ処理施設<br>廃棄物循環型処理施設<br>廃棄物運搬用パイプライン施設<br>埋立処分地施設<br>マテリアルリサイクル推進施設<br>エネルギー回収推進施設<br>有機性廃棄物リサイクル推進施設<br>最終処分場 | それぞれの施設ごとに、市、廃棄物処理センター及び PFI 選定事業者にあつては 1,500 千円、町村にあつては 800 千円<br>ただし、一部事務組合又は広域連合については、組合構成市町村の人口が 3 万人以上の組合にあつては 1,500 千円、3 万人未満の組合にあつては 800 千円 |
| 浄化槽(浄化槽市町村整備推進事業及び公共浄化槽等整備推進事業)                                                                                                                                                | 市町村 400 千円                                                                                                                                         |
| 産業廃棄物処理施設                                                                                                                                                                      | 都道府県、市、廃棄物処理センター及び PFI 選定事業者にあつては 1,500 千円、町村にあつては 800 千円<br>ただし、一部事務組合又は広域連合については、組合構成市町村の人口が 3 万人以上の組合にあつては 1,500 千円、3 万人未満の組合にあつては 800 千円       |
| 広域廃棄物埋立処分場                                                                                                                                                                     | 市町村及び広域臨海環境整備センター1,500 千円                                                                                                                          |

|             |                          |
|-------------|--------------------------|
| PCB 廃棄物処理施設 | 中間貯蔵・環境安全事業株式会社 1,500 千円 |
|-------------|--------------------------|

- ② 事務所、倉庫、公舎等の施設
- ③ 工事の費用に比してその効果が著しく小さいもの
- ④ 維持工事とみられるもの
- ⑤ 災害復旧事業以外の事業の工事施行中に生じた災害に係るもの
- ⑥ 明らかに設計の不備又は工事施行の粗漏に起因して生じたものと認められる災害に係るもの
- ⑦ 甚だしく維持管理の義務を怠ったことに起因して生じたものと認められる災害に係るもの

(4) 他の災害復旧事業との調整

河川、道路等公共土木施設に隣接する廃棄物処理施設の災害復旧事業を行う場合は、公共土木施設災害復旧事業と混同しないこと。

(5) その他

災害復旧事業の適正な実施のため、災害による被害であるものか、維持管理上の補修改修等の時期にきていたものかの判断がつくよう財産管理台帳等を常備し記録しておくこと。

### 第3 被害状況の報告

- (1) 地方公共団体等は、災害その他の事由が発生した場合には、速やかに被害状況を把握し、その被害の概況、被害額、その他参考となる事項について、様式第1号又は様式第2号を作成の上、都道府県を通じて環境大臣あてに提出するものとする（広域臨海環境整備センター及び中間貯蔵・環境安全事業株式会社にあつては、都道府県を介さずに行うものとする）。
- (2) 都道府県は、管下の市町村から提出された様式第1号及び様式第2号を環境大臣あてに提出するに当たって、様式第3号を添付するものとする。
- (3) 被害額の算出にあたっては、正確にかつ速やかに行うものとし、報告後から実地調査の前までの間において所要経費に変更が生じた場合は直ちにその旨を報告するものとする。

### 第4 被害状況の実地調査

環境省は、第3による報告について、内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査要領（昭和59年9月7日蔵計第2150号）により、実地調査を行い、国庫補助対象額を算定するものとする。

### 第5 事業計画の変更に伴う事前協議

(1) 災害等廃棄物処理事業及び廃棄物処理施設災害復旧事業の実施に際して、交付申請書の事業計画を変更する場合には、次に掲げるとおりとする。

① 事業費の増及び 30%を超える減

環境省と事前協議の上、変更交付申請の手続きを行うこと。ただし、第4で実施した実地調査時において必要性を認められずに補助対象外となった事業、実地調査時に申請のなかった事業内容の追加等の変更については原則として認められない。

② 事業費の 30%以下の減

環境省との事前協議は不要であり、事業実績報告において、減となった事由を報告書に付記すること。

③ 事業費の変更なし

環境省との事前協議は不要。

## 第6 電子情報処理組織による申請等

補助事業者は、第3条(1)、(2)の規定に基づく被害状況の報告については、電子情報処理組織を使用する方法(適正化法第26条の2及び3の規定に基づき環境大臣が定めるものをいう。)により行うことができる。

## 第7 電子情報処理組織による通知等

環境大臣は、前条の規定により行われた被害状況の報告に係る通知、承認、指示又は命令について、当該通知等を電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

## 第8 その他

この要領に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項(特定非常災害に指定され、かつ大量の災害廃棄物の発生が見込まれる災害の取扱いを含む。)は、環境省環境再生・資源循環局総務課長、廃棄物適正処理推進課長、浄化槽推進室長又は廃棄物規制課長が別途定める。

(附則)

- 1 この要領は平成28年1月26日から施行する。
- 2 この要領の施行前に交付をした補助金で繰越事業が継続しているものの取扱いについては、施行後の規定を適用する。

(附則)

- 1 この要領は令和2年7月3日から施行する。
- 2 この要領の施行前に交付をした補助金で繰越事業が継続しているものの取扱いについては、施行後の規定を適用する。

(附則)

- 1 この要領は令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行前に交付をした補助金で繰越事業が継続しているものの取扱いについては、施行後の規定を適用する。

環循適発第22040117号

令和4年4月1日

各都道府県災害廃棄物処理担当部（局）長 殿

環境省環境再生・資源循環局

廃棄物適正処理推進課長

災害等廃棄物処理事業の取扱いについて

災害等廃棄物処理事業の取扱いについては、別紙「災害等廃棄物処理事業の取扱いについて」によることとしたので、貴管内市町村等に周知されるようお願いする。

## 別紙

### 災害等廃棄物処理事業の取扱いについて

#### 第1 通則

災害等廃棄物処理事業については、「災害等廃棄物処理事業費補助金及び廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金実施要領の制定について」（平成28年1月26日環廃対発第1601263号環境省廃棄物・リサイクル対策部長通知の別紙）（以下「実施要領」という。）によるほか、以下に定めるところにより取り扱うものとする。

#### 第2 補助対象となる事業内容

##### 1. ごみ処理

① 災害等により生じた災害廃棄物の収集・運搬及び処分を行う処理事業（公物管理者が存在する地域において、生活環境保全上の支障により災害廃棄物を市町村（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項に定める一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）が実施主体となって処理する事業を含む。）であって、民間事業者及び地方公共団体への委託を含むものとする。

② 災害等により、市町村が解体の必要があると判断した損壊家屋等（全壊及び半壊（特定非常災害に指定され、かつ大量の災害廃棄物の発生が見込まれる災害に限る。））であって、災害廃棄物として処理することが適当と認められるものについて市町村が行う解体、収集・運搬及び処分を含むものとする。

なお、本事業については、個人住宅、分譲マンション、賃貸マンション（中小企業基本法第2条に規定する中小企業者（中小企業基本法第2条に規定する中小企業者並みの公益法人等を含む。以下「中小企業者」という。）が所有するものに限る。）、事業所等（中小企業者が所有するものに限る。）を対象とする。

##### 2. し尿処理

災害等により、市町村が特に必要と認めた仮設便所、集団避難所等より排出されたし尿の収集・運搬及び処分を行う事業。

#### 第3 補助対象となる経費

補助対象となる主要な経費の内容は次の各号に掲げるとおりである。

なお、経費の算出にあたっては、別紙「廃棄物処理費の算定基準」及び「損壊家屋等の解体工事費の算定基準」によることとし、これ以外の経費については、「国土交通省土木工事積算基準」や「建設物価」等を使用して得た単価・歩掛によることとする。本取扱いにより算出できない又は算出することが適当でない場合においては、合理的な基準に基づき積算された単価・数量を適用することを妨げない。

##### 1. 労務費

作業従事者に対する賃金（雇い上げの作業員等に限る。）。なお、必要に応じて作業員の輸送費を含むものとする。

## 2. 借上料

ごみ処理にあつては、ごみ収集車、ごみ運搬車、ごみ運搬船、仮置場における重機及び仮置場の用地等の借上料

し尿処理にあつてはバキューム車、し尿運搬船等の借上料

## 3. 燃料費

ごみ処理、し尿処理に係る自動車、船舶、重機等の燃料費

## 4. 機械器具修繕費

ごみ処理、し尿処理に係る重機等の修繕費。また、市町村が所有する施設で処理を行った場合の減価償却費相当額を計上することができる。

## 5. 薬品費

ごみ処理、し尿処理に係る処分に必要な薬品費等

## 6. 道路整備費

ごみ処理、し尿処理に係る処分に要する覆土及び運搬に必要な最小限度の道路整備費

## 7. 手数料

ごみ処理、し尿処理に係る条例に基づき算定された手数料（委託先が市町村の場合に限る。なお、上記の経費が手数料に含まれている場合には、当該経費は除くものとする。）

## 8. 委託料

ごみ処理、し尿処理について、災害等により生じた廃棄物の処理を市町村が処理事業者、他市町村に委託した場合の経費（減価償却費相当額を計上することができる。）

なお、解体工事、仮置場及び土砂混じりがれきにかかる委託業務にあつては、諸経費、消費税等相当額を含むものとする。

また、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき市町村が県に委託する災害廃棄物処理事務に要する経費を含むものとする。

### ① 解体工事費

ごみ処理に係るもので、損壊家屋等（全壊及び半壊（特定非常災害に指定され、かつ大量の災害廃棄物の発生が見込まれる災害に限る。））の解体工事（解体工事に係る運搬費も含む）に必要な経費で、以下に掲げるもの

（ア）地上部分及びそれに相当する部分の解体工事費（地上部分の解体と一体的に工事が行われるものは対象とする。）

（イ）門扉、塀、立木について、損壊が著しく解体が必要と市町村が判断した場合の解体費

（ウ）擁壁について、倒壊し、隣地に倒れているようなもので、解体が必要と市町村が判断した場合の解体費

なお、解体工事の対象となる家屋等は、市町村が「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号）第22条に規定する「特に必要となった廃棄物の処理」として解体を行うことが必要と認める家屋等とする。

### ② 仮設工事費

ごみ処理に要する仮置場、仮設積出基地及び収集・運搬、処分に必要な最小限度の仮設道路の整備等に係る経費

### ③ 運搬費

ごみ処理にあつては、ごみの発生場所から仮置場までの収集・運搬、仮置場から処理施設までの運搬及び仮置場における選別に要する費用（海上輸送費も含む）

し尿処理にあつては、くみ取りし尿の収集・運搬に要する費用

④ 処理・処分費

破碎、焼却、埋立、再生に必要な経費（所有者を特定できない家電リサイクル法対象製品を、市町村がリサイクル業者に引き渡す際に支払うリサイクル料金（パーソナルコンピュータの場合は、リサイクルマーク非表示のものに限る。）を含む。）

⑤ 諸経費

以下に掲げる業務に必要な諸経費（共通仮設費（率計上分に限る）、現場管理費及び一般管理費等をいう。）。ただし、これによりがたいときは、個別協議により諸経費を算出することができる。

（ア）解体工事

解体工事にかかる委託業務に要する額の100分の15以内

（イ）仮置場及び土砂混じりがれき

仮置場及び土砂混じりがれきにかかる委託業務に要する額の100分の15以内又は土木工事積算基準に基づいて積算を行う場合は同基準に定める間接工事費及び一般管理費等の率

第4. 補助対象から除外される経費及び事業

1. 1市町村の事業に要する経費が、指定市及び組合構成に指定市を含む一部事務組合にあつては80万円未満、市町村（指定市を除く。）及び組合構成に指定市を含まない一部事務組合にあつては40万円未満のもの
2. 通常時に排出されると見込まれる生活系のごみ処理事業に要する経費
3. 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第27条第2項及び第28条第2項の規定に基づいて、災害その他伝染病流行のおそれがある場合において行われる消毒及びねずみ族、昆虫等の駆除のための薬剤散布
4. ごみ又はし尿の処理を自らが設置する施設において実施した場合は、当該処理に要した費用。ただし、市町村が設置する施設又は市町村からの委託による処理を実施する施設についてはこの限りではない。
5. 国土交通省所管の都市災害復旧事業として行われる堆積土砂排除事業
6. 自衛隊等が無償で実施した地域における解体、収集・運搬事業
7. 損壊家屋等の処理事業のうち、次の各号に該当するもの
  - ① 港湾、鉄道、道路等の公共事業等に係る施設等の解体事業
  - ② 官庁建物等災害復旧、公立・私立学校施設災害復旧費等災害復旧事業が個々の制度として設けられているもので、当該制度の適用になるもの
  - ③ 修復して再利用すると判断した家屋等の一部解体工事
  - ④ 災害によるものであるかどうか写真や周囲の状況から見て、判別できないものの解体工事
  - ⑤ 中小企業基本法第2条に規定する中小企業者に該当しない企業（大企業）等が所有する

## 賃貸マンション及び事業所等の解体工事

### 第5. その他

その他、本取扱いに定める以外のものについては、必要に応じて別途定める。

## 別紙

### 廃棄物処理費の算定基準

#### 1. 適用範囲

廃棄物処理に係る主要な経費(収集費、現場から仮置場まで及び仮置場からの積出しの運搬費、中間処理費、最終処分費)の算出に当たっては、本基準によることとする。

#### 2. 算出基準

廃棄物処理に係る主要な経費の算出は次頁の表により行う。

#### 3. 廃棄物処理費

廃棄物処理に係る主要な経費の額は、2で求めた額と実勢価格と比較して、いずれか低い額を用いる。

表 廃棄物処理費

| 項目                                       | 算出式                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 備 考                                                                         |
|------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|
| <p>収集費<br/>(運搬費の一環)</p>                  | <p>収集費＝収集に係る費用で、県又は市町村の単価・歩掛により必要最小限の積み上げ額（労務費については、公共工事設計労務単価（国土交通省、農林水産省）も参照。）</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | <p>○収集・運搬に必要なバックホウ、クレーン、ダンプトラック等の建設機械等の単価は、建設物価</p>                         |
| <p>運搬費<br/>(現場から仮置場)<br/>(仮置場からの積出し)</p> | <p>以下の運搬費単価をもとにダンプトラックの種類や廃棄物の量に応じて運搬費を積み上げる。<br/>         運搬費（円/m<sup>3</sup>）＝A/Q<br/> <math display="block">Q = (60 \times q \times E) / C_m</math> <math display="block">C_m = \beta L + \alpha</math> <math display="block">C_m = (60/V) \times L + \alpha</math> <math display="block">\beta = (60/V)</math> </p> <p>〔 A：ダンプ1時間当たりの経費（円/時）<br/>         Q：1時間当たりの運搬土量（m<sup>3</sup>/時）<br/>         Q：1時間当たりの運搬量（m<sup>3</sup>/時）<br/>         q：1台あたりの積載量（m<sup>3</sup>）<br/>         E：係数（0.9）<br/>         C<sub>m</sub>：積込み、運搬、積下しに要する時間（分）<br/>         β：運搬1km当たりの所要時間（分/km）<br/>         V：運搬速度（km/時）<br/>         L：運搬距離（往復：km）<br/>         α：積込等による待ち時間（分）</p> <p>(参考)<br/>         ○1台当たりの積載量（q）<br/>         2tダンプトラック＝3.1m<sup>3</sup>（木質系）、1.6m<sup>3</sup>（ガラ系）<br/>         4tダンプトラック＝4.6m<sup>3</sup>（木質系）、2.5m<sup>3</sup>（ガラ系）<br/>         10tダンプトラック＝10.0m<sup>3</sup>（木質系）、6.6m<sup>3</sup>（ガラ系）</p> | <p>（一財）建設物価調査会）、積算資料（（一財）経済調査会）等の公表資料を参照（単価がない場合は3者以上の見積もりを基本）</p>          |
| <p>中間処理費<br/>(処理・処分費の一環)</p>             | <p>中間処理費＝F×G<br/>         〔 F：廃棄物重量（t）<br/>         G：1t当たりの処理費（円/t）（県又は市町村の単価による）</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | <p>○コンクリート塊、可燃物等の中間処理の単価は、建設物価、積算資料等の公表資料も参照（単価がない場合は3者以上の見積もりを基本）</p>      |
| <p>最終処分費<br/>(処理・処分費の一環)</p>             | <p>最終処分費＝H×I<br/>         〔 H：廃棄物体積（m<sup>3</sup>）<br/>         I：1m<sup>3</sup>当たりの処理費（円/m<sup>3</sup>）（県又は市町村の単価による）</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | <p>○安定型処分場及び管理型処分場における最終処分の単価は、建設物価、積算資料等の公表資料も参照（単価がない場合は3者以上の見積もりを基本）</p> |

| 項目       | 算出式                                                                                                                                                                                                                                                              | 備考 |
|----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| 減価償却費相当額 | $\text{減価償却費相当額} = (J - K) / L \times M$ <p>J：施設建設に要した費用のうち、廃棄物処理施設整備費<br/>国庫補助金又は循環型社会形成推進交付金（以下「交付金等」という。）の交付対象となった経費（円）</p> <p>K：国からの支援額のうち、施設建設に要した費用（J）に係る交付金等の交付額及び交付税相当額（円）</p> <p>L：当該施設の計画処理総量（t 又はm<sup>3</sup>）</p> <p>M：今回処理量（t 又はm<sup>3</sup>）</p> |    |
| 消費税等相当額  | 消費税法及び地方税法等の規定に基づき算出した額とする                                                                                                                                                                                                                                       |    |

## 損壊家屋等の解体工事費の算定基準

### 1. 適用範囲

損壊した木造家屋、鉄筋コンクリート製建物(RC)の解体工事費及び解体工事に伴う仮置場までの運搬費の算出に当たっては、本基準によることとする。

### 2. 算出基準

解体費の算出は表1(木造)及び表2(RC)により行い、解体工事に伴う運搬費の算出は表3により行う。

### 3. 算出額

解体工事費(解体工事に伴う運搬費を含む)の $1\text{m}^3$ あたりの額は、2で求めた額と実勢価格と比較して、いずれか低い額を用いる。

表1 解体費(木造)

(単位:円)

| 項目                            | 算出式                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 適用                                                                                          |
|-------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| 解体工事費                         | 解体工事費<br>$= (A \times \alpha + B \times \beta) \div 1.051$ $\times \text{延べ床面積}(\text{m}^2)$ <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding-left: 5px; padding-right: 5px;"> <math>A</math>: 手解体費(円/<math>\text{m}^2</math>)<br/> <math>B</math>: 機械解体費(円/<math>\text{m}^2</math>)<br/> <math>\alpha</math>: 手解体の割合<br/> <math>\beta</math>: 機械解体の割合<br/> <math>\alpha + \beta = 1</math> </div> | ○手解体費及び機械解体費は、建設物価等による。<br><br>○ $\alpha$ と $\beta$ の割合が不明の場合は $\alpha \leq 1/3$ の割合を標準とする。 |
| 仮設工事費<br>(解体工事に係る)            | 仮設工事費=交通整理員等、必要最小限の積み上げ額                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                                                                                             |
| 諸経費                           | 諸経费率15%以内<br>$\text{諸経費} = (\text{解体工事費} + \text{仮設工事費}) \times 0.15 \text{以内}$                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                                                                                             |
| 消費税等相当額                       | 消費税法及び地方税法等の規定に基づき算出した額とする                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                                                                                             |
| 解体費合計=解体工事費+仮設工事費+諸経費+消費税等相当額 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                                                                                             |

表2 解体費(RC)

(単位:円)

| 項目                            | 算出式                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 適用                                                                                                                                |
|-------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 解体工事費                         | 解体工事費<br>$= \{(A \times \alpha) + (B \times \beta)\} \times C \div 1.051 \times \text{延べ床面積} (\text{m}^2)$ A:大型ブレーカー使用費 (円/m <sup>3</sup> )<br>B:ハンドブレーカー使用費 (円/m <sup>3</sup> )<br>α:大型ブレーカーの割合<br>β:ハンドブレーカーの割合<br>$\alpha + \beta = 1$ C:単位面積当たりのガラ発生量 (m <sup>3</sup> /m <sup>2</sup> ) | ○大型ブレーカー又はハンドブレーカーによる解体費は、建設物価等による。<br>○αとβの割合が不明の場合はα≧4/5の割合を標準とする。<br>○Cが不明の場合は、C=0.832(m <sup>3</sup> /m <sup>2</sup> )を標準とする。 |
| 仮設工事費<br>(解体工事に係る)            | 仮設工事費=交通整理員、防塵シート、足場掛け等、必要最小限の積み上げ額                                                                                                                                                                                                                                                         |                                                                                                                                   |
| 諸経費                           | 諸経费率15%以内<br>諸経費=(解体工事費+仮設工事費)×0.15以内                                                                                                                                                                                                                                                       |                                                                                                                                   |
| 消費税等相当額                       | 消費税法及び地方税法等の規定に基づき算出した額とする                                                                                                                                                                                                                                                                  |                                                                                                                                   |
| 解体費合計=解体工事費+仮設工事費+諸経費+消費税等相当額 |                                                                                                                                                                                                                                                                                             |                                                                                                                                   |

表3 解体工事に伴う運搬費(木造及びRC)

(単位:円)

| 項目                               | 算出式                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 備考                                        |
|----------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------|
| 解体工事費                            | <p>運搬費(円) = (A/Q) × C × 延べ床面積 (m<sup>2</sup>)</p> <p>A : ダンプ1時間当たりの経費 (円/時)<br/> Q : 1時間当たりの運搬土量 (m<sup>3</sup>/時)<br/> C : 単位面積当たりのがれき発生量 (m<sup>3</sup>/m<sup>2</sup>)</p> <p><math>Q = (60 \times q \times f \times E) / C_m</math></p> <p>Q : 1時間当たりの運搬土量 (m<sup>3</sup>/時)<br/> q × f : 1台あたりの積載土量<br/> E : 係数 (0.9)<br/> C<sub>m</sub> : 積込み、運搬、積下しに要する時間 (分)</p> <p>= βL + α<br/> = (60/V) × L + α<br/> β : 運搬1km当たりの所要時間 (分)<br/> = (60/V)<br/> V : 運搬速度 (km/時)<br/> L : 運搬距離 (往復: km)<br/> α : 積込等による待ち時間 (分)</p> <p>注) 路地等でダンプの進入が出来ず、手押し運搬等を行う場合は、別に積算する。</p> <p>(参考)</p> <p>○ダンプ経費<br/> 2tダンプトラック1時間当たりの経費=4,324 (円/時)<br/> 4tダンプトラック1時間当たりの経費=5,094 (円/時)<br/> 10tダンプトラック1時間当たりの経費=8,659 (円/時)</p> <p>○がれき発生量<br/> 木造=木質系0.47 (m<sup>3</sup>/m<sup>2</sup>)<br/> 〃=ガラ系0.34 (m<sup>3</sup>/m<sup>2</sup>)<br/> RC=ガラ系0.832 (m<sup>3</sup>/m<sup>2</sup>)</p> <p>○1台当たりの積載量 (q × f)<br/> 2tダンプトラック=3.1m<sup>3</sup> (木質系)、1.6m<sup>3</sup> (ガラ系)<br/> 4tダンプトラック=4.6m<sup>3</sup> (木質系)、2.5m<sup>3</sup> (ガラ系)<br/> 10tダンプトラック=10.0m<sup>3</sup> (木質系)、6.6m<sup>3</sup> (ガラ系)</p> <p>○V ≥ 6km/時(交通渋滞の解消策を図り、できる限りV ≥ 10とする)</p> <p>○α ≤ 16分</p> | ○算出式に用いる係数を各市町村で設定していない場合は、参考欄に示す値を標準とする。 |
| 諸経費                              | <p>諸経费率15%以内</p> <p>諸経費 = 運搬費 × 0.15以内</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                                           |
| 消費税等相当額                          | 消費税法及び地方税法等の規定に基づき算出した額とする                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                                           |
| 解体工事に伴う運搬費 = 運搬費 + 諸経費 + 消費税等相当額 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                                           |

環廃企発第 1602221 号  
環廃対発第 16022210 号  
環廃産発第 1602225 号  
平成 28 年 2 月 22 日

各都道府県廃棄物行政主管部（局）長  
広域臨海環境整備センター理事長  
中間貯蔵・環境安全事業株式会社代表取締役社長 } 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課長

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長

災害等廃棄物処理事業及び廃棄物処理施設災害復旧事業の  
事業計画の変更に伴う事前協議の取扱いについて

「災害等廃棄物処理事業費補助金及び廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金  
実施要領」（平成 28 年 1 月 26 日付環廃対発 1601263 号）第 5 で定める事業計  
画の変更に伴う事前協議について、事業実施後に予期せぬ事由が発生し、やむ  
を得ず交付決定時の事業計画を変更する場合の取扱いは下記のとおりとする。  
都道府県におかれては、貴管内市町村等に対して周知願いたい。

## 記

### 1. 事前協議書の提出方法について

申請者は、様式自由により変更理由等を記した事前協議書を作成し、「災  
害等廃棄物処理事業費補助金交付要綱」（平成 19 年 4 月 2 日付環廃対発  
070402002 号。以下「処理要綱」という。）第 6 条に定める様式第 3 号又は  
「廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金交付要綱」（昭和 50 年 2 月 18 日付  
厚生省第 110 号。以下「復旧要綱」という。）第 6 条に定める様式第 3 号の  
案と関係書類を添付し、郵送等により担当課室宛て提出するものとする。

## 2. 事前協議書の提出時期について

処理要綱第6条及び復旧要綱第6条に定める変更交付申請の事前手続きの位置付けであることを踏まえ、事前協議書の提出は交付決定後に行うこと。

交付決定前に予期せぬ事由が発生した場合にも、当該事由が真に補助事業に影響を与えるのかどうかを精査することとし、事前協議書の提出は交付決定後に行うこと。

## 3. 管轄財務局への報告について

申請者は、環境省における事前協議書の受理後、当初の現地調査立会の趣旨に鑑み、協議内容について管轄の財務局へ報告するものとする。

ただし、変更の要因が単なる単価変動のみによるものは除く。

なお、原則として郵送又は電話等により行うものとし、郵送した資料等について説明を求められた時は、財務局に対し、変更内容等の説明を行う。

## 4. その他

本取扱いに疑義が生じたとき、本取扱いにより難い事由が生じたとき、あるいは本取扱いに記載のない細部については、環境省担当官と速やかに協議しその指示に従うこと。

表：変更内容と協議等について

| 事業費の変更          | 環境省との事前協議     | 財務局への報告                                            |
|-----------------|---------------|----------------------------------------------------|
| 増及び<br>30%を超える減 | 必要<br>(交付決定後) | 必要<br>(事前協議書受理後)<br>※ 変更の要因が単なる単価<br>変動のみによるものは除く。 |
| 30%以下の減         | 不要            | 不要                                                 |
| なし              | 不要            | 不要                                                 |

(注1) 事前協議書の提出は交付決定後に行う。

(注2) 財務局への報告は、環境省における事前協議書の受理後とし、原則として郵送又は電話等により行う(変更の要因が単なる単価変動のみによるものは除く。)

(注3) 現地調査時において、必要性を認められずに補助対象外となった事業、現地調査時に申請のなかった事業内容の追加等の変更については原則として認められない。

以上

(参考様式)

平成〇〇年〇〇月〇〇日

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課 御中

市町村等名:〇〇市  
所属・部署名:〇〇部〇〇課  
担当者名:〇〇 〇〇  
TEL:000-000-0000  
e-mail:〇〇〇@〇〇.〇〇.jp

### 事業計画の変更に伴う事前協議書

平成〇〇年度災害等廃棄物処理事業費補助金について、下記のとおり事業費(国庫補助基本額)の変更をしたいので、「災害等廃棄物処理事業及び廃棄物処理施設災害復旧事業の事業計画の変更に伴う事前協議の取扱いについて」(平成28年2月22日付環廃企発第1602221号・環廃対発第16022210号・環廃産発第1602225号)に基づき協議します。

#### 【備考】

交付決定通知年月日 :平成〇〇年〇月〇日  
交付決定通知番号 :環廃対発第00000000号  
変更交付決定通知年月日:平成〇〇年〇月〇日  
変更交付決定通知番号 :環廃対発第00000000号

#### 記

#### 1. 変更理由

(事業毎に、今回変更する理由を具体的に記載)  
<例:災害廃棄物の量の増加の場合>  
災害廃棄物の処理にあたり、処理量が当初予定していた数量を上回ることが判明した。このことにより、災害廃棄物の運搬・処理事業について、交付決定を受けた時点の事業内容から変更が生じるため。  
【注】上記のような理由に加え、必ず交付申請書提出時点において予見できなかった理由を具体的に記載すること。

#### 2. 増減内訳

| 区分   | 費目  | 細分 | 数量  | 単位 | 単価(円)    | 金額(円)       |        | 増減率(%) | 備考 |
|------|-----|----|-----|----|----------|-------------|--------|--------|----|
|      |     |    |     |    |          | 上段:変更前      | 下段:変更後 |        |    |
| ごみ処理 | 労務費 |    | 100 | 人日 | (8,000)  | (800,000)   | -50%   |        |    |
|      |     |    | 50  | 人日 | 8,000    | 400,000     |        |        |    |
| ごみ処理 | 借上料 |    | 200 | 台  | (9,000)  | (1,800,000) | -50%   |        |    |
|      |     |    | 100 | 台  | 9,000    | 900,000     |        |        |    |
| ごみ処理 | 燃料費 |    | 100 | L  | (100)    | (10,000)    | 0%     |        |    |
|      |     |    | 100 | L  | 100      | 10,000      |        |        |    |
| ごみ処理 | 修繕費 |    | 1   | 式  | (20,000) | (20,000)    | 0%     |        |    |
|      |     |    | 1   | 式  | 20,000   | 20,000      |        |        |    |
| ごみ処理 | 薬品費 |    | 50  | L  | (2,500)  | (125,000)   | 0%     |        |    |
|      |     |    | 50  | L  | 2,500    | 125,000     |        |        |    |

|      |       |  |     |   |             |              |      |          |
|------|-------|--|-----|---|-------------|--------------|------|----------|
| ごみ処理 | 道路整備費 |  | 1   | 式 | (100,000)   | (100,000)    | 0%   |          |
|      |       |  | 1   | 式 | 100,000     | 100,000      |      |          |
| ごみ処理 | 手数料   |  | 600 | t | (30,000)    | (18,000,000) | -33% |          |
|      |       |  | 400 | t | 30,000      | 12,000,000   |      |          |
| ごみ処理 | 委託料   |  | 1   | 式 | (3,000,000) | (3,000,000)  | -33% |          |
|      |       |  | 1   | 式 | 2,000,000   | 2,000,000    |      |          |
| 合計   |       |  |     |   |             | (23,855,000) | -35% | 30%を超える減 |
|      |       |  |     |   |             | 15,555,000   |      |          |